

平成16年度



聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握

及び再構築検討事業



報 告 書

財団法人 全日本ろうあ連盟
(聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再構築検討委員会)

ご あ い さ つ

財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 安藤豊喜

独立行政法人福祉医療機構のご支援を得て、全日本ろうあ連盟が、手話関係者等の協力を受けて取組んできた「聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再構築検討」事業の中間報告書をお届けします。

この事業は、2年間の継続事業であり、中間報告となる1年目の検討事項は、「現状把握」が主テーマです。昭和45年に始まった手話奉仕員養成事業を出発点として、手話を言語とする聴覚障害者の情報・コミュニケーション保障を目的として実施されるようになった手話通訳設置事業、手話奉仕員派遣事業の現状と課題に焦点をあてた検討が行われました。

この中で鮮明になったのは、まず、手話奉仕員養成事業による国民的な手話の普及が評価され、それに比例して手話と聴覚障害者に対する社会的な差別や偏見の意識も変革されつつあることです。しかし、手話を言語とする聴覚障害者の社会参加や自立をサポートする手話通訳制度はまだ発展途上にあり、聴覚障害者はもとより社会的なニーズに応えるものになり得ていません。

私が社会的なニーズというのは、手話通訳者は聴覚障害者だけでなく、聴覚障害者への情報提供やコミュニケーションを必要とする健聴者側にも必要なものであり、いわば社会的なものと認識すべきと考えるからです。

手話普及の努力としては、毎年、全国の市町村で手話講習会が開かれていますが、修了者の多くが、「聴覚障害者との初歩的な会話が可能」なレベルに終わり、生命・財産・権利の分野に関する手話通訳が可能なほどに習熟する人が少ないことです。その原因は、専門的な養成システムを備えた機関での養成になり得ていないのと、手話通訳士の資格を取得しても職業として自立できる条件が未整備等の問題があるためです。従って、この中間報告は、課題面が前面に出たものになっています。

現在の手話関係事業は、予算的、制度的な不備が克服されないまま継続されていることに特徴があります。このような現状に対して、聴覚障害者が感じていることは、手話に対する国民的な理解は深まっているが、情報・コミュニケーションを支援する手話通訳者の技術的・知識的なレベルは、地域的、個人的な差が大きく、手話通訳派遣体制も聴覚障害者人口の多い都市に集中し、多くの市町村では手話通訳者不在が続いていることの不合理です。

我が国の手話を中心としたコミュニケーション支援の現状が、この中間報告で明らかにされ、次の再構築の検討に活かされることを期待します。

目 次

第1章 はじめに	1
1．事業の目的	
2．本事業を行うにあたって	
第2章 手話通訳設置・手話通訳者派遣事業の現状	3
1．聴覚障害者の実態	3
(1) 聴覚障害者数	3
(2) コミュニケーション方法	3
(3) 手話通訳者の通訳と生活支援	8
2．手話通訳関係事業費の状況	9
3．設置された手話通訳者の実施状況	10
(1) 設置手話通訳の状況把握の困難	10
(2) 『手話通訳者の労働と健康実態調査の報告』にみる設置された手話通訳者	10
(3) 札幌市専従手話通訳者の業務内容	12
(4) A市における手話通訳業務状況	13
(5) 手話通訳・援助事例	14
4．手話通訳者派遣の実施状況	16
(1) 派遣事業の実施状況	16
(2) 自治体単独事業の実施状況	17
(3) 聴覚障害者情報提供施設の実施状況	17
(4) 手話通訳分野	18
(5) 手話通訳事業の財源	20
5．手話通訳者の状況	21
(1) 手話通訳者数	21
(2) 登録手話通訳者の状況	21
(3) 手話通訳単価	22
6．手話通訳実施体制	24
(1) 手話通訳設置・派遣体制	24
(2) 市町村と広域の手話通訳派遣体制	26

第3章・手話奉仕員養成事業、手話通訳者養成・認定・研修事業等の現状	28
1．はじめに	28
2．各種事業の現状	29
(1) 手話奉仕員養成事業	29
(2) 手話通訳者養成事業	31
(3) 手話通訳者現任研修事業	34
(4) 手話通訳者認定事業	35
(5) 手話通訳士認定事業	38
(6) 講師養成事業	40
第4章・課題	41
1．設置・派遣制度の課題	41
(1) 手話通訳ニーズの把握	
(2) 手話通訳者の役割の明確化	
(3) 手話通訳実施体制の検討と推進方法の提示	
2．養成・認定制度の課題	41
(1) 手話奉仕員養成事業のあり方の検討	
(2) バリアフリーとしての手話普及事業のあり方の検討	
(3) 手話通訳者養成・研修事業のあり方の検討	
(4) 手話技能評価事業・手話通訳技能評価事業のあり方の検討	
(5) 手話通訳者認定事業のあり方の検討	
(6) 手話通訳士認定事業のあり方の検討	
(7) 手話奉仕員養成事業、手話普及事業、手話通訳者養成・研修事業における講師養成のあり方の検討	
(8) 各種事業の実施主体および事業費用のあり方の検討	
【資料】	43
1．静岡の事例：市町村事業全面展開	43
2．香川の事例：聴覚障害者情報提供施設の広域派遣実施の例	51
3．札幌の事例：専従手話通訳業務と登録手話通訳者派遣	58
4．介護保険・支援費制度における課題	70
5．全国手話研修センター委託登録試験県別合格率一覧	79
6．手話通訳者登録試験実施についてのアンケート	80
【委員会開催経過報告】	99
【委員名簿】	102

第1章．はじめに

1．事業の目的

1970 年に手話奉仕員養成事業が開始されたのを始め、手話通訳設置事業・手話奉仕員派遣事業等、ろう者へのコミュニケーション保障が国の施策として相次いで行われることとなった。

ただし、上記事業名をみてもわかるように、「手話奉仕員」と「手話通訳者」が混在しており、その名称と内実の一致を見ないまま事業は全国的に実施され、それぞれに相互関係をもちながら発展してきた経緯がある。

独立行政法人福祉医療機構からの助成事業として、1 年目（2004 年度）は上記の経緯を踏まえて現在国の施策として行われている手話通訳関連事業等を中心に現状把握と事業内容の検証等を行い、2 年目（2005 年度）でろう者をとりまくコミュニケーション支援、主に手話通訳事業を中心に手話奉仕員・手話通訳者・手話通訳士それぞれの役割やそのあり方の整理・提言をしたく本事業を行うにいたった。

2．本事業を行うにあたって

1981 年の国際障害者年を契機として、社会参加の理念は「社会への適応」から「完全参加と平等」へと発展した。続く 21 世紀こそ、障害者が自らの障害を正しく認識する中で、社会への完全参加と平等を実現するための諸権利を保障される時代となるべきである。

まず、国連の障害者権利条約特別委員会で世界各国が意見の一致を見ているように、ろう者の「言語を使用する権利」が保障されるべきである。ろう者は、自らの障害を正しく認識するために、同じ障害を持つ仲間と出会い、手話でのコミュニケーションを通して、社会生活における文化的なつながりを保ってきた。手話はろう者の過去、現在、そして未来においてろう者のアイデンティティ形成に大きな役割を果たしつづけている。よって、ろう者がコミュニケーションのために使用する手話は、30 を超える国々と同様に、ろう者が使用する言語としての法的な位置付けがなされるべきと考える。また、国の公用語として認められるべきであると考ええる。

次に、ろう者が健聴者と交流し社会の中で学び、働き、生活していくためには、自ら考えたことを表明し、みんなと話し合い、協同作業を行なうための前提条件として、コミュニケーションの保障が必要不可欠である。コミュニケーションが保障されることは、ろう

者が基本的人権を守られ、国際人権規約に規定された行動の自由を保障する「自由権的権利」を行使し、かつ社会生活上の市民的諸権利を保障する「社会的権利」を行使することでもある。

歴史的に見ると、日本は手話の国民的な普及施策により、手話の広がりや、ろう者への正しい理解促進とろう者を排除せず差別しない社会作りに寄与しているといえる。これは「ノーマライゼーション」の実現に通じるものであり、ろう者が暮らしやすい地域社会及び、幅広い社会参加の基盤作りを目指すものでもある。その一方、ろう者の社会的行動の範囲は障害福祉を越えて、社会全ての分野に及んで拡大しているし、教育や職業などでも専門的な分野への進出が見られる。これら全ての分野で、ろう者が手話の使用を保障され、自由権的権利、社会的権利を行使するためには、今あらためて、ろう者のニーズに基づいた社会環境が整備されなければならないだろう。すなわち、ろう者がいつでも、どこでも、必要な時に安心して社会的資源を活用できるシステムなど、全体的な制度の再構築が求められているということである。

2004年10月12日の社会保障審議会障害者部会にて、厚生労働省から、「今後の障害保健福祉施策について<改革のグランドデザイン案>」が示され、それを具体化した「障害者自立支援法案」が2005年2月10日に閣議決定を経て国会上程された。この法案では手話通訳事業が「地域生活支援事業」として市町村に義務づけられ、介護給付・自立支援給付とは別系統に位置付けられたが、手話普及の施策から出発し、通訳者の養成、通訳者の認定、通訳者の設置及び派遣にいたる全ての事業を有機的に関連付け、それぞれの事業が明確な責任主体のもとで発展していく環境を整えていかなければならない。

以上が本事業を行なうにあたっての、私たちの基本的な考えである。

第2章 手話通訳設置・手話通訳者派遣事業の現状

1. 聴覚障害者の実態

(1) 聴覚障害者数

厚生労働省（2002）による2001年の『身体障害児・者実態調査結果』によれば、

- ・18歳未満の身体障害児8万1900人のうち聴覚言語障害児は、1万5200人(18.6%)、
- ・18歳以上の身体障害者324万5000人のうち聴覚言語障害者は、34万6000人(10.7%)を占めていると推計されている（表2-1、2-2）。

表2-1 身体障害児(18歳未満)の全国推計数（障害の種類×年齢階級）（単位：人）

	総数	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害(再掲)
総数	81 900	4 800	15 200	47 700	14 200	6 000
0 - 4歳	13 500	1 000	2 700	7 000	2 900	1 400
5 - 9	23 100	1 000	3 900	14 200	4 100	1 400
10 - 14	28 900	2 200	5 800	16 600	4 300	1 900
15 - 17	15 400	700	2 700	9 200	2 900	1 200

出所）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2002）『身体障害児・者実態調査結果』（2001年調査）

表2-2 身体障害者(18歳以上)の全国推計数（障害の種類×年齢階級）（単位：千人）

	総数	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害(再掲)
総数	3 245	301	346	1 749	849	175
18 - 19歳	11 (0.3)	-	1	8	2	1
20 - 29	70 (2.2)	7	9	45	9	3
30 - 39	93 (2.9)	8	13	59	13	6
40 - 49	213 (6.6)	16	22	130	45	11
50 - 59	468 (14.4)	47	38	271	113	10
60 - 64	363 (11.2)	29	24	198	112	20
65 - 69	522 (16.1)	37	40	290	154	37
70歳以上	1 482 (45.7)	155	195	739	394	86

出所）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2002）『身体障害児・者実態調査結果』（2001年調査）

(2) コミュニケーション方法

1) コミュニケーション手段の状況(1)：厚生労働省調査

また、同調査によれば、聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況（複数回答）では、

- 「補聴器」79%、「筆談・要約筆記」24.6%、「手話・手話通訳」15.4%、「読話」6.2%
- 「その他」17%、「不詳」43.9%、となっている（表2-3）。

このように見ると、手話通訳を利用する聴覚障害者の数は限られるように思われるが、主に次の点に注意すべきである。

老人性難聴の多さ

「補聴機器」を使っている人が全体の 79%と圧倒的多数を占めているが、「補聴機器」を使っているのは年齢でみると 60 歳以上が 80.5%を占めている。老人性難聴の人がかなり含まれていることに注意が必要である。

補聴機器の補助的利用

補聴器をつけているからといって、音声言語でコミュニケーションをしているとは限らないこと。この調査は複数回答であり、たとえば重度の聴覚障害があり、音声言語が認識できなくても、自動車のクラクション等の音（振動）を感知するために補聴器を利用することなどもあることである。これは筆談・要約筆記、読話についても当てはまる。

手話・手話通訳利用者の存在

手話・手話通訳のコミュニケーション手段をとっている人は総数からみると少なく思われるが、4 万 7000 人の実数を重視すべきであること。

「その他」「不詳」の聴覚障害者の存在

実際の手話通訳では、「手話」による通訳のみならず、後でも見るように、聴覚障害者の様々なコミュニケーション手段に対応していること。つまり、「その他」の 5 万 2000 人（17%）、「不詳」の 13 万 4000 人（43.9%）の聴覚障害者のコミュニケーション保障のためにも手話通訳が利用されており、またされるべきであるということ。

言語としての認知

手話は聴覚障害者の言語として国際的にも認められており、日本においても言語として手話・手話通訳によるコミュニケーション保障を確保しなければならないこと。

表 2-3 聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況（年齢階級別）（複数回答）（単位：千人）

年齢階級	総数	補聴機器	筆談・要約筆記	読話	手話・手話通訳	その他	不詳
総数	305	241	75	19	47	52	134
	100	79	24.6	6.2	15.4	17	43.9
18・19歳	1	1	1	-	1	-	1
	100	100	100		100		100
20～29歳	10	6	5	5	5	1	4
	100	60	50	50	50	10	40
30～39歳	17	10	4	1	3	1	5
	100	58.8	23.5	5.8	17.6	5.8	29.4
40～49歳	32	9	8	3	9	4	13
	100	28.1	25	9.4	28.1	12.5	40.6
50～59歳	48	18	11	3	11	5	17
	100	37.5	22.9	6.3	22.9	10.4	35.4
60～69歳	94	42	13	2	9	11	33
	100	44.7	13.8	2.1	9.6	11.7	35.1
70歳以上	254	152	33	4	9	27	62
	100	59.8	12.9	1.6	3.5	10.6	24.4
不詳	5	3	-	-	-	2	-
	100	60				40	

注） 2001 年度身体障害児・者実態調査より：聴覚障害者数 305,000 人

出所）障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会・視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班（第 3 回）（2004 年 3 月 25 日）資料

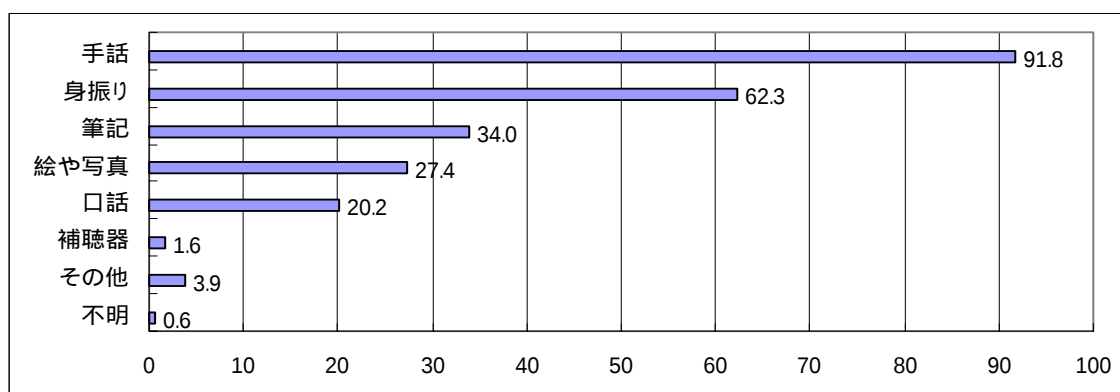
2) コミュニケーション手段の状況(2)：介護保険の場合

さて、上記の「その他」や「不詳」のコミュニケーション手段は何をいうのか。これについては、例えば、2000年に実施した介護保険を利用した高齢聴覚障害者のコミュニケーション手段に関する調査結果が参考になる（図2-1、2-2）。

この調査結果によれば、まず手話通訳事業所に対する調査結果（複数回答可）では、手話が91.8%、身振りが62.3%、筆記が34.0%、絵や写真が27.4%、口話が20.2%、補聴器が1.6%、その他が3.9%、不明が0.6%となっていた。これを、手話のみを使用する人と手話以外の手段も使用する人で分類すると、手話のみが27.2%、手話とそれ以外の方法（+α）が64.7%、手話以外のみが7.6%、不明が0.6%となっていた。したがって、対象は高齢と限定されるが、手話通訳事業所がコミュニケーション保障をするときには手話のみならず、多様な手段を用いていることがわかる。

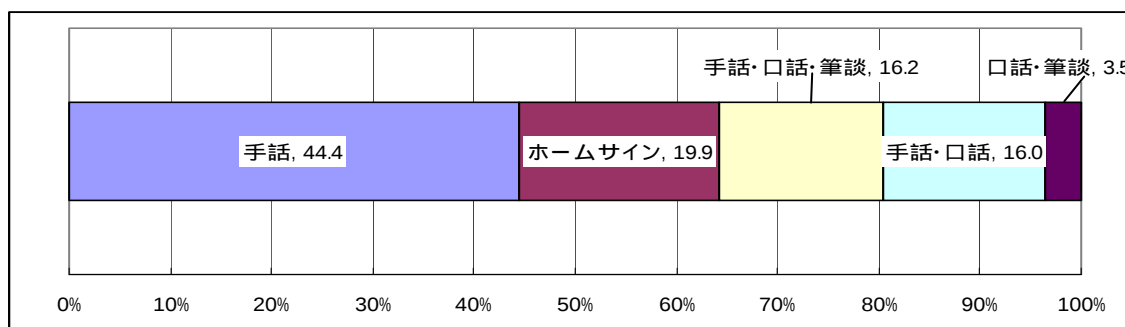
同様に、雇用された手話通訳者に対する調査でも、手話が44.4%、ホームサインが19.9%、手話と口話と筆談が16.2%、手話と口話が16.0%、口話と筆談が3.5%、となっており、コミュニケーション手段の多様性が理解できよう。

図2-1 介護保険における手話通訳者のコミュニケーション手段（複数回答）2000年



注）事業所調査：2000年実施、手話通訳実施する269事業所（回答率42.4%）、利用者284人分出所）全国手話通訳問題研究会編（2001）『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ（p.77）

図2-2 介護保険における手話通訳を実施した被保険者のコミュニケーション手段



注）手話通訳者調査：2000年実施、雇用されている手話通訳者821人（有効回答率71.6%）出所）全国手話通訳問題研究会編（2001）『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ（p.96）

3) 聴覚障害者の障害状況とコミュニケーション方法

このようにしてみると、聴覚障害者の状況によって、コミュニケーション手段が異なってくるということが理解されよう。このことについては、身体障害者ケアマネジメント研究会によって、障害の程度・障害の発生時期・背景によって聴覚障害者を、ろう（あ）者、難聴者、重複障害者に分類したうえで、コミュニケーション方法がどのように異なるのか整理されている（表 2-4）。このコミュニケーション方法をみて分かるように、ろう（あ）者はもちろん、難聴者・中途失聴者も手話を使用している。

また、聴覚障害に加えて、知的障害や精神障害、視覚障害等他の障害をあわせ持つ重複聴覚障害者の場合、手話、手話以外のコミュニケーション手段を使用するが、先にみたように、手話通訳者がこの多様な手段に対応し、コミュニケーション保障に努力しているのである。

表 2-4 聴覚・言語障害者の実態的区分とコミュニケーション

	障害の程度・発生時期・背景	コミュニケーション方法
ろう(あ)者	障害の程度は重度(80～110 デシベル以上)の聴覚障害である。言語障害の程度は、就学前の早期言語教育や聾学校教育の機会の有無、失聴時の年齢等に規定される。聴覚障害の発生時期は先天的あるいは乳幼児期～学齢期。聾学校で教育を受けた人々が大半であるが、近年はインテグレーションによる教育を受けたのち、手話を獲得して「ろう者」を自認する人々もある。	主に手話を使ってコミュニケーションを行う。音声日本語を獲得している場合、副次的に筆談や口話によりコミュニケーションを行う。 学校教育(ろう教育)を受ける機会がなかった場合は、音声日本語及び手話の獲得はなく、身振りがコミュニケーションの中心手段となるが、成人後に聴覚障害者集団の中で手話を獲得する人々もある。
難聴者 中途失聴者	障害の程度は軽度(40～60 デシベル)から最重度(110 デシベル以上)まで聴覚障害の程度は多様。聴覚障害の発生時期は先天的から高年齢期までと多様であるが、中途失聴者については、青年期以降に失聴した人々をいう。教育は普通学校または普通学校に併設の難聴学級で受ける。(注1)	コミュニケーション手段は補聴器を使用した口話によるが、コミュニケーション場面に制限がある場合(多人数での会話場面、騒音のある場所での会話場面など)、補聴器での会話は困難となり筆談が用いられる。重度の聴覚障害がある場合、補聴器は音の識別程度にしか機能せず、この場合は筆談が中心となる。若い年齢層を中心に手話を学び、手話によるコミュニケーションを行う人々もある。
重複聴覚障害者	聴覚障害の程度は重度(80～110 デシベル以上)である。知的障害が重い場合は中程度(60～80 デシベル)の聴覚障害であっても“ろう重複”障害者となる場合もある。 聴覚・言語障害の他に知的障害、精神障害、身体障害(肢体不自由、視覚障害)、内部障害等の障害が重複し、複合的な発達障害や生活障害を有している。教育機会がなかった「不就学ろうあ者」の場合、軽度・中度の知的発達遅滞がみられることがある。	知的障害を重複する場合、軽度の知的障害の場合は手話、筆談によるコミュニケーションができるが、中度・重度の知的障害を重複する場合は、身振りが中心となり、言語的コミュニケーションが困難となる。 精神障害を重複する場合、手話・筆談等によるコミュニケーションができるが、症状により意思疎通が困難な場合がある。身体障害や内部障害を重複する場合は手話、筆談等によるコミュニケーションはできるが、上肢に障害がある場合は、意志伝達装置など他のコミュニケーション手段が補助的に使われる。視覚障害を重複する場合は、点字や指点字、触手話等のコミュニケーション手段が用いられる。

引用者注) 誤解を招く表記があったため、引用に際して一部削除した。

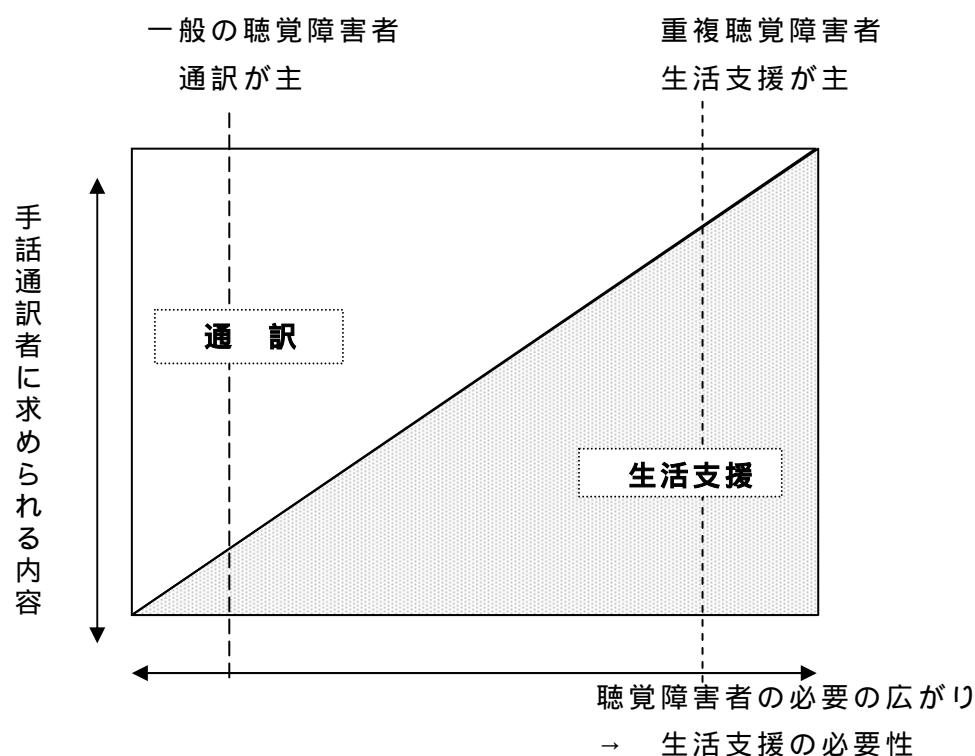
出所) 身体障害者ケアマネジメント研究会監修(2003)『障害者ケアマネジャー養成テキスト 身体障害者編』(第4版)中央法規、p.163

(3) 手話通訳者の通訳と生活支援

1) 手話通訳と生活支援の必要

とくに、重複聴覚障害者（ろう重複障害者）の場合、手話通訳者は単に通訳するのみならず、聴覚障害に関わる社会福祉の専門家として、また 当該聴覚障害者とコミュニケーションをとることのできる支援者として、相談業務や他の施策やサービスとの調整、ときに車椅子を押すなどの介護など、聴覚障害者のコミュニケーション支援と生活支援は密接に結びついており区別できない。従って手話通訳者は場合によって、聴覚障害者の生活支援についても担うことになる。このように手話通訳者は聴覚障害者の必要（ニーズ）に合わせて、聴覚障害者の福祉専門職として、通訳のみならず、生活支援をすることも必要とされる場合があるということには配慮がなされなければならない（図 2-3）。

図 2-3 聴覚障害者の必要（ニーズ）と手話通訳者に求められる内容



２．手話通訳関係事業費の状況

国の手話通訳関係事業は、都道府県事業（政令指定都市含）の「障害者社会参加総合推進事業」と市町村事業の「市町村障害者社会参加促進事業」により実施されている。

47 都道府県と 13 政令指定都市の合計 60 自治体によって実施されている障害者社会参加総合推進事業における 2003 年度の手話通訳関連事業の実績は表 2-5 のとおりである。ただし、同じ事業を自治体単独事業（つまり自治体単独の予算）で行っている所もある。例えば、手話通訳設置事業は国庫補助事業で 43 自治体の実施している一方で、4 つの自治体が単独事業で実施している。そのため、合計 47 自治体で実施され、実施率は 78%となっている。同様に、手話奉仕員派遣事業は 32 自治体の実施し、実施率は 53%であり、手話通訳者派遣事業は 46 自治体の実施し、実施率は 77%であった。

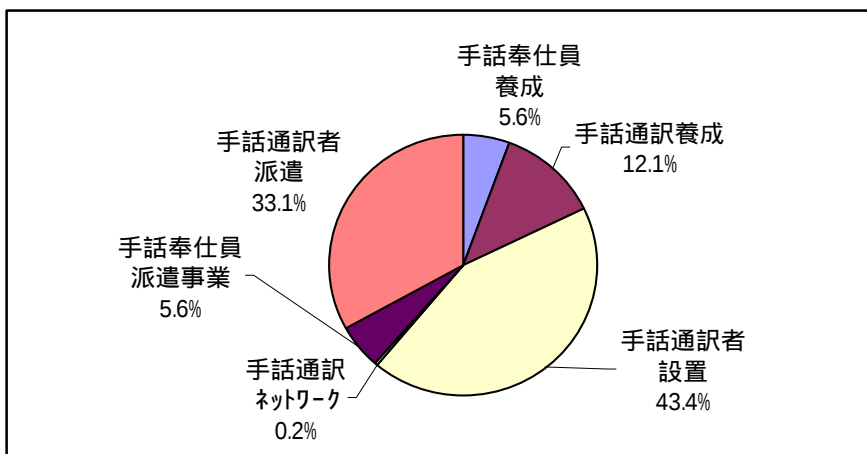
本事業の補助率は国が 1 / 2、都道府県（政令市）が 1 / 2 であるが、2003 年度の国の負担分（都道府県負担分や単独実施分は含まない）は総額で 10 億 5535 万円であった。そのため、本事業の手話通訳関係事業で約 20 億円の支出がなされたと考えられる。また、その構成割合は図 2-4 に示されるように、手話通訳設置事業が 43.4%と最も多く、次いで手話通訳者派遣事業が 33.1%を占めている。手話奉仕員派遣事業は 5.6%であった。

表 2-5 2003 年度 障害者社会参加総合推進事業実施状況（事業費単位：円）

都道府県 指定都市	市町村障害者支援事業						15年度 実績額合計
	手話奉仕員 養成	手話通訳 養成	手話通訳者 設置	手話通訳 ネットワーク	手話奉仕員 派遣事業	手話通訳者 派遣	
実施か所数	42	56	47	5	32	46	
(国庫補助)	(41)	(56)	(43)	(5)	(31)	(45)	
(単独実施)	(1)	(0)	(4)	(0)	(1)	(1)	
実施率	70%	93%	78%	8%	53%	77%	
事業費合計	58,701,486	127,905,784	458,119,755	2,205,219	58,938,786	349,483,106	1,055,354,136
構成割合	5.6	12.1	43.4	0.2	5.6	33.1	100.0

出所）厚生労働省資料より作成

図 2-4 2003 年度の障害者社会参加総合推進事業費の構成割合



出所）厚生労働省資料より作成

なお、2003 年度の市町村障害者社会参加促進事業の実績額は 2005 年 3 月 8 日現在まだ明らかになっていない。ただし、予算規模からこの事業は障害者社会参加総合推進事業の 2 倍ほどになると推察される。

3．設置された手話通訳者の実施状況

手話通訳には大きく、設置手話通訳と手話通訳派遣の2つがあるが、まず、設置された手話通訳者の状況について見ていきたい。

(1) 設置手話通訳の状況把握の困難

設置手話通訳をみていく前提として、設置された手話通訳者の状況を把握するのは次の理由から非常に困難であることを確認しておく必要がある。

- 1) 市役所等で雇用された手話通訳者のなかには、国の補助事業である手話通訳設置事業の補助金を使わない場合、設置手話通訳者として捉えられていない場合がある。
- 2) 市役所以外にも病院や福祉センター、その他の公的機関や公共施設、その他の施設などでも手話通訳者いる場合がある。その場合、手話通訳者として明確に位置づけられている場合と職員が手話ができるという場合と区別が難しい。
- 3) 設置の手話通訳者といっても、市役所内の窓口業務のみの手話通訳に限定されている場合が多い。一方で、必要に応じて外勤が可能な手話通訳者も少数ながらいる。これらを同一に考えることはできない。
- 4) 手話通訳者が設置されていると言っても、1週間に1日だけ設置されているところから、毎日設置されているところまである。また、休日や時間外勤務が可能か否かも地域によって様々である。
- 5) 手話通訳者の雇用として、自治体の正規職員、非常勤職員として雇われているところがある。一方で、社会福祉協議会やその他の民間団体で雇用された正規職員又は非常勤職員が市役所等に出向で配置されている所がある。また、手話通訳者派遣事業を利用して、派遣された手話通訳者を市役所の窓口に設置している場合もある。

以上のことから、設置された手話通訳者の実施状況を正確に把握するのは非常に困難である。これを踏まえた上で、支部組織を通してかなり正確に手話通訳者の実態を全国手話通訳問題研究会（以下、全通研）が調査した『手話通訳者の労働と健康実態調査の報告』と札幌市の専従(専任)手話通訳者の業務内容について紹介し検討しておくこととしたい。

(2) 『手話通訳者の労働と健康実態調査の報告』にみる設置された手話通訳者

1) 調査概要

本調査は全通研が5年ごとに実施している調査である。福祉・医療・労働の分野で雇用されており、頻度に関わらず業務の中で手話通訳を行うもの1147人を対象にした調査である（ただし、障害者福祉施設（共同作業所）、高齢者施設の指導員やろう学校、宗教団体に雇用されているものは対象外である）。有効回答数は985人（85.9%）であった。調査期間は2000年10月1日から20日までとし、2000年10月1日時点での記入を求めたものである。

2) 手話通訳者の雇用形態と業務実態

本調査の主な調査結果について表にして要約したものが表2-6である。

表 2-6 設置手話通訳者の雇用形態と業務実態の調査結果

調査項目	結果				
男女比	女性 89.8%、男性 10.2%				
年齢構成	40代 41.9%、50代 23.6%、30代 22.5%、30歳未満 8.6%、60歳以上 3.4% 平均年齢 43.6歳				
雇用形態		合計	正職員	非正職員	
	自治体	471人(57.7%)	13.1%	86.8%	
	団体	345人(42.3%)	46.4%	53.6%	
	全体	816人(100%)	27.1%	72.9%	
	注) %は報告書の数字から引用者が計算したものである。				
在籍年数	3年未満 28.1%、3-5年 28.3%、6-8年 15.7%、9-11年 9.6%、12年以上 6.6%				
平均月給 諸手当		自治体		団体	
		正職員	非正職員	正職員	非正職員
	男性	36.0万円	15.9万円	31.3万円	17.5万円
	女性	34.2万円	15.9万円	24.1万円	16.9万円
	賞与有	98.4%	51.8%	99.4%	65.4%
	健康保険有	100.0%	97.0%	98.1%	93.6%
	有給休暇有	98.4%	95.9%	98.8%	88.5%
	時間外手当有	92.7%	24.4%	77.6%	39.7%
	業務実施状況 (1ヶ月あたり)	10件未満 27.8%、10～19件 19.1%、20～29件 10.9%、 30～39件 7.7%、40件以上 14.2%、			
手話通訳以外の 業務	派遣業務 35.2%、ろうあ者相談業務 32.4%、事務全般 31.9%、 聴覚言語障害者関連業務 30.1% 身体障害者関連業務 26.3%				
週5日以上勤務 する非正職員	自治体非正職員の 48.2%、団体非正職員の 42.2%				
研修	研修参加の保障 ……保障有 6 0.9% (正職員 80.3% 非正職員 55.2%) 最近1年間の研修会…参加 76.6% (正職員 71.3% 非正職員 78.2%)				
職場の健康診断 の検診実施	通常検診 69.4% 頸肩腕検診 42.9%				
勤務時間外の 通訳対応	登録手話通訳に依頼 51.4%、残業して応ずる 46.4%、日時調整 30%、 他機関に依頼 19.3%、自ら登録手話通訳者で実施 12.4%、断る 7.5%(複数回答)				

出所) 全国手話通訳問題研究会 (2002) 『手話通訳者の労働と健康実態調査の報告』

この表から分かることを簡潔にまとめると次のようである。

- 設置の手話通訳者は、女性、非正規職員が圧倒的に多い。
 - 週 5 日以上勤務している非正規職員は約半数におよぶ。
 - 非正規職員の給料は正規職員の半額程度でしかない。
 - 非正規職員の 6 ～ 7 割の人で時間外手当がつかないなど労働条件が良くない。
 - 手話通訳者は手話通訳業務以外にも、派遣業務や相談業務、障害関係や一般の事務全般等もしている。
 - 研修を保障されている人が 6 割でしかない。
 - 通常検診で 3 割、頸肩腕検診で 6 割の人が検診を受けていない。
 - 勤務時間外の手話通訳依頼について、登録手話通訳に依頼する人が半数になる。
- 同様に、残業したり、自ら登録手話通訳者となったりして実施するという労働条件の厳しさがわかる。
- 一方、再度日時を変更したり、中には断ることも 7 % もあり、手話通訳が利用しやすくなっていない。

(3) 札幌市専従手話通訳者の業務内容

また、具体事例として、札幌市専従手話通訳者の業務内容を見てみると、次の表 2-7 のような事項が挙げられる（詳しくは【資料 3】を参照）。

表 2-7 札幌市専従手話通訳者の業務内容

1) 手話通訳（現場通訳）	
2) 手話通訳派遣	・手話通訳派遣コーディネート ・手話通訳派遣状況の記録 ・派遣情報紙作成
3) 手話通訳養成・研修	・手話講習会～初心者対象 ・中級手話講習会～地域手話サークル活動 2～3 年の人を対象 ・手話通訳者養成講座～市登録手話通訳者をめざす人を対象 ・手話通訳者研修会・学習用ビデオ貸出し ・手話通訳者養成等運営会議
4) 登録認定試験等	・登録手話通訳者認定試験 ・新登録手話通訳者オリエンテーション
5) 特殊健康診断・特健学習会	
6) 石狩支庁管内専任手話通訳連絡会議	
7) 統計分析	
8) 地域啓発	

専門的な手話通訳に従事している設置されている手話通訳者の業務内容は、専門的な手話通訳のみならず、それに関わって非常に幅広い業務を行っていることがわかる。

(4) A市における手話通訳業務状況

ここで、事例としてA市の手話通訳者の業務状況について見ておきたい。A市は人口8万3000人、聴覚障害者307人(1～3級125人)の市である。その市の職員である手話通訳者と奉仕員の業務状況は以下の表2-8のようである。ここから読み取れる手話通訳業務の特徴は次のような点である。

- 職員と奉仕員との通訳があるが、職員による手話通訳業務件数が圧倒的に多い。
- 特に、命や生活に関わる医療や住宅・生活では職員による手話通訳が中心である。
- 業務内容別にみると、通訳業務は55.7%であり、他に相談・文書援助が35.3%、調整・その他が9.0%となっている。
- 庁外での業務が52.7%と半数以上を占め、時間外での対応も約9%を占めている。

このように、手話通訳の職員は命や生活に密接した手話通訳を担い、そのために手話通訳者は単に手話通訳を行うだけでなく、同時に相談や調整等も行っていることが分かる。また、そのためには、庁内業務に限らず、庁外や時間外の柔軟な支援も求められることもあるのである。

表2-8 A市における手話通訳業務記録、2003年度

内容	職員	奉仕員	通訳業務集計	通訳TEL 通訳	相談・文 章援助	調整 その他	業務内 容合計	庁外	時間外
各種・手続き	69		69	59	10		69	3	1
職業・労働	4		4	2	2		4	2	
育児・教育	18	10	28	28			28	18	5
医療・健康	224	4	228	188	47	3	238	194	33
介護保険	82		82	53	13	23	89	59	2
家族・親族	2		2		2		2		
住宅・生活	360	16	376	114	270	16	400	190	8
会議打合せ	26	12	38	38			38	22	8
文化・教養	18	15	33	31	1		32	14	2
社会活動	64	7	71	50	24		74	25	7
スポーツ	12	6	18	9	9	1	19	1	1
警察・検察	2	3	5	5			5	2	
養成講座	97	33	130	90	19	26	135	79	27
生活訓練	47	11	58	28	17	18	63	36	1
研修	5	7	12			12	12	5	4
講座・講習	9	2	11	3		8	11	9	9
奉仕員	27	1	28		28		28		
その他	7		7	1	1	5	7	2	
合計	1073	127	1200	699	443	112	1254	661	108
%	89.5	10.5	100.0	55.7	35.3	9.0	100.0	52.7	8.6

(5) 手話通訳・援助事例

(4)で確認したように、手話通訳者は手話通訳以外にも相談や調整などの援助も行っている。それを具体的に理解するために、手話通訳者が手話通訳に伴ってどのような援助を担っているかを、実際の手話通訳者の報告から2つの事例をみておきたい。

1) 事例1 ～関わりの質を高め、関係調整を行う領域～

【対象者の状況】

Fさん：60歳代、女性。障害状況：聴覚障害2級・言語障害3級、主たるコミュニケーション方法：手話・筆談もある程度は有効。暮らし：ろうあ者の夫（63歳）との二人暮らし、持ち家、健康：脳梗塞の経験有り、それによる一部視野欠損があるが自覚なし、白内障、緑内障。医療の状況：国民健康保険。内科を受診中。

【経過】

5年前から自宅近くの眼科医院に通院している。白内障と緑内障を併発している。また、脳梗塞による視野の欠損もある。これまでに手話通訳者を依頼したことがなく、医師の説明がよくわからないということで、初めて手話通訳の派遣を依頼してきた。1回目の派遣は登録手話通訳者で対応することになった。その登録手話通訳者の報告内容、また次の通訳依頼に本人が書き添えた「眼科の診察。先生はおこっているみたいにボールペンを投げる。どうして、わかりません。私は何も言わないのに。どうか、ベテラン通訳者の人をお願いします。」とのことから、専任通訳者が対応することとなった。

受診時の医師の態度は患者に対して好ましいものではなく、手話通訳者が同席することについてもあまり理解を示してもらえなかった。また、日頃筆談で診療の内容を伝えているので、充分理解が得られていると考えている担当医は、通訳者からの質問や問い直しにたいして、充分に答えてくれないままにその日の診療を終えることとなった。今後のことを考えた場合、このまま通院を続けることは好ましくないと考えたので、一度派遣事務所に相談にきてもらうことを約束した。

安心して治療を受けることが出来る、また自分の病気について充分な理解が得られるように援助するため、比較的多くのろうあ者が利用している眼科病院を紹介することになった。初診での問診の場面で、病気の名前は知っているが、これまで自分が受けてきた治療の内容や病気の状態について、理解が出来ていないことがわかった。待合に置いてあるパンフレットを一緒に見るなどし、病気の違いなどに気づいてもらった。また、担当医もおだやかな性格の医師であったので、本人からも積極的に質問をすることが出来るようになった。病気に対する不安感も取り除かれた様子であった。

今回の事例から気づかされるのは、わかりにくいことをわかってもらうことの難しさである。5年も病院に通っているのに、自分の病気は何なのかわからない。これでは間違っ
て薬をつかってしまう心配も出てくる。正しい服薬と正しい治療のために、医療機関への理解を深める働きかけや治療を受ける側としての日々の学習が必要である。

2) 事例2 ～コミュニケーション環境を整え、資源化を促進する領域～

【対象者の状況】

Aさんは80代、女性で一人暮らしをされていて、緊急時の通報システムの電話のみ一本あっただけであった。2000年に介護保険が導入されて、一時期、利用が定着するまでの間に訪問看護や訪問介護、ヘルパーさんへの手話通訳派遣をするときには約月15件の派遣をした。

【経過】

全てを手話通訳だけがやってしまうのではなく、当初から訪問介護のホームヘルパーには、ケアマネジャーとも相談しながらできるだけヘルパーにコミュニケーションに自信を持ってもらえるように、全く手話でなければ通じないということではないことを伝え、訪問の中で少しずつ身振り、会話の仕方、指差しなど、全部が手話通訳を使わなくてもできることを理解してもらった。その後、現在は訪問介護での手話通訳の依頼はなくなった。ヘルパーの交代時も、ヘルパーには複数で訪問してもらい、その中の身振りや比較的相性の合うヘルパーにそのやり方をヘルパーどうして見てもらいながら、引き継いでもらった。そのとき、手話通訳もすべて通訳するのではなくて、必要とされるところに少し手話通訳として入っていくなどの調整役を担った。

その後、Aさんが脳梗塞で緊急入院し退院後、銭湯にも通えなくなったので、デイサービスの利用を調整した。Aさんがデイサービスそのものの理解ができなかったので、体験を何度かしてもらい、体験している間は手話通訳派遣をすることになった。できるだけ施設の担当職員とも事前に相談を重ねて、本番の時には施設職員の方もできるだけ身振りや触れるように接してもらうようにすることにした。その結果、施設の方が聴覚障害者の高齢の方をパートで採用して、Aさんがデイサービスに来ているときに話し相手になったりなどして、そこで楽しんでサービスを受けられることになった。

近年コーディネーターの仕事として、手話通訳者の派遣コーディネートだけではなく、関係機関への連絡・調整が非常に多くなってきている。例えば、通院先の医師との調整役をしたり、事業所のケアマネジャーと連絡調整を図ってどのような派遣体制にしていけるのか。また、今はとても対象者が不安定だからその方が落ち着くまでメンバーは固定して行くか、などの調整を担うのである。

なぜなら、専任手話通訳者が主に聴覚障害者と手話通訳の関係の情報を持っており、それを相手方の担当者の方に伝えて一緒に相談をしながら派遣をしていくことが増えてきており、自ずとその人々と調整・連絡をとることになるからである。こうして地域に聴覚障害者の理解者を作ったり、聴覚障害者のまわりにできるだけサポートする体制を作っていくことが手話通訳派遣をスムーズに進める上でも重要になっている。

つまり、今までは聞こえるものは電話のベルまでも通訳をするというような感じで通訳をしてきたのであるが、介護保険のいろいろななかかわりの中で特に高齢者ではあえて聞こえるのだけでも通訳しないで、調整役を担うという通訳派遣も増えてきている。

4. 手話通訳者派遣の実施状況

(1) 派遣事業の実施状況

さて、その手話通訳事業の実施状況についてである。2003 年度の実施状況で見ると、手話奉仕員派遣事業は都道府県・政令指定都市で 30 か所(50%)、市町村で 305 か所(9.7%)、手話通訳者派遣事業では都道府県・政令指定都市で 47 か所(78%)、市町村で 119 か所(3.7%)であった(表 2-9)。

表 2-9 聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の実施状況、2003 年度

	手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を習得した者)	
	手話奉仕員派遣事業	手話奉仕員養成・研修事業
都道府県等	30 か所 / 60(50%)	41 か所 / 60(68%)
市町村	305 か所 / 3132(9.7%)	409 か所 / 3132(13%)
	手話通訳者(手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した者)	
	手話通訳者派遣事業	手話通訳者養成・研修事業
都道府県等	47 か所 / 60(78%)	58 か所 / 60(96.6%)
市町村	119 か所 / 3132(3.7%)	-

注 1) 都道府県等 = 都道府県と政令指定都市 13 ヶ所、計 60 ヶ所。2004 年 3 月現在 3,132 市町村。

注 2) 都道府県、市町村の単独事業は含まれていない。

出所) 障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会・視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班(第 3 回)(2004 年 3 月 25 日)資料に一部(分母・%)追記。

ここから分かることは、次のような点である。

第一に、圧倒的大多数の市町村で手話通訳者派遣事業が実施されていないことである。

もちろん都道府県で実施されている同事業が補完することとなるが、広域で対応する場合には以下のような問題点が生じてくるだろう。

- 1) 「往復 2 時間で 30 分の通訳」といような効率性の問題
- 2) 対象となる聴覚障害者の障害状況によって日常生活や障害実態に関する情報を個別的に把握しておく必要があり、広域での派遣システムでは対応しにくいという問題
- 3) 手話通訳者の派遣範囲が広域に及ぶため、緊急時の対応、スーパービジョン(管理指導等)が取りにくい等の問題、である。したがって、広域で対応すると同時に、必要に応じて適切に市町村での実施ができるようにしていく必要がある。

第二に、手話奉仕員事業では、日常会話程度の手話表現技術を習得した「奉仕員」がボランティア的に手話通訳を実施している市町村がある。その一方で、従来からある要綱で「奉仕員」という名称を用いて、専門的な手話通訳を実施している市町村もある。手話通訳を実施する以上、聴覚障害者の生命、財産、教育等の問題など基本的人権の視点から、手話通訳に携わる者の適切な養成とその質の確保のための取り組みが必要である。

(2) 自治体単独事業の実施状況

厚生労働省の資料からは、設置事業の実施状況、自治体の独自予算で実施しているいわゆる自治体単独事業については把握できない。これについては、全通研が 2003 年度に手話通訳者が雇用されている市町村および事業所に対して実施した調査により見てみると(表 2-10)、設置事業のみをしている市町村は 16%、設置と派遣事業両方をしている市町村は 53.1%、派遣事業のみを実施している市町村は 30.9%となっている。

設置の単独事業の割合は 16.5%、派遣の単独事業の割合は 21.5%であった。

したがって、第一に、手話通訳事業を実施している市町村ではおよそ 7 割(69.1%)の市町村で設置事業が実施されていること、第二に、手話通訳事業を実施している自治体の約 2 割は単独事業であること、が推察される。なお、この推察は手話通訳を実施している自治体の 2 割であって、全市町村の 2 割ではないことに注意が必要である。

表 2-10 市町村の手話通訳事業実施および自治体単独事業の状況、2003 年

	実施市町村数	実施割合	設置単独実施	派遣単独実施
設置事業のみ	46	16.0%	38	
設置 + 派遣	153	53.1%	16.5%	58
派遣事業のみ	89	30.9%		21.5%
合計	288	100.0%		

注) 自治体調査：2003 年 11 月～12 月実施。手話通訳設置事業等を実施する自治体の 562 カ所に質問紙郵送調査。有効回答数 344(有効回答率 61.2%)。但し有効回答箇所がばらつき合計が 288。

出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004 年

(3) 聴覚障害者情報提供施設の実施状況

そして、全都道府県に設置されることになっている聴覚障害者情報提供施設(以下、情報提供施設)である。これについては全日本ろうあ連盟の調査によって課題が明確にされている(全日本ろうあ連盟『聴覚障害者情報提供施設実態調査結果一覧』2003 年)。

- 1) 情報提供施設は 2002 年時点でまだ 27(45%)施設しか設置されていないこと(2004 年現在 28 施設となった)。
- 2) 手話通訳者派遣事業を実施している施設は 20 施設(33%)しかないこと。
- 3) 聴覚障害者への相談支援をしている施設は 25 施設(41%)しかないこと。

しかも、その中には年間相談件数 30 件以下の施設が 4 施設、相談員がいない 1 施設を含まれている(注：%は都道府県・政令指定都市 60 の割合)。

つまり、情報提供施設そのものが整備されていないこと、手話通訳派遣の対応もできていない施設が多いこと、その前提としての相談を受け付ける体制ができていない施設が多いこと、が明らかになっている。情報提供施設の早急な整備はもとより、広域的な手話通訳事業の重要な社会資源として、相談体制、手話通訳派遣体制を構築していく必要がある。

(4) 手話通訳分野

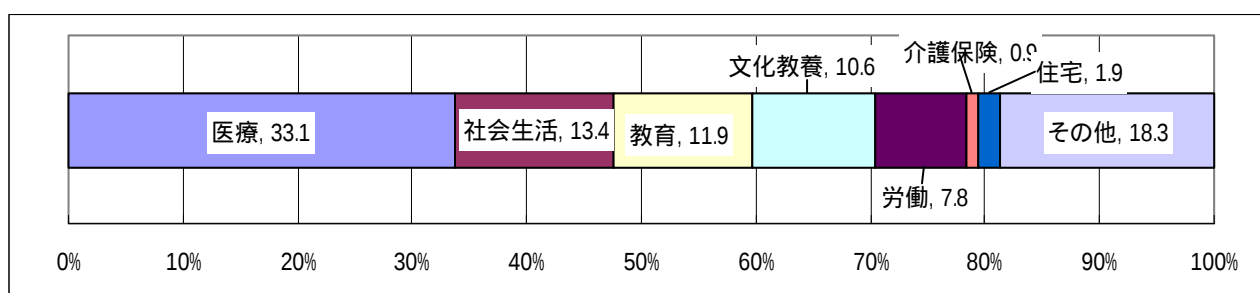
さらに、手話通訳を実施した分野についてみてみよう（図 2-5、2-6）。

2000 年の手話通訳事業所の手話通訳派遣分野をみると、医療 33.1%、社会生活 13.4%、教育 11.9%、文化教養 10.6%、労働 7.8%、介護保険 0.9%、住宅 1.9%、その他 18.3%であった。

また、2002 年に大阪府で実施された調査によると、医療 46.5%、会議 5.9%、教育 16.5%、行事 9.4%、生活 11.4%、労働 2.3%、その他 7.9%であった。

このうち、大阪市だけでみると、医療 83.3%、教育 14.2%、会議 1.0%、行事 1.0%、生活 0.4%であった。

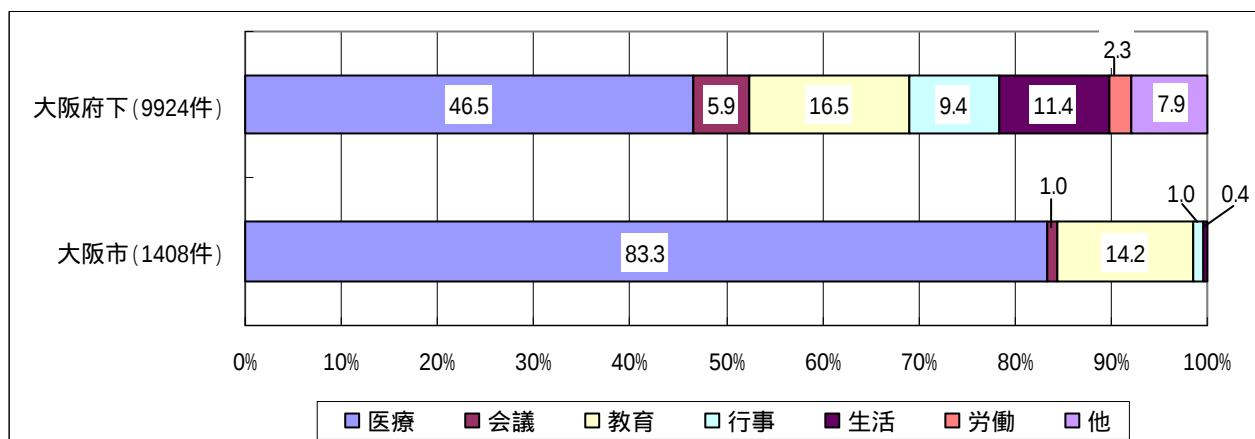
図 2-5 手話通訳派遣分野（1999 年）



注) 事業所調査：2000 年実施、手話通訳を実施している 269 事業所（有効回答率 42.4%）

出所) 全国手話通訳問題研究会編（2001）『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ（p.66）

図 2-6 大阪府下 35 自治体（大阪市含む）および大阪市の派遣内容（2001 年）



注) 2002 年 4 月実施。大阪府下 43 市町村のうち手話通訳派遣制度を実施している 36 自治体を対象に訪問面接調査。回答 35 自治体。

出所) 大阪聴力障害者協会、大阪手話通訳問題研究会、大阪手話サークル連絡会『Bigwave 調査』

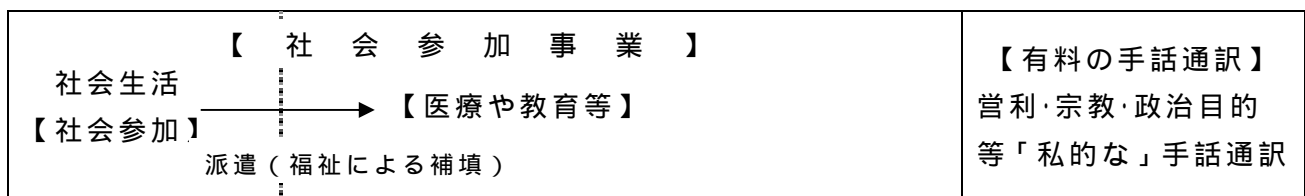
大阪聴力障害者協会 WEB <http://www.yo.rim.or.jp/~rouosaka/index2.htm> より

以上のことから、次のことが重要な点として指摘されよう。

- 1) 数値的には大きな違いがあるようであるが、手話通訳分野として医療や教育など聴覚障害者の基本的な生活ニーズに関わる分野が多くを占めているということ。
- 2) 数ある手話通訳派遣分野のなかで医療が圧倒的に多いのは、利用する聴覚障害者にとって命に関わることであり、医療における手話通訳は聴覚障害者にとって非常に重要であることを示している。一方で、医療の側にしても、今後ますますインフォームド・コンセント（説明と同意）の観点からも医療の分野における手話通訳は重要な領域となってくるはずである。
- 3) これら医療や教育等の手話通訳は主に障害者福祉予算で実施されている。いわば社会福祉予算から医療や教育に財政的に補填をしている格好となっている。
これはこれまでのわが国における聴覚障害者の社会参加状況に対応していると考えられることができるが、本来の市民的自由、差別禁止の観点から見れば、これら領域における手話通訳に係るコスト負担は医療関係予算や教育関係予算等から支出されるべきであり、今後このような方向での制度づくりが必要である。
- 4) 手話通訳の派遣には政治や宗教、営利活動等が伴う場合には利用ができない、または有料にされているなど規制のある自治体が多い。
また、これら手話通訳派遣の規制の問題は、必ずしも福祉予算上の制約だけの問題ではないが、「派遣予算の不足」も大きな要因である。公的責任として対応されるべき部分と私的な対応の範囲をどう考えていくのが議論・検討していく必要がある。

なお、労働分野については、現在、手話協力員制度が進められており、そのために手話通訳事業の利用が少ない可能性もある。これらの実態把握については今後の検討課題とする。

図 2-7 現在の手話通訳関係財源



(5) 手話通訳事業の財源

1) 手話通訳事業財源拡充の必要性

現在、障害者福祉施策の改革の最中であるが、手話通訳事業は聴覚障害者の社会参加の広がりによりますます拡大充実させていく必要がある。その理由は以下のとおりである。

これまで国が進めてきた完全参加と平等やノーマライゼーションという観点からも、聴覚障害者にとって手話通訳事業は基本的かつ中核的な事業であること。

その一方で、現在市町村における手話通訳設置および派遣事業の実施は極めて低く、聴覚障害者が身近な地域で必要に応じて適切に利用できる状況になっていないこと。

障害者差別禁止・合理的配慮、情報バリアフリーの点から見て、医療や教育、司法等のコミュニケーション保障が著しく不十分と言わざるを得ない現状において、これらを代替している手話通訳事業の位置づけは極めて重要になっていること。

手話通訳事業は、「障害者自立支援法案」でも、地域生活支援事業の基本事業に位置づけられ、これまで実施してこなかった市町村にも手話通訳事業の実施が求められることになる。そのため、今まで以上に手話通訳事業の財源が確保されなければならないこと。

また、「障害者自立支援法案」では、市町村の責務（第2条）として「意思疎通について支援が必要な障害者等」に対する円滑な障害者福祉サービスの利用を謳っていること。

また、同法案では、地域生活や就労の方向性が明確にされているなかで、聴覚障害者がますます手話通訳事業を必要とすること。逆に言えば、手話通訳事業なしに在宅福祉や就労を推し進めることは、聴覚障害者を福祉施策から締め出す結果になってしまう。

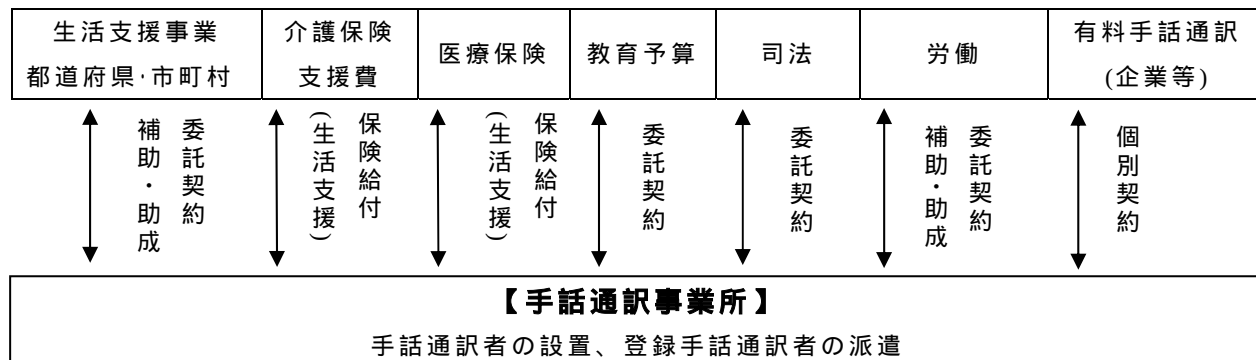
2) 各機関・施設、分野でのコミュニケーション支援の責任性の明確化

以上の理由を踏まえた上で、将来的にはそれぞれの公的機関・公共施設及び各分野において情報提供及びコミュニケーション支援に必要な手話通訳の確保を行うことが必要である。もし、それができない場合には、自治体および各機関・施設が手話通訳事業所に補助金や委託金等を通して実施することも考えうる。例えば、図表化すると以下のようなものである。

表 2-11 各分野（機関、事業所）の財源の一例

機関・事業所	福祉事務所・保健福祉センター	医療機関（病院や診療所）	介護保険支援費	司法（警察、裁判所）	教育	その他 議会、労働等
財源	一般財源	保険給付・医療機関財源	保険給付（加算）	警察予算・裁判所予算	教育予算	議会予算、労働関係予算等

図 2-8 将来的な手話通訳事業所の財源とその経路のあり方の一例



5．手話通訳者の状況

(1) 手話通訳者数

手話通訳をしている手話通訳者の状況である。全国で 2002 年度末の手話通訳士の取得者は 1215 人である。また、都道府県の手話通訳者の派遣登録者は約 3600 人、手話奉仕員の派遣登録者は都道府県分、市町村分を合わせて約 13000 人である（表 2-12）。

ただし、登録については、一人の者が複数の自治体に登録することもあるため、その重複を勘案しなければならないことには注意を要する。

実質、都道府県での認定試験等を合格した手話通訳ができる手話通訳者を主に考えると全国で 3600 人程度にしかならない（重複があるので実際はさらに少ない）。

また、聴覚障害者の日常生活における通訳ニーズに適切に対応できるように、手話通訳者数を増員し、かつ質の高い手話通訳のための養成が必要である。

表 2-12 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援に係る人材の養成状況（2002 年度末）

項目	養成（派遣登録）数		備考
手話通訳士	1,215 人		厚生労働大臣認定試験、合格者数（累積）
手話通訳者	約 3,600 人		都道府県で実施（障害者社会参加総合推進事業）
手話奉仕員	約 13,000 人	都道府県分 約 7,000 人	都道府県及び市町村で実施（障害者社会参加総合推進事業及び市町村社会参加促進事業）
		市町村分 約 6,000 人	

注 1）手話通訳者および手話奉仕員の人数は、各自治体で派遣登録を行っている者の人数。

注 2）各項目の人数には、重複した数字が含まれる。

出所）障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会・視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班（第 3 回）（2004 年 3 月 25 日）資料

(2) 登録手話通訳者の状況

また、2003 年に全通研によって実施された調査によると、登録手話通訳者（奉仕員を含む）について以下のようなことが明らかになった（表 2-13 参照）。

1）1 ヶ月間に、登録された手話通訳者の 43.7% は 1 カ月に 1 ～ 4 件、25.8% は 5 ～ 9 件、10.7% が 15 件以上実施している。

つまり、約半数は月に 5 件に満たない活動しかしていない。

2）登録された手話通訳者のうち、都道府県による資格認定がある人は 68.8%、認定のない人は 29.4% であった。（なお、手話通訳士の資格がある人が 21%）。

したがって、登録された手話通訳者の約 3 割近くが公的な資格のない、つまり手話通訳の質的な担保がなされずに手話通訳が実施されている可能性がある。

3）手話通訳登録しても実際に手話通訳をしているとは限らない。

登録手話通訳者に占めるその 1 年間に実働した手話通訳者数は全体で約 70% である。特に乖離の大きかった自治体は、NN 市 10%、NS 市 13% などが挙げられる。

したがって、手話通訳者数だけでなく、実際に活動する件数や実働状況も勘案して手話通訳の実施を検討しなくてはならない。

表 2-13 登録手話通訳者の現状

ア) 登録された手話通訳者の 43.7% は 1 カ月に 1 ～ 4 件、 25.8% は 5 ～ 9 件の手話通訳

注 1) 1 カ月に 15 件以上実施している手話通訳者は 10.7%

イ) 登録された手話通訳者の 30% は都道府県による資格認定なし

注 2) 県資格あり : 269 人 (68.8%)、 県資格なし : 115 人 (29.4%) 他 : 不明

注 3) 手話通訳士資格あり : 82 人 (21%)、 士資格なし : 306 人 (78.3%) 他 : 不明

注 4) 2003 年 11 月実施。全国で人口規模及び事業所による層化抽出による質問紙郵送調査。447 人抽出し、回答は 391 人 (回答率 87.5%)。

出所) 全国手話通訳問題研究会『登録されている手話通訳者の健康と労働についての抽出調査』2004 年

ウ) 登録手話通訳者に占める実働者数は平均 70%

○ 登録者数等記載事業所 188。登録者数 4052 人、そのうち実働登録者数 2820 人
(事業所は、登録者数と実働登録者数両方を記載していた事業所のみ計算した)

○ 登録者数と実働登録者数との乖離の例 (登録 : 実働) : 特に乖離の大きかった自治体

NN 市 : 29 : 3 (10%)	NS 市 : 302 : 40 (13%)
A 市 : 33 : 7 (21%)	O 市 : 16 : 5 (31%)

注) 手話通訳事業所調査 : 2003 年 10 月～12 月実施。手話通訳設置事業等実施する自治体の事業所 642 カ所および聴覚障害者情報提供施設 5 カ所に質問紙郵送調査。有効回答数 220 (有効回答率 34.0%) (自治体直営 119 カ所、民間 101 カ所)。

出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004 年

(3) 手話通訳単価

そして、手話通訳単価である。これまでに実施された、いくつかの調査結果を見ると、1 時間手話通訳をしたと仮定すると、最低で 600 円、最高で 7280 円のところがあるが、平均すると 1100 円から 1500 円に満たない額である (表 2-14)。これは、介護保険の生活援助 (2080 円)、支援費制度の家事援助 (1530 円) よりも低い額である (表 2-15)。

ここから、手話通訳単価について以下のような点が指摘される。

専門職として正当な評価 (報酬) が設定されていない、
 そのためこの極めて低い報酬により手話通訳者が増えない、
 またこれが手話通訳が広まらない一つの要因となっているのではないか。
 また、手話通訳報酬について地域格差が極めて大きい。

手話通訳の専門性を評価した単価設定の一つの例として、【資料 1】の静岡県の手話通訳者派遣の単価設定が挙げられる。つまり、手話通訳の費用の計算として、手話をしている時間と移動の時間が大きく分けられるが、手話通訳をしている時間はその専門性を評価し、手話通訳をしている実働時間で、2004 年度で 3,180 円 / 時間 となっている。移動時間は手話通訳の専門性を発揮していないとして、夜間や遠距離移動に配慮して交通費を別途支給することになっている。

表 2-14 手話通訳派遣単価・通訳報酬の実態

ア) 通訳者への報酬：平均 3 3 0 6 円 / 3 H → 平均 1 1 0 2 円 / H (通訳 2 時間・3 時間拘束の場合：最低 1 7 0 0 円 (藤井寺市)、最高 5 0 0 0 円 (茨木市)) 注 1) <u>通訳時間を 2 時間、移動時間を片道 3 0 分、交通費を 1 0 0 0 円と想定した場合の金額</u> 注 2) 3 5 自治体のうち、 ○ 報酬の計算方法：時間当り 2 8、件当り 6、無回答 1 ○ 報酬起算時間：家を出てから家に帰るまで 1 4、通訳実施時間 1 3、1 件当り 6、無回答 2 ○ 交通費の負担：利用者 1 8、通訳者 4、両方 2、行政 1 1、無回答 3 出所) 大阪聴力障害者協会、大阪手話通訳問題研究会、大阪手話サークル連絡会『Bigwave 調査』 大阪聴力障害者協会 WEB http://www.yo.rim.or.jp/~rouosaka/index2.htm より 注) 2002 年 4 月実施。大阪府下 43 市町村のうち手話通訳派遣制度を実施している 36 自治体を対象に訪問面接調査。回答 35 自治体。
イ) 派遣時間単価：平均 1 3 4 9 円 / H (最低 6 0 0 円、最高 5 3 0 4 円) 注) 2003 年 11 月実施。全国で人口規模及び事業所による層化抽出による質問紙郵送調査。447 人抽出し、回答は 391 人 (回答率 87.5%)。 出所) 全国手話通訳問題研究会『登録されている手話通訳者の健康と労働についての抽出調査』2004 年
ウ) 情報提供施設 (1 8 ヶ所) の派遣費用：平均 2 9 7 3 円 / 2 H → 平均 1 4 8 6 円 / 時間 (2 時間実施の場合：最低 1 6 0 0 円 (香川)、最高 7 2 8 0 円 (横浜)) 注 1) <u>時間は 2 時間 (但し、通訳時間のみか、派遣されている時間全てかは不明)</u> <u>手話通訳者は登録手話通訳者を想定、交通費は含まれていない。</u> 注 2) 2 7 施設のうち、7 ヶ所は派遣を実施していない。2 ヶ所は単価の記載なし。 注 3) 全国 27 ヶ所の情報提供施設を対象に、2002 年 9 月に調査実施。 出所) 全日本ろうあ連盟『聴覚障害者情報提供施設実態調査結果一覧』2003 年より試算

表 2-15 他制度の単価の例

障害者・支援費制度		介護保険制度	
○ 身体介護	4 0 2 0 円 / 時間	○ 身体介護	4 0 2 0 円 / 時間
○ 家事援助	1 5 3 0 円 / 時間	○ 生活援助	2 0 8 0 円 / 時間
○ 日常生活支援	2 4 1 0 円 / 1.5 時間		
(= 1 6 0 6 円 / 時間)			

6．手話通訳実施体制

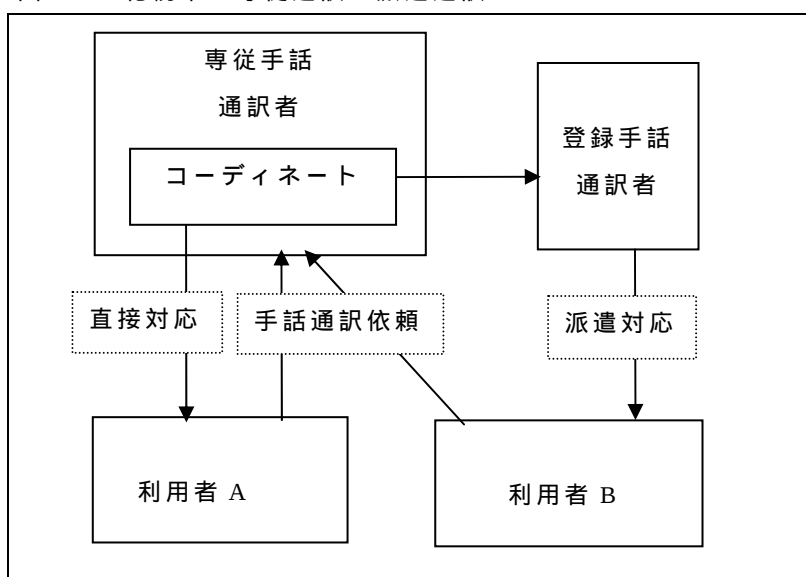
最後に、手話通訳実施体制について検討しておこう。この実施体制として、手話通訳設置・派遣の実施体制、市町村と広域の手話通訳派遣体制に分けて以下述べていく。

(1) 手話通訳設置・派遣体制

1) 札幌市の手話通訳設置・派遣体制

まず、手話通訳設置・派遣体制である。札幌市の専従手話通訳者と登録手話通訳者の大まかな関係を図式化すると、以下の図 2-9 のようである（詳細は【資料 3】参照）。

図 2-9 札幌市の専従通訳と派遣通訳



つまり、設置の専従手話通訳者は聴覚障害者の利用者 A、B に対して、必要に応じて、直接専従手話通訳者が対応したり、登録手話通訳者の派遣によって対応したりしている。

2) 手話通訳実施体制

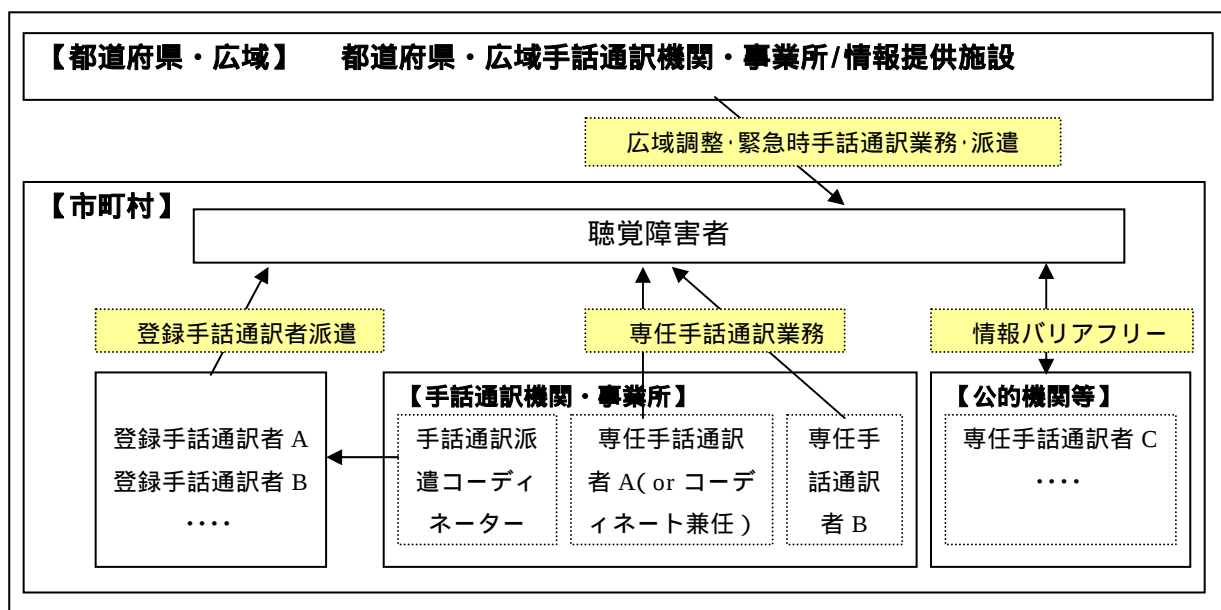
ただし、札幌市のような政令指定都市の場合は、都道府県との関係は生じにくいですが、多くの市町村では、都道府県による手話通訳者派遣と併用されているところもある。

また、手話通訳事業所以外にも、病院やハローワーク、福祉センターなど手話通訳者が設置されている公的機関や公共施設等もある。これを仮に情報バリアフリー事業とすると、手話通訳実施体制は以下の 4 つの事業により構成されと考えられる。

手話通訳設置事業	雇用された専任手話通訳者が常時手話通訳に携わる。
手話通訳者派遣事業	認定・登録された手話通訳者が派遣され手話通訳をする。
広域手話通訳者事業	都道府県や広域事業所に設置・登録されている手話通訳者が、広域調整や緊急時の手話通訳を行う。
情報バリアフリー事業	公的機関・公共施設等に設置された専任手話通訳者が手話通訳を行う。 設置できない場合は派遣事業を利用する。

これを図式化すると以下の図 2-10 のようになる。

図 2-10 手話通訳実施の 4 つの基本形態



3) 手話通訳依頼のあり方

なお、手話通訳の依頼のあり方であるが、これは手話通訳の利用と直接関わってくるので、手話通訳実施のあり方を考える際、考慮が必要である。

主な手話通訳の依頼の仕方としては以下のような 5 つの方法がある。

直接、手話通訳事業所へ訪問して依頼
 FAX・TEL・Eメールによる依頼
 手話通訳をしているなかでの依頼
 相談しているなかでの依頼・対応
 生活支援として必要に応じた対応

一般的に、手話通訳の依頼については、手話通訳事業所へ訪問や FAX 等で依頼されることが多い（ と ）。しかし、手話通訳を実施しているうえで、次回の手話通訳の依頼がなされることもある（ ）。また、役場や福祉施設で生活などの相談をするなかで、手話通訳の必要につながることもある（ ）。そして、はじめから直接の手話通訳のニーズが明らかでなくても、聴覚障害者との日常的な会話のなかから手話通訳の必要が明らかになったり、ときには聴覚障害者の状態やそのおかれた状況から手話通訳者が判断して手話通訳にいたりすることもある（ ）。これはいわゆる手話通訳のアウトリーチとしての対応である。

なお、受付の体制として、聴覚障害者の生活は切れ目はないので、365 日、24 時間体制が必要である。これら相談体制や手話通訳の受付体制がどのようなになっているのか。さらに、市町村と都道府県（広域）の手話通訳事業所、その他公的機関・公共施設に設置されている手話通訳者との役割分担や連携について、今後検討が必要である。

(2) 市町村と広域の手話通訳派遣体制

次に、市町村と広域の手話通訳派遣体制である。これにおおきく市町村が中心となる体制と広域対応が中心となる体制の 2 つの実施体制が考えられる。前者は静岡県、後者は香川県の実施体制が参考になる。以下、順にみてみよう（図 2-11）（詳細は【資料 1・2】参照）。

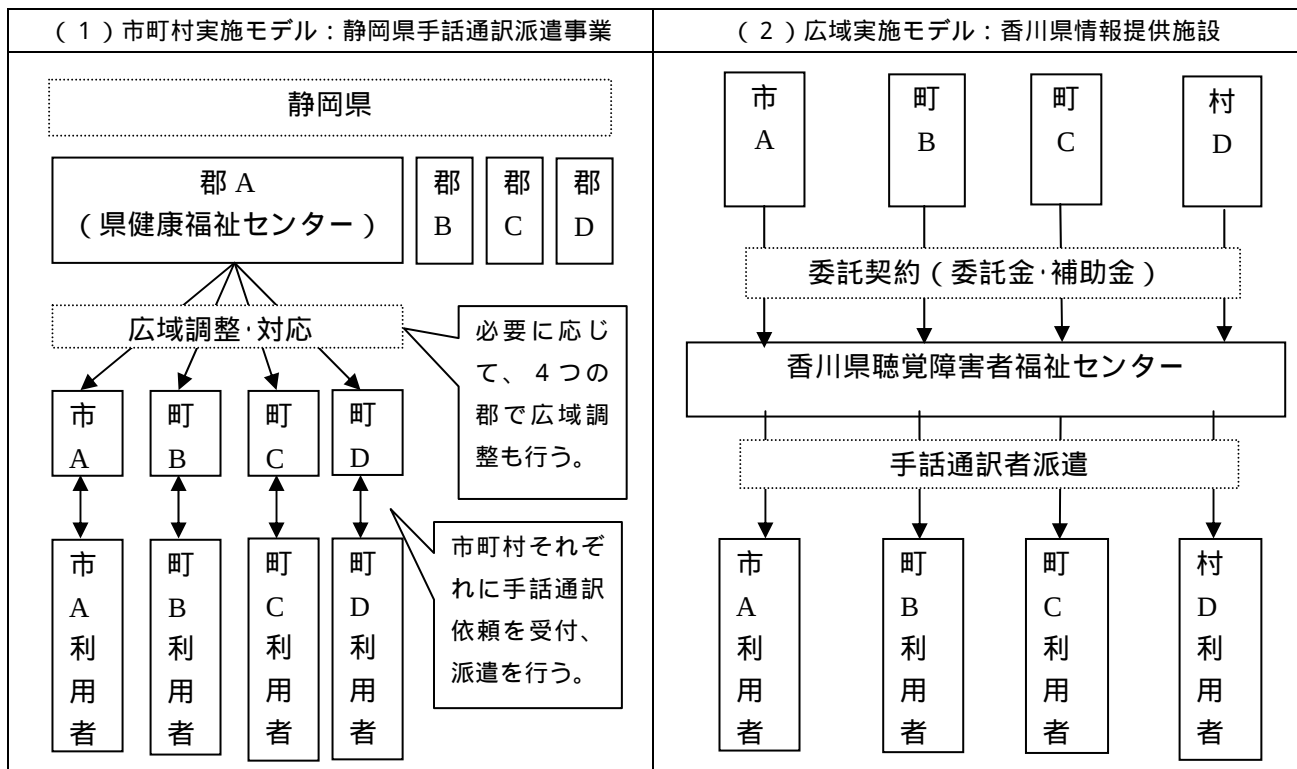
1）静岡県の市町村実施モデル

一つは、静岡県の市町村が中心となった手話通訳派遣体制である。これを市町村実施モデルとしておこう。静岡県は、2004 年 4 月から全市町村で手話通訳者派遣事業を実施している。つまり、聴覚障害者の手話通訳依頼は基本的に全て居住する市町村で受け付け、コーディネートして対応しているのである。この全市町村での実施のために、市町村を対象にしたモデル要綱の提示や研修の実施等が取り組まれた。なお、市町村で対応できない場合、4 つの県の出先機関で対応することになっている。

2）香川県の広域実施モデル

もう一つは、香川県の情報提供施設が中心となった手話通訳派遣体制である。これを広域実施モデルとしておく。香川県は県の面積が狭く、どこも車で 1 時間あれば行くことができるという地理的条件もあるが、この情報提供施設で手話通訳派遣のコーディネートを実施している。この情報提供施設で特徴的なことは、県の委託事業として広域の手話通訳派遣をするのみならず、各市町との設置や派遣の委託契約を結び実施していることである。そのため、どこの市町に住んでいても基本的に同じ水準の手話通訳対応ができるという。

図 2-11 市町村実施モデルと広域実施モデル



2つのモデルを参考に、各自治体で地域の必要にあった適切な事業の実施が臨まれる。

第3章 手話奉仕員養成事業、手話通訳者養成・認定・研修事業等の現状

1. はじめに

手話通訳者の養成は 1970 年の手話奉仕員養成事業によって始められた。全都道府県で実施されるようになり手話の普及においては大きな役割を果たしてきたが、カリキュラムが未整備であるため、全国的な格差が大きく、日常会話技術の習得はできるにしても、言語通訳・翻訳能力および支援能力を有する「手話通訳者」の養成機会としては不十分であった。

この状況を改善するために、1998 年 7 月に「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」(厚生労働省大臣官房障害保健福祉部 1998 年 7 月)が導入された。そして同カリキュラムによる手話通訳者養成事業において、手話通訳者に必要な専門知識・支援技術としての講義・実践学習が取り入れられた。

新しいカリキュラムによる養成事業が 1999 年度から始められ 6 年が経過したが、全国的な状況を見ると、手話通訳設置・派遣事業を必要とする聴覚障害者にとって十分な数の手話通訳者の養成が順調に進められているかといえ、いまだ多くの課題を抱えている状況にある。

この課題はつぎのような状況を生み出している。詳細は後述するが、手話通訳者養成事業カリキュラム修了者に対して都道府県が社会福祉法人全国手話研修センターに委託して行う「手話通訳者登録試験」(以下、「センター委託登録試験」)合格率は 2003 年度で 25.1%であった。(表 3 - 9 参照)

「センター委託登録試験」ではなく、独自の手話通訳者試験を行っている都道府県・政令指定都市(有効回答は 28 都道府県 9 政令指定都市)の 2003 年度の状況は都道府県の合格率 30.8%、政令指定都市の合格率 18.7%となっている。(表 3 - 10・11 参照。全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005 年 2 月より)

一方、1989 年から実施されている手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の合格者数は過去 15 回で 1332 人にのぼるが、平均合格率は 12.1%程度で、年間平均 88 人程度(1 県あたり 1.8 人)の合格者数となっており、現状の大きな課題は、手話通訳者、手話通訳士とも毎年わずかしか増えていないことである。(表 3 - 13 参照)

手話通訳者養成事業の展開といった場合、聴覚障害者と健聴者との言語コミュニケーションの仲介(翻訳)を行う高度の技術を有する手話通訳者の養成が重要である。あわせて、第 2 章にみるように、高齢となった聴覚障害者の介護(介護保険制度)、重複聴覚障害者への支援(支援費制度)、および従来から手話通訳者が関係機関や専門職と共同して支援を行ってきた社会参加に困難を有する聴覚障害者への支援、あるいは差別や偏見、無理解にさらされ生活に困難を有する聴覚障害者への支援において、適切な支援能力を有する手話通訳者の養成が必要となっている。

このような状況のなかで、従来の手話通訳者の養成について検討を加え、今日的な手話通訳の要請に応えうる、手話通訳者の養成を体系的かつ効率的に行うシステムの構築が必要である。

２．各種事業の現状

(1) 手話奉仕員養成事業

手話の認知を粘り強く求める聴覚障害者の運動の成果として始まった「手話奉仕員養成事業」(1970年)は歴史的に手話普及の大きな役割を果たしてきた。この事業を契機に、手話通訳業務を担う人材が育成されるとともに、講座修了者が継続して手話学習を行う手話サークルが各地に発足した。手話サークルは学習活動だけでなく、聴覚障害者やその団体と一緒に、地域での手話の普及や聴覚障害者の社会参加を支援する役割を果たすなど多様な福祉活動を展開し、地域福祉を推進する社会資源として発展してきている。

手話奉仕員養成事業の展開は手話と聴覚障害者に対する理解と認識の深まりのみならず、具体的に聴覚障害者が地域の聞こえる人々と知り合い、語り合い、協同する機会を作り出した。また手話奉仕員養成事業を通じて手話を学ぶ多くの地域住民を生み出してきた。そのような意味で聴覚障害者の自立生活および社会参加を支えてきたといえる。

表 3-1 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援に係る人材の養成状況(2002年度末)

項 目	養成(派遣登録)数		備 考
手話通訳士	1,215人		厚生労働大臣認定試験、合格者数(累積)
手話通訳者	約3,600人		都道府県で実施(障害者社会参加総合推進事業)
手話奉仕員	約13,000人	都道府県約7,000人	都道府県及び市町村で実施(障害者社会参加総合推進事業及び市町村社会参加促進事業)
		市町村 約6,000人	

注1) 手話通訳者および手話奉仕員の人数は、各自治体で派遣登録を行っている者の人数。

注2) 各項目の人数には、重複した数字が含まれる。

出所) 障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会・視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班(第3回)(2004年3月25日)資料

しかし、カリキュラムが整備されてこなかったことから、各地域でかなり講座回数や内容・程度にバラツキが生まれた。特に、言語通訳・翻訳能力および支援能力を有する「手話通訳者」の養成カリキュラムがなく、講師個人の経験に頼った講習会となり、手話通訳者のレベルも全国的に通用する基準がない状態にあった。

この状況を改善するために、1998年7月に「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」(厚生労働省大臣官房障害保健福祉部 1998年7月)が導入された。手話奉仕員は「手話で日常会話ができる人」と規定されて手話通訳者とは明確に区別されることになった。手話通訳者養成事業においては、手話通訳技術を習得する講義・実技に加えて、手話通訳者に必要な専門知識・支援技術としての講義・実践学習が取り入れられた。新しいカリキュラムによる養成事業は1999年度から各地での取り組みが始まった。

表 3-2 「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」

手話奉仕員養成カリキュラム（入門課程・基礎課程 80 時間）の養成目標

「聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する」

手話通訳者養成カリキュラム（基本課程・応用課程・実践課程 90 時間）の養成目標

「身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等についての理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得する」

出所）「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」厚生労働省大臣官房障害保健福祉部 1998 年 7 月

しかし、1998 年度までは、手話奉仕員養成事業及び手話奉仕員派遣事業のみで実施してきた「手話奉仕員」とは手話通訳ができる人であるとする考え方は、関係機関や関係諸団体、地域住民に未だ根強く持たれていると言える。1998 年度までの講習会修了者が派遣事業に登録されるときは、講習会修了後も手話サークルで交流と活動経験を積み、各地域で独自に実施された手話通訳者登録試験に合格することが条件とされる地域が多かった。そのため「手話奉仕員」として登録されるが実質的には「手話通訳者」として活動している人も多い実状があった。

このため、1998 年に通達され 1999 年度からの手話奉仕員養成カリキュラムによる講習会の修了者と、それ以前の講習会修了者は、下表（表 3 - 3）の ～ のように、混同せず明確に区別しておく必要がある。

表 3-3 手話奉仕員養成修了者の新旧カリキュラムによる区分

1998 年度までの旧カリキュラムによる手話奉仕員養成事業修了者	日常生活会話技術の習得にとどまる者
	地域で独自の手話通訳者登録試験に合格して派遣事業に従事している者。実質的には手話通訳者。
1999 年度からの新カリキュラムによる手話奉仕員養成事業修了者	日常会話技術の習得にとどまる者

現在の手話奉仕員養成カリキュラムの 80 時間の養成で獲得できる知識、技術は、手話の理解、聴覚障害者とその福祉についての理解の範囲にとどまるものである。手話学習・手話通訳学習の動機づけの機会として大きな役割を果たしているが、通訳という行為、業務を担うには不十分である。本来「手話通訳者」が担うべきところを、『手話奉仕員で足りる』と捉えられていることや、十分な知識や技術がない手話奉仕員が手話通訳業務にあてられるという弊害が各地で発生していることが課題となっている。

手話奉仕員養成事業による修了者は、「手話で日常会話ができる人」であり、手話奉仕員の役割を地域における障害者福祉のバリアフリーの担い手として、聴覚障害者とともに市

民的な協同を形成する事業としての性格に整理していくことが課題となっている。

表 3-4 市民的協同を進める岡山市の例

手話奉仕員養成事業による「手話教室入門」「手話教室基礎」修了者で希望者が岡山市ふれあい公社に奉仕員登録し、同行者の行事への参加・手伝いの他、今後「ろう高齢者のつどい」への参加を進める。

出所) 全国手話通訳問題研究会『手話通訳問題研究』第 81 号、2002 年、46-47 ページ

一方、この事業によらない手話教室、手話講習会が市町村社会福祉協議会で実施され、手話の普及が行われている。たとえば多くの市町村社会福祉協議会においては、手話関係の講座や行事が事業として行われている。ボランティア育成事業や福祉教育・学習事業、情報提供・啓発事業、体験・交流・イベント事業といった事業名称で実施され、なかには手話奉仕員養成カリキュラムや手話通訳者養成カリキュラムと同等の内容を持つ講座から、1 回～2 回の啓発講座という位置づけまで多様な内容となっている。

また、書籍やテレビ、カルチャーセンター、小中高等学校、専門学校、大学等、国民が手話を学習する機会が増加してきている。児童・生徒の福祉教育、成人の生涯教育の一環としての手話学習の広まりは望ましいといえる。

こうした様々な機会を利用し手話を学習した人たちが、継続して手話を学習する機会を求めたり、実際のボランティア活動の機会を求めたりすることも増えている。

以上の現状をみたとき、現在の「日常会話技術を習得した者」である手話奉仕員養成カリキュラムの 80 時間の養成事業を中心にしつつ、市町村社会福祉協議会等による地域住民の手話学習事業や教育分野などでの手話学習の広がりについて一定の位置と養成事業との関連づけを行う検討が必要である。

(2) 手話通訳者養成事業

手話通訳者を養成する事業は、手話奉仕員養成事業（1970 年）に始まり、手話通訳者養成事業（「手話奉仕員養成および手話通訳者養成カリキュラム」1998 年）に基づき、ほぼ全都道府県で実施されている。しかし、手話通訳者養成事業の予算や開催方法、受講者数等、各県で大きなばらつきが出ているのが現状である。

表 3-5 都道府県・政令都市での手話通訳者養成の実態

予算	：	名古屋市	122,000 円	～	宮崎県	3,726,000 円
時間	：	沖縄県	55 時間	～	滋賀県	122 時間（標準 90 時間）
受講者数	：	宮城県	12 人	～	広島県	240 人（標準 1 クラス 20 人）

出所) 全国手話通訳問題研究会『手話通訳問題研究』第 75 号、「都道府県・政令都市での手話通訳者養成の実態調査」2000 年 4 月

全日本ろうあ連盟が2005年2月に行った「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」によると、手話通訳者養成事業において50カ所中、予算等、事業の実施方法に課題があると回答したところは24カ所、カリキュラム、テキスト、教材に課題があると回答したところは23カ所、受講者の課題があると回答したところは27カ所であった。

図3-1 手話通訳者養成事業における課題（回答：都道府県・政令指定都市 50カ所）

事業の実施方法の課題	カリキュラム、テキスト、 教材の課題	受講者の課題
・遠隔地からの参加者の交通費負担が大きい（2） ・それぞれの地域で開催したいが講師が確保できない（2） ・県内1カ所開催では受講者が集まらない（2） ・予算がないため講座回数が確保できない（2） ・カリキュラムどおりの養成ができない（1） ・市町村での養成レベルと県レベルの養成レベルの調整が必要（1）	・時間、内容、指導方法等カリキュラムどおり進めない（4） ・実習場面の確保が困難（3） ・ビデオ教材の内容の改善（3） ・90時間では足りない（2） ・90時間は長い（1） ・カリキュラムで指導できる講師不足（1） ・自宅学習教材の開発（1）	・受講者の技術レベルに差がある（5） ・身近なところで受講できない/会場が遠隔地で参加できない（3） ・受講者のレベルをそろえるべき（3） ・受講者が集まらない（2） ・受講者が多すぎて受講制限をしなければならない（1） ・認定登録試験不合格者の補講、研修が必要（1） ・事前学習機会の設定（1）

*（ ）数字は自由記述で回答があった数

出所）全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005年2月

養成期間については、手話を学びはじめてから手話通訳者・手話通訳士試験を受験するに至るまで、現状では、手話奉仕員養成カリキュラムで1 - 2年、手話通訳者養成カリキュラムで1年半 - 3年の年月がかけられていることが報告されている（「全国手話通訳問題研究討論集会報告集」2001年～2004年参照）。最短で2年半、最長で5年間と幅が大きい。最長で5年間の養成期間は、受講者にとってはかなりの負担になっていると思われる。学習機会がなかったり、学習者の都合で学習が中断したりして、それ以上の期間を要する場合も多い。学習期間が長期にわたるなかで、学習目標を見失い、手話通訳者や手話通訳士になるための試験受験機会を逃す人々もある。

従来の手話奉仕員養成事業および手話通訳者養成事業には、受講者の学習到達度を測る仕組みがないため受講者は自らの手話技術・手話通訳技術の到達や自己の学習課題がわからない状態となっている。少数ではあるが、養成期間中、それぞれの課程修了ごとに試験を行い、合格者が次の課程に進むことを認めるといった技能評価を行っている地域が報告

されている（「全国手話通訳問題研究討論集会報告集」2001年～2004年参照）。学習者の技能の到達を評価することは、学習者の学習目標が明確となり、学習意欲が高められ、効果的な指導を行うメリットになると考えられる。これまでこのような観点からの技能評価システムが十分検討されてこなかったが、今後検討が必要である。

手話通訳者養成講座を修了した人々を対象に行っている「センター委託登録試験」においては、2003年度の合格者は156人（合格率25.1%）となっている。都道府県や政令指定都市で独自に認定試験を行う場合も、同様に低い合格率にとどまる傾向にある。そのため、手話通訳者養成講座を修了しても派遣事業に登録される手話通訳者は全国的に毎年微増という状況であり、手話通訳者派遣のニーズに充分応えられていない現状がある。

静岡県においては2004年度より全市町村で手話通訳者派遣事業を実施することになったが、登録手話通訳者が居住していない地域があり、近隣の自治体に住む登録手話通訳者が支援する方法を取らざるを得ない状況になっている。このため、手話通訳者の質と量の確保をめざし、下表のように手話通訳者養成事業が大幅に拡大された。

表 3-6 静岡県における手話通訳者養成研修の開催回数の増・合格講座の開催（県実施分）

講座名	2003 年度	2004 年度
手話奉仕員養成（基礎）	1 力所	2 力所
手話通訳者養成（基本）	1 力所	5 力所
手話通訳者養成（応用）	1 力所	3 力所
手話通訳者養成（実践）	1 力所	1 力所
手話通訳者合格講座（特別研修）	講座＋実技	講座＋実技 開催地区と回数の拡充
手話通訳士合格講座	なし	講座＋実技 開催地区と回数の拡充

出所）静岡県障害福祉室 前嶋康寿氏の講義資料「静岡県における手話通訳者派遣事業等の状況について」2004年8月31日

表 3-7 静岡県における手話通訳関係事業予算（県予算状況）

事業名	2003 年度	2004 年度	伸び率
手話奉仕員養成研修事業	1,160,000 円	1,458,000 円	125.7%
手話通訳者養成・現任研修事業	1,042,000 円	6,987,000 円	670.5%
手話通訳者・手話通訳士合格講座	575,000 円	1,100,000 円	191.3%

出所）静岡県障害福祉室、前嶋康寿氏の講義資料「静岡県における手話通訳者派遣事業等の状況について」2004年8月31日より抜粋

他の専門職をみると高等教育機関において養成されている。欧米においては手話通訳者が高等教育機関で養成されるのに比し、日本においては、埼玉県にある国立身体障害者リハビリテーションセンター学院に手話通訳学科（定員 30 名、修業年限 2 年）が設けられている他は、表 3-8 のような高等教育機関で手話通訳者養成が行われはじめたところであり、その数はまだ少ない。なぜなら、手話通訳者の専門性への評価が不十分であり、たとえ大学等で専門知識・技術を習得しても、手話通訳者としての就労先や十分な所得が保障されない現状があるからである。逆に社会的な評価が進めば、高等教育機関での養成が進むものと言える。将来的には、他の専門職と同様に高等教育機関での養成が必要と考えられるが、現状においては、手話通訳者養成事業を都道府県、政令指定都市が責任を持って行う事業として、体系的・効率的に実施していく必要がある。

その場合、適切な養成期間の設定と、開催方法のガイドライン、養成期間中の手話技能等の評価のあり方等、手話通訳者登録試験に合格するまで、継続して手話通訳学習が行えるような条件づくりとして、養成カリキュラムの検討が必要である。

表 3-8 手話通訳者養成課程を持つ高等教育機関一覧 2004 年 5 月 * は学科定員

都道府県	名 称	定 員	修業年限
宮城	仙台福祉専門学校 福祉学科手話通訳士コース	* 6 0	2
東京	世田谷福祉専門学校 手話通訳学科 /手話通訳専攻学科	3 5 / 2 0	2 / 1
東京	日本福祉教育専門学校 社会福祉学科 手話通訳専攻	4 0	2
東京	東京心理音楽療法福祉専門学校 環境 ビジネス IT 学科	7 0	2
愛知	金城学院大学 文学部言語文化学科 /現代文化学部福祉社会学科	* 8 5 * / 8 5	4 / 4
広島	西広島福祉学院 社会教育科	3 0	2
香川	瀬戸内短期大学 養護教育学科手話コース	* 1 0 0	2

出所) 日本手話通訳士協会監修『手話通訳士まるごとガイド』ミネルヴァ書房 2004 年 143 ページより一部修正

(3) 手話通訳者現任研修事業

都道府県における登録手話通訳者の現任研修の実施状況について、全国手話通訳問題研究会の調査（2000 年、2003 年）では、手話通訳者が設置されている事業所あるいは登録する事業所が行う「研修会がある」との回答は 60%にとどまっている。半数近くが実施されていない状況は、早期に改善されなければならない。また、実施されていても研修会の内容や機会が不十分であり、技術研修及び事例研修に対する手話通訳者からの要望は高い。

中央レベルの現任研修としては、財団法人大阪府地域福祉推進財団が国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）で開催している手話通訳者現任研修事業（社会福祉法人全国手話研修センターが支援している）が、手話通訳士養成を目的とする研修を行っている。また、手話通訳士に対してより専門的な領域での手話通訳知識・技術研修を行う手話通訳士現任研修も開催している。手話通訳士に対する研修事業は国立身体障害者リハビリテーションセンター学院、日本手話通訳士協会でも実施されている。しかし、地理的な問題、費用の問題、実施期間（拘束時間）により全国からの参加は制限され、受講者の確保が大きな課題となっている。

このため、登録手話通訳者、設置手話通訳者が、活動する地域において十分な研修機会が保障されるよう、都道府県単位での登録手話通訳者現任研修のカリキュラム整備と、研修事業としての位置づけ、事業の発展・充実させることが必要である。

(4) 手話通訳者認定事業

手話通訳者養成事業修了者相当に対する「センター委託登録試験」は2001年より実施され、合格率は2001年度28.2%（合格者数109人）、2002年度35.6%（合格者数220人）、2003年度25.1%（合格者数156人）となっている。2003年度でみると27カ所実施で1県あたり平均6人程度の合格者である。ただし、合格率が50%になっている地域から4.3%にとどまる地域まで、かなりのバラツキが見られる。

一方、独自に認定試験を行う都道府県の合格率は、2001年度24.8%（合格者数247人）、2002年度19.2%（合格者数171人）、2003年度で30.8%（合格者数296人）となっている。政令指定都市では2001年度33.1%（合格者数60人）、2002年度18.5%（合格者数37人）、2003年度18.7%（合格者数35人）となっている。（全日本ろうあ連盟が加盟団体を対象に行った「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」（以下、「試験アンケート」）2005年2月より。都道府県の有効回答は27、政令指定都市の有効回答は9）

表 3-9 「センター委託登録試験」都道府県別合格率一覧

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
受験者数（人）	387	618	621
合格者数（人）	109	220	156
合格率（％）	28.2	35.6	25.1

* 試験を採用している都道府県、団体は2001年度10カ所、2002年度は23カ所、2003年度は27カ所となっている。

2004年度の結果はまだ出ていないが、34カ所、受験者数841名となっている。

表 3-10 都道府県で独自に実施される手話通訳者登録試験の受験者数・合格者数の推移

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
受験者数（人）	996	891	960
合格者数（人）	247	171	296
合格率（％）	24.8	19.2	30.8

出所）全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005 年 2 月

* ここでは回答のあった 27 都道府県の数字を掲載。

北海道、青森、宮城、秋田、福島、茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、新潟、長野、福井、岐阜、三重、兵庫、鳥取、広島、山口、徳島、香川、福岡、大分、沖縄

* 広島県・広島市は合同で行われ合計数字で回答されているため、県の欄にまとめた。

表 3-11 政令指定都市で独自に実施される手話通訳者登録試験の受験数・合格者数の推移

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
受験者数（人）	181	200	187
合格者数（人）	60	37	35
合格率（％）	33.1	18.5	18.7

出所）全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005 年 2 月

* ここでは回答のあった 9 市の数字を掲載。

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、神戸市、北九州市

表 3-12 2003 年度手話通訳者登録試験実施状況

	都道府県名	政令指定都市名
「センター委託登録試験」を実施	青森 岩手 宮城 秋田 山形 富山 福井 静岡 愛知 滋賀 京都 奈良 広島 徳島 香川 愛媛 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 21 府県	札幌 京都 広島 福岡 4 市
独自の認定試験を実施	北海道 福島 茨城 栃木 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 新潟 長野 岐阜 大阪 兵庫 鳥取 福岡 16 府県	札幌 仙台 さいたま 千葉 川崎 名古屋 大阪 神戸 8 市
「センター委託登録試験」と独自試験の両者を実施	群馬 三重 山口 大分 4 県	
認定試験の未実施	石川 和歌山 島根 岡山 高知 沖縄 6 県	横浜(「センター委託登録試験」移行準備のため) 北九州 2 市

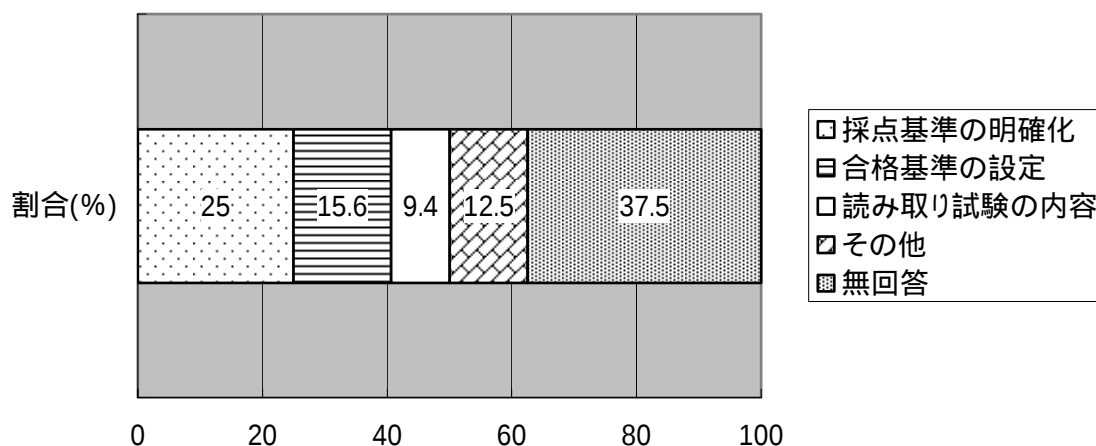
出所) 全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005 年 2 月

「センター委託登録試験」の導入について、検討中とあるのは 1 府 3 県 1 市であるが、「予算がない」1 道 3 県 1 市、「独自試験を行っている(から導入は不要)」「導入について意見がまとまらない」4 県 3 市、「実施体制が整わない」1 県となっている。

手話通訳者登録試験についての課題として「試験アンケート」(46 県・4 政令指定都市 計 50 カ所回答)の結果を見ると「登録試験の実施方法」(採点基準の不明確さ、適切な合格基準の設定)32 カ所、ついで「登録試験に関する予算の確保」(公費負担の増加希望、実施費用が高額となる、受験者負担の重さ)29 カ所、「登録試験の実施方法」(会場・機材・スタッフ確保の困難、試験の実施時期の問題)24 カ所があげられている。

手話通訳者登録試験の実施方法の課題について回答のあった 32 都道府県・政令指定都市について取り上げてみると、課題があるとしているのは、採点基準の明確化について 25%、合格基準の設定の検討については 15.6%となっており、より客観的で合理的な評価基準が求められていることがわかる。(図 3-2)

図 3-2 手話通訳者登録試験の実施方法の課題（回答数 32 都道府県・政令指定都市）



「センター委託登録試験」未実施の地域は、認定試験未実施の 6 県 2 市とあわせて、試験の水準にばらつきがあり、将来的には「センター委託登録試験」に一元化していくことが望ましい。手話通訳者養成のあり方（予算、カリキュラム、教材、教授法、講師養成）の検討とあわせて、全国手話研修センターの行う「センター委託登録試験」の内容・水準への統一化が必要であり、都道府県・政令指定都市における認定事業について十分な配慮がなされなければならない。また、手話通訳士認定事業との試験方法・内容・水準の整合についても検討されなければならない。

「センター委託登録試験」

各都道府県で実施されている厚生労働省養成カリキュラムの「手話通訳者養成課程」修了者に対し、全国統一の登録試験を実施することにより、手話通訳者認定の地域格差をなくし、聴覚言語障害者の福祉の向上に寄与することを目的に、社会福祉法人全国手話研修センターが 2001 年度から「手話通訳者登録試験」を実施している。

各都道府県・政令指定都市において試験委員会を設置し、試験委員会の責任で、全国一斉に試験を実施する。試験問題、採点基準、合否判定基準及び具体的実施方法等は社会福祉法人全国手話研修センターに委託して提供を受ける。試験の内容は、筆記試験（国語、手話通訳に必要な知識）及び実技試験（手話の要約、場面通訳）となっている。

毎年 1 2 月初旬に各都道府県にて全国一斉に試験を実施し、3 月下旬に合否決定となっている。

(5) 手話通訳士認定事業

手話通訳士試験は厚生労働大臣の公認を受けた社会福祉法人聴力障害者情報文化センターにより 1989 年から実施されてきた。合格者は累計 1,332 人（2004 年 4 月現在）、合格率は 10% 程度と低く、他の国家試験や公認試験と比べて「合格が難しい」試験となっている。

今日求められている手話通訳士の知識・技術は、政見放送をはじめ、司法や教育などの領域で高度なものとなっている。しかし、「公認試験」にとどまり社会的な評価は低い。将来的には他の専門資格同様、業務独占の資格となること、そのための国家資格化が望まれる。国家資格化により社会的評価が高まるとともに、手話通訳士の働く場所の拡大が期待される。そうなれば手話通訳士を目指し学習する人々は拡大し、有資格者の拡大、知識・技術の一層の向上につながる。

また前項にも関わるが、手話通訳者の養成事業、認定事業、研修事業の内容・水準と整合がとれ、かつ専門的な知識・技術の到達を評価できる事業にしていく必要がある。

表 3-13 手話通訳士試験合格者推移

回 年	1 回 1989	2 回 1990	3 回 1991	4 回 1992	5 回 1993	6 回 1994	7 回 1995	8 回 1996	9 回 1997
受験者数	1082	640	541	411	378	430	510	606	619
合格者数	197	124	111	81	93	70	74	57	86
合格率	18.2	19.3	20.5	19.7	24.6	16.2	14.5	9.4	13.9

回 年	10 回 1998	11 回 1999	12 回 2000	13 回 2001	14 回 2002	15 回 2003	合計
受験者数	726	893	1018	910	1008	1124	10986
合格者数	71	50	63	40	98	117	1332
合格率	9.8	5.6	6.2	4.4	9.7	10.4	12.1

「手話通訳士試験」

1989 年に出された厚生省告示第 108 号「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程」(目的;聴覚障害者と聴覚障害のない者との間のコミュニケーションの確立に必要とされる手話通訳を行う者の手話通訳に関する知識及び技能についての審査・証明を行う事業の認定に関し必要な事項を定めることにより、手話通訳技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高め、聴覚障害者の社会参加を促進し、併せて手話の発展を図り、もって国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。)にもとづき、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが認定を受け、厚生労働大臣が認定する公認試験として「手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)」を実施している。

受験資格は年齢が 20 歳以上(手話通訳経験が少なくとも 3 年程度は必要)。試験の方法は、手話通訳士としての必要な知識・技能について、学科試験(一次試験:東京、大阪、熊本会場)及び実技試験(二次試験:東京、大阪会場)の 2 段階により実施している。試験の内容は、学科試験が障害者福祉の基礎知識、聴覚障害者に関する基礎知識、手話通訳のあり方、国語、手話の基礎知識。実技試験が聞取り通訳、読取り(口頭、筆記)通訳となっている。毎年、学科試験を 9 月下旬、実技試験を 11 月下旬に実施し 3 月下旬に合格者発表となっている。

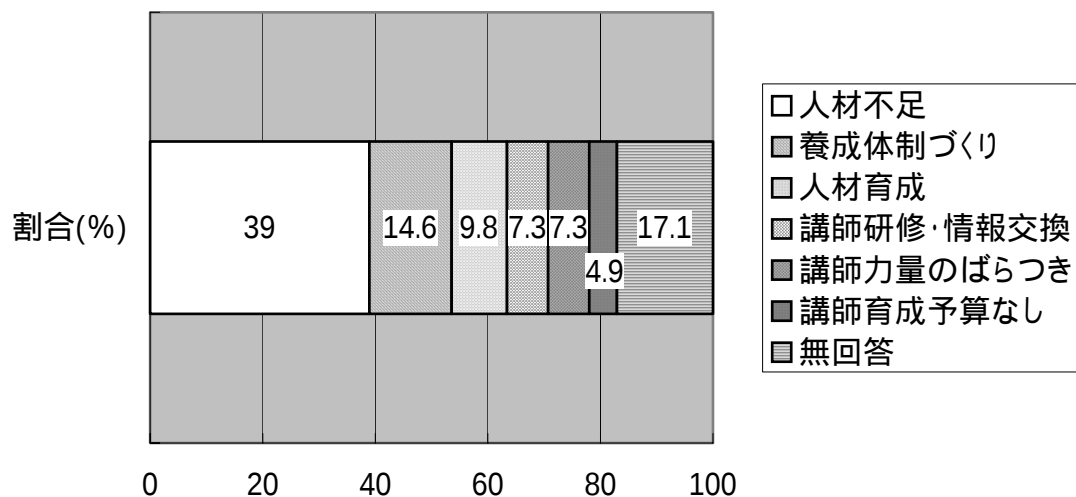
(6) 講師養成事業

全日本ろうあ連盟は、国の委託事業として手話通訳指導者養成研修事業（手話奉仕員養成事業での講師養成・2005年度からは全国手話研修センターに委託が移行する見込み）を実施してきた。事業費、実施体制からの制約により、実施場所は全国で8カ所、受講定員は各県6人までという制限があり、都道府県が求める講師の数の確保と質の向上を図るためには、引き続いての事業の実施が求められる。

全国手話研修センターは手話通訳者養成担当講師連続講座（手話通訳者養成事業での講師養成）を2000年より実施している。公費による助成がないため、開催方法や体制、受講者の確保が課題となっている。

全国各地においても、講師となる人材不足が大きな課題となっており、人材確保や講師の指導能力の向上が課題となっている。（図3-3参照）

図3-3 手話通訳者養成事業の講師に関する課題（回答数41都道府県・政令指定都市）



第4章．課題

1．設置・派遣制度の課題

設置派遣制度の次年度に明らかにすべき課題として、大きく次の3点が挙げられる。

(1) 手話通訳ニーズの把握

まずは、手話通訳ニーズの把握である。これについて具体的には次の3点が挙げられる。

手話通訳が必要とされる状態・背景を明らかにして、手話通訳ニーズの量的把握を行うこと。

各手話通訳分野で求められる手話通訳の能力や対処方法を明確にし、各領域の専門性を明らかにすること。

手話通訳者が担う生活支援がどのようなときに、どのような支援が必要なのか、具体的に検討し、その専門的な技術と能力を明確にすること。

(2) 手話通訳者の役割の明確化

次に、手話通訳者の役割の明確化である。

手話通訳士、(認定)手話通訳者、手話奉仕員の求められる能力、役割について整理すること。

手話通訳単価・賃金、労働時間、労働内容など、手話通訳者の労働条件に関する実態の把握と課題の整理を行うこと

(3) 手話通訳実施体制の検討と推進方法の提示

さらに、手話通訳実施体制および推進方法の提示である。これには次の5点について検討していく。

設置手話通訳、登録派遣の役割と実施体制および推進方法を提示すること。

市町村事業と都道府県・広域事業、情報提供施設の役割、実施体制、推進方法を提示すること。

手話通訳の派遣分野、コーディネート、庁外勤務、相談・受付などの事業の細かな実施のあり方について議論し、今後の方針を提示すること

ITを活用した遠隔地手話通訳の実施方法および課題を検討すること。

労働分野など、手話通訳事業以外の手話通訳の実施状況の実態把握と課題の整理。

2．養成・認定制度の課題

養成認定制度の次年度に明らかにすべき課題として、大きく次の8点があげられる。

(1) 手話奉仕員養成事業のあり方の検討

手話奉仕員養成事業の持っている下記の二つの機能を整理することにより、事業の定義及び事業内容、実施方法及び体制、カリキュラム等について検討を行う。

地域住民の手話学習機会、バリアフリー社会形成のための手話の普及としての機能
手話通訳者養成のための機能

(2) バリアフリーとしての手話普及事業のあり方の検討

(1)の手話奉仕員養成事業の機能を整理することにより、バリアフリー社会形成のための手話の普及について、下記の4つの観点から、事業の定義及び事業内容、実施方法及び体制、カリキュラム及びテキスト開発について検討を行う。

バリアフリーとしての手話普及

福祉教育・ボランティア育成事業としての手話教育

小中高等学校の児童・生徒に対する学校教育の一環、及び、青年、成人に対する社会教育としての手話学習

行政機関等公共機関、社会福祉サービスを提供する施設や事業所において、聴覚障害者がコミュニケーションに不自由することなくこれらを利用できるよう、職員に対する手話研修

(3) 手話通訳者養成・研修事業のあり方の検討

聴覚障害者のニーズと求められる専門性に応えうる手話通訳者の養成と研修を体系的・効率的に実施していくための、事業の定義及び事業内容、実施方法及び体制、カリキュラム及びテキスト開発等について検討を行う。

(4) 手話技能評価事業・手話通訳技能評価事業のあり方の検討

手話学習、手話通訳学習において、学習者が自己の学習到達や課題について把握し、継続的、意欲的に学習することにより、効果的な養成につなげていくための技能評価システムについて、事業の定義及び事業内容、実施方法及び体制、評価の基準等について検討を行う。

(5) 手話通訳者認定事業のあり方の検討

(6) 手話通訳士認定事業のあり方の検討

(7) 手話奉仕員養成事業、手話普及事業、手話通訳者養成・研修事業における講師養成のあり方の検討

(8) 各種事業の実施主体および事業費用のあり方の検討

資料

【資料 1 - 静岡】

静岡の事例：市町村事業全面展開

2004 年に出された厚生労働省のグランドデザイン案ではコミュニケーション支援事業として手話通訳派遣が市町村基本事業として位置づけられることになった。

それに先立ち、静岡県では 2004 年 4 月より全市町村において手話通訳者派遣事業を全面実施している。そこで、2004 年 8 月 31 日の設置派遣・養成認定合同作業委員会において、静岡県で手話通訳事業の実施に携わってきた静岡県障害福祉室の前嶋康寿氏に実施状況について説明をしていただいた。その説明内容と前嶋氏の当日配布資料を基に、静岡県での市町村事業全面実施の（１）背景、（２）移行過程、（３）実施状況について明らかにする。

（１）背景

１）身体障害者、各団体、手話通訳者

まず、静岡県の身体障害者の状況である。静岡県は人口約 380 万人であり、身体障害者は約 11 万人（約 3%）を占め、そのうち、聴覚障害者は約 9,000 人（約 8%）を占めている。

また、静岡県聴覚障害者協会会員は 701 人、静岡県手話通訳問題研究会会員は 410 人、手話サークル会員は 80 サークルで約 5,000 人、手話通訳士協会会員は 17 人、県認定手話通訳者は 162 人（市町村に登録）、県登録手話通訳者は 30 人（県派遣）である。

２）手話通訳事業関係の歴史

次に、静岡県における手話通訳事業の歴史的な流れについては表のとおりである。1969 年には手話サークルが誕生し、1973 年に手話通訳者が設置された。近年では、1999 年には聴覚障害者情報提供施設である静岡県聴覚障害者情報センターが設置され、2004 年から全市町村で手話通訳者派遣事業を実施している。

表 1-1 静岡県における手話通訳事業の経緯

1969 年	手話サークル誕生	1991 年	県登録者公費で保険加入
1970 年	手話講習会開催	1993 年	県登録者の検診実施
1972 年	静岡県手話サークル連絡会結成	1994 年	健康管理講習会開催
1973 年	県庁が出先に手話通訳者設置	1999 年	聴覚障害者情報センター設置
1976 年	全国手話通訳問題研究会県支部結成	2004 年	全市町村派遣事業開始
1977 年	県派遣事業開始		養成研修を聴覚障害者協会へ直接委託

３）全市町村手話通訳者派遣事業のねらい

この全市町村で手話通訳者派遣事業を実施しようとしたねらいは次の 4 点が挙げられる。

手話通訳者派遣事業を全市町村で進めること。

手話通訳は「日常生活を送る上でコミュニケーションという当たり前のことを保障する事業」であるが、2003 年度で手話通訳者派遣事業を実施している市町村は 28 市

町村 / 73 市町村と全体の 38.4%にしかすぎなかった。

市町村で手話通訳事業を実施することにより、市町村行政や地域での聴覚障害に対する理解を深めること。

現在の大きな行政改革（地方分権・市町村合併・三位一体改革）が本格的に実施される前に手話通訳事業を立ち上げる必要があると判断されたこと。その理由は、
ア）市町村合併は行政区域を拡大させるが、それによって当該自治体の中心地域のみでの派遣が実施され、周辺地域での派遣がなくなることが懸念されたこと。
イ）三位一体改革が実施される前の補助金制度のうちに手話通訳事業を立ち上げることが必要だと考えたこと。今後手話通訳事業が一般財源化された場合、手話通訳者派遣事業の優先順位が低下する懸念があるからである。

静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会へのエンパワーメント。

事業を行政と団体とで協働で進めていくことで、団体が力をつけていき、行政と団体との新たな関係を作り上げていこうということである。

（２） 移行過程

１）県から静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会への投げかけ

次に、全市町村での実施に至る経緯について明らかにする。そのもともとのきっかけは会議の際、県の担当者から「2004 年度から県派遣を止め、市町村派遣としたい」と提案をしたことに始まる。それに対して、静岡県手話通訳問題研究会から「身近な市町村で手話通訳者派遣事業が立ち上がることはうれしい。ただ、質の高い事業ができるのか心配」という意見が出された。

そこで、その対策を考えるために、静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会・県の三者で検討し、モデル要綱を作成することにした。これを市町村へ提示し、市町村における手話通訳事業の要綱作成時の基準とし、広めることにした。

２）浮上した課題

これを実施するにあたり、２つの大きな課題が明らかになった。

一つは、市町村の手話通訳に関する理解の問題である。その理由は

市町村がもともと聴覚障害者の生活実態を把握していないこと。

手話と音声言語の違いについて理解されていないこと。

そのため手話通訳事業の必要性が理解されていないこと。

手話通訳の専門性の理解がなされていないことである。

そのため手話通訳者の資質の向上や健康管理等に対する配慮がなされていなかった。

もう一つは、県全市町村で実際に手話通訳事業を実施していくための課題である。

手話通訳者の人数の確保である。

全市町村で手話通訳者派遣事業を行うには手話通訳者の絶対数が明らかに不足していたからである（県の登録は 162 人）。また、手話通訳者が地域的にアンバランスであるからである（都市部集中。69 市町村中 2004 年度 33 市町村で手話通訳者が不在）。

手話通訳者の技術向上である。

県内の手話通訳士は 17 人だけで、社会福祉法人全国手話研修センターに委託して行う「手話通訳者登録試験」（以下、「センター委託登録試験」）の合格者もほとんどいない状況であった。また、手話通訳者の研修の機会が公的に保障されていなかった。

3）具体的な取組み

以上のような課題に対処するために、次の 9 つの対応をした。

市町村へのモデル要綱の作成と提示

まず、市町村へのモデル要綱の提示をするために、市町村説明会が県下 4 ヲ所で開催された。この要綱で重要な点は次の 9 点である。

- 1.手話通訳者派遣事業は聴覚障害者のためだけの制度ではなく、健聴者にも必要であることを明確にした。
- 2.派遣の範囲を広くし、範囲を限定的にしないことにした。
つまり、社会参加の範囲を限定的にせず、社会参加をすすめる学習会や講座も認めた。
また、冠婚葬祭も 3 親等以内に限定された規定などは、撤廃を要求することにした。
- 3.手話通訳の質の担保のため登録手話通訳者については「センター委託登録試験」に限定した。
ただし、その合格者でない者については、2007 年度までに合格することが条件で経過的に認めるという経過措置をおいた。また、当該市町村で手話通訳者が不足する場合は、近隣市町村の手話通訳者が協力することを確認した。
- 4.費用負担は県の内外を問わず無料とした。
- 5.運営委員会を設置し、聴覚障害者や手話通訳者等をその構成員とした。
- 6.手話通訳者の健康管理（連続手話通訳を 30 分以内、県の実施している健康診断の受診等の指導）と研修の確保を市町村の義務として規定した。
- 7.手話通訳者は知識・技術の向上に努め、守秘義務を遵守すること。
- 8.派遣手当は、実働時間で支払い、夜間勤務や遠距離移動については配慮して支給することとした。そして、県がモデル要綱を示すことで現行水準を下げないこと、手話通訳の専門性を考慮して、単価設定をし、交通費は別途支給することとした。
- 9.他市町村での通訳も保障することとした。

そのために、市町村相互に協力しあう「支援通訳」を規定し、聴覚障害者の居住市町村が派遣手当を負担するが、手話通訳者の派遣は他市町村が実施することとした。

市町村への個別訪問説明

このモデル要綱の概要を市町村に説明するために、県下 72 の市町村に 17 日をかけて個別訪問し、手話通訳制度の必要性和 2004 年度から市町村事業になることを説明すると同時に、各市町村の実態把握を行った。

市町村担当者研修会の開催

市町村の担当者に対して、聴覚障害についての基礎知識、手話通訳の専門性、手話通訳者の健康管理などについて 2003 年度に県内 4 ケ所で研修会を実施した。

手話通訳者市町村への紹介・ケースの引継ぎ

県に登録する手話通訳者を各市町村の相談を受けて紹介し、県の派遣事業からのケースについての市町村へ引継ぎを行った。

市町村連絡調整会議の開催

各市町村での事業実施上の問題点を全市町村の問題として検討し、他市町村への派遣依頼（支援通訳）の統一化を確認した。

市町村担当者コーディネート研修の開催

市町村の派遣コーディネート担当者に対して、派遣事業の目的・意義、健康管理の重要性、派遣依頼時の注意事項などを教授した。また、各市町村にはモデル要綱を提示し、要綱と整合しない市町村へのヒヤリングを実施し、指導を行った。主にモデル要綱と市町村の要綱で不揃いであったものは、1.実働時間への手当てかどうか、2.交通費の支給が手当てに含まれるかどうか、3.運営委員会の開催の有無、4.登録者の資格・研修への配慮の有無であった。

手話通訳者養成研修の開催回数の増加・合格講座の開催

手話通訳者の養成研修については以下のように県と市町村で役割分担することになった。

ア) 市町村：市町村手話奉仕員養成研修

入門講座 25 / 69 市町村(約 800 名 + α)、基礎講座 7 / 69 市町村(約 150 名 + α)

イ) 県：手話奉仕員養成（基礎）、手話通訳者養成（基礎、応用、実践）

表 1-2 県実施分の手話通訳者養成研修開催状況 2003 - 2004 年度

県実施分養成：講座名	2003 年度	2004 年度
手話奉仕員養成・基礎	1 ケ所	2 ケ所
手話通訳者養成・基本	1 ケ所	5 ケ所
同 ・応用	1 ケ所	3 ケ所
同 ・実践	1 ケ所	1 ケ所
手話通訳者合格講座・特別研修	講座 + 実技	講座 + 実技
手話通訳士合格講座	なし	講座 + 実技

研修体系の見直し・研修機会の充実

研修体系の見直し、研修機会の充実のために以下のように研修等を実施した。

表 1-3 手話通訳者研修実施状況

講座名	内容	2003 年度	2004 年度
新任研修	接遇研修		○
現任研修	講座＋実技	○	○ 充実
リーダー研修	講座		○
講師養成研修	全国研修参加＋伝達研修		○
教育技術向上研修	講座		○
健康管理・検診	講座＋検診	○	○

厚生労働省への説明

全市町村実施を目的に必要な予算を確保するため厚生労働省に説明を行った。2004 年 3 月 21 日に県と静岡県聴覚障害者協会、静岡県手話通訳問題研究会で、市町村派遣の意義や問題点、予算確保についての説明を行った。また、厚生労働省担当異動（新規）のため 2004 年 6 月 21 日に再度説明を行った。

（３）実施状況

１）市町村手話通訳者派遣事業実施の効果

市町村手話通訳者派遣事業を実施した効果として、

聴覚障害者と手話通訳者と市町村が一体で事業をつくることで相互理解が進んだ。

聴覚障害者の自立と社会参加が進んだ。

身近な行政の対応。特に、ニーズの掘り起こしやきめ細やかな対応が可能になった。

このことは手話通訳者の派遣件数の増加から推察できる。

2004 年度に新しい体制となったが、2004 年 7 月までの派遣実績は 331 件と、2003 年度の 237 件に比べて、伸び率が 139.7%となっている。（2003 年度まで県実施していた市町村分）そのため、市町村の手話通訳者派遣事業予算（社会参加促進事業活用市町村分）も 2004 年度で約 4,000 万円と 2003 年度の 2000 万円から倍増した。また、2004 年度の県予算は以下のとおりである。

表 1-4 手話通訳関係予算（社会参加促進事業活用市町村分）、2003 年度、2004 年度

事業名	2003 年度	2004 年度	伸び率(%)
手話奉仕員養成研修事業	1,160,000	1,458,000	125.7
手話通訳者養成・現任研修事業	1,042,000	6,987,000	670.5
手話通訳者・手話通訳士合格講座	575,000	1,100,000	191.3
手話通訳者派遣事業	2,962,000	1,707,000	57.6
合計	5,739,000	11,252,000	196.1

2) 県が登録（派遣）する手話通訳者

県が登録派遣する手話通訳者については、次の6つの項目を満たす人を静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会が推薦することとした。

【県登録手話通訳者の条件】

聴覚障害やろうあ者の生活についての理解が深く、手話通訳者の倫理に則って活動できる方

社会福祉、教育、法律等についての全国的・世界的な動向に敏感で、現状を分析する力があり、県の政策形成に対して建設的な提案ができる方

自己研鑽に意欲的な方

技術レベルが高い方

健康について自己管理能力がある方

現在、30 / 162 名が県登録されている。この県登録者（派遣）の選定のねらいとしては、技術・能力の均質化、向上心やプロ意識の高い通訳者の学習意欲の向上、市町村単価設定へのアピール、通訳者集団内技術格差の整理が挙げられる。一方で、通訳者集団内へのストレスが大きく、集団としてのまとまりへの悪影響を懸念している。

【手話通訳派遣単価】

なお、県の手話通訳者派遣単価は、手話通訳の専門性を評価し、2003 年は 1,530 円 / 時間であったが、2004 年度には 3,180 円 / 時間に引き上げた。市町村の派遣単価は 1,500 ~ 3,030 円 / 時間で 2080 円が多いが、一回 5,000 円、3,800 円の市町村もあった。2004 年度に県に合わせて単価アップをした市町村が多い。

3) 県と市町村、聴覚障害者協会等との役割分担・関係づくり

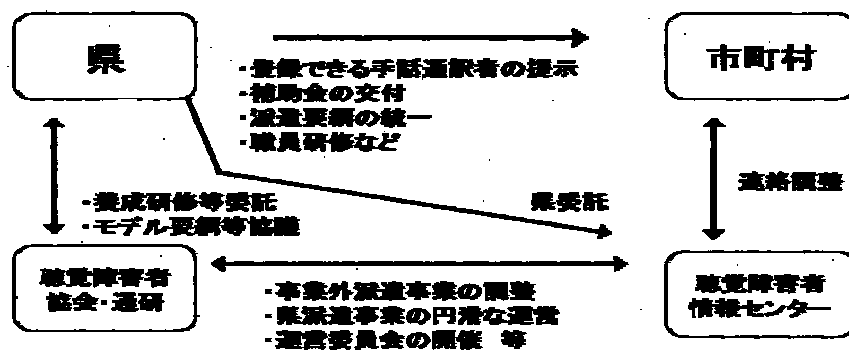
県と市町村の役割分担は以下のようになっている。

表 1-5 県と市町村の役割分担

県の役割	市町村の役割
手話通訳者の養成・手話通訳者の資質の向上	手話奉仕員養成（入門・基礎）
手話通訳者派遣事業： 県聴覚障害者協会等の全県を対象にしたもの	手話通訳者派遣事業： 個人からの申し込みや地域の聴覚障害者団体からの申込み

また、県・市町村・聴覚障害者協会等の関係は以下の図のとおりである。

図 1-1 県・市町村・聴覚障害者協会等の関係



なお、県レベルでは、現在、手話通訳コーディネーターは、4つの健康福祉センターに非常勤で、また本庁および中東遠健康福祉センターに嘱託で設置されている。市町村で派遣事業を実施することになり、県の健康福祉センターの手話通訳コーディネーターの役割が2003年から2004年にかけて以下の表のように変化した。

表 1-6 手話通訳者派遣に関する県の役割の変化 2003年と2004年

2003年度まで	2004年度から
・派遣事業コーディネート ・来庁者への通訳業務 ・市町村立ち上げ支援 ・養成事業の支援 ・県登録業務 ・聴覚障害者からの相談業務	・派遣事業コーディネート（縮小） ・来庁者への通訳業務 ・市町村派遣事業の適正指導支援 ・市町村支援・相談 ・手話通訳者の養成

4）市町村手話通訳者派遣事業の実施状況

市町村での派遣事業はすべて単独の自治体で実施している。なお、静岡県では質の高い派遣事業を実施するという観点から手話奉仕員派遣事業は認められておらず、すべて手話通訳者派遣事業となっている。市町村派遣の実施形態については、以下の表のとおりである。

表 1-7 市町村手話通訳派遣事業の実施形態 2004年

直営	委託（社会福祉協議会）	計
61市町村	8市町村	69市町村
88.4%	11.6%	100%

具体的な実施状況については次のようになっている。

派遣コーディネートは市町村行政担当職員または専任手話通訳者が実施している。そのために、市町村職員向けコーディネート研修を実施し、県の専任手話通訳者が支援をしている。

居住地に手話通訳者がいない場合は、静岡県手話通訳問題研究会との合意事項として、「各地域で手話通訳者が育つまで」近隣の市町村の手話通訳者の協力により対応している。そのため、手話通訳者の養成が緊急課題となっている。

市町村で通訳できる手話通訳者は、静岡県聴覚障害者協会および静岡県手話通訳問題研究会との協議により、市町村に提示した県認定手話通訳者の 162 人である。市町村はこの名簿の中から登録することになり、手話通訳のレベルとしては県内統一レベルを維持することができている。

しかし、手話通訳者の待遇等ではまだ市町村格差が残っている。例えば、手話通訳の専門性に対する認識、登録制か非常勤か（非常勤は沼津市のみ）、派遣単価の格差、時間単価か一回いくらか、交通費の別途支給、研修機会の確保、夜間手当の有無、遠距離手当の有無などで格差が生じている。

【資料 2 - 香川】

香川の事例：聴覚障害者情報提供施設の広域派遣実施の例

2005 年 1 月 13 日に、聴覚障害者情報提供施設である香川県聴覚障害者福祉センター（以下、センター）において、施設長の石川仁氏と事務長の太田裕之氏により、香川県の手話通訳事業の実施状況について説明をしていただいた。その内容と当日の配布資料を基に、香川県での手話通訳事業の現状について明らかにする。

（１）センター及び事業の概要

１）センター事業の概要

香川県ろうあ協会が任意に派遣を行っていたが、1977 年に手話奉仕員派遣事業を県内全域で始めた。情報提供施設が法制化されて、センターが設置された。現在、センター職員は 8 人。正規職員が 5 人、嘱託が 3 人である。他に市に設置されている手話通訳者が非常勤でセンターにより雇われている。

センターで実施している事業は、ビデオライブラリー貸出・制作、手話奉仕員・手話通訳者の養成及び派遣事業、情報機器の貸し出し、聴覚障害者への相談、聴覚障害者の文化・学習・レクリエーション活動等の援助及び推進、パソコン講習等の聴覚障害者 IT 活用支援事業等、利用団体・手話通訳者のつどい、センターだより発行等の情報提供事業、高齢聴覚障害者生きがい事業、を行っている。

ビデオライブラリーは今のデジタル時代に DVD に変えていく必要がある。どこもビデオライブラリーの利用は減ってきている。今後、情報提供施設はコミュニケーション支援を重視していかなければならないように考えている。

２）手話奉仕員・手話通訳者派遣事業

香川県委託の手話通訳者派遣事業はセンターで派遣コーディネートを行っている。登録手話通訳者は 50 人弱、手話奉仕員が 250 人ほどいる。基本的に奉仕員の派遣は行っておらず手話通訳者が主体となっている。ただし、一部奉仕員のままの人もある。手話通訳者はほとんど実働である。2003 年に 393 件、派遣人数は 430 人である。

手話通訳者派遣事業は当初県の派遣事業だけだったが、市町村と交渉し、少しずつ市町村との派遣事業の委託契約を増やしてきた。現在、坂出市、東かがわ市、観音寺市、さぬき市の 4 市と契約をしている。これらの市については 57 件、64 人が派遣された。

なお、県庁所在地である高松市は市独自で派遣を行っているが、市独自の派遣ではすべて対応できず、香川県の委託による派遣事業も利用している。

表 2-1 手話通訳者派遣事業の実施状況、2003 年度

延べ	件数	派遣人数
香川県委託派遣事業	393	430
坂出市派遣事業	32	32
東かがわ市派遣事業	14	15
観音寺市派遣事業	11	17
さぬき市派遣事業	0	0
合計	450	494

3) 手話通訳設置事業

手話通訳者の設置事業については、県内では最初に高松市が市独自で 1975 年にはじめた。現在、高松市以外の市には香川県ろうあ協会からの出向で非常勤職員の手話通訳者を設置している。市レベルでは 6 市（高松市を除く）で手話通訳者が設置されている。

市町村合併で新しく市ができているので、そのときにあわせて手話通訳の設置を働きかけている。市レベルでは手話通訳者派遣もしているが、手話通訳者の設置の重要性を理解してもらって設置している。

現在、来年度、三豊市ができるときに手話通訳者の設置を検討している。2003 年には設置事業は 6 市で 2343 件、設置日数は合計 595 日であった（表 2-2）。

したがって、町は県派遣のみで単独での設置派遣事業はない。市（丸亀市・善通寺市の 2 市を除く）は派遣と設置両方をする。丸亀市は常時設置されているが、他の市は一週間に 1～3 回の設置となっている。事業開始から日にちが経っておらず、設置日に来所がゼロのところもある。件数が少ない場合、一般事務の手伝いをさせられている手話通訳者もあり、手話通訳の専門性が課題となっている。設置が常勤ではないので、設置場所とセンターとの連携が重要な課題になっている。

表 2-2 手話通訳設置事業の実施状況、2003 年度

延べ	件数	設置日数
丸亀市設置事業	1,180	246
坂出市設置事業	708	148
善通寺市設置事業	202	102
観音寺市設置事業	235	51
東かがわ市設置事業	18	40
さぬき市設置事業	0	8
合計	2,343	595

注）東かがわ市は 2003 年 9 月、さぬき市は 2004 年 2 月より事業実施

県事業と市事業の問題：センターで委託契約を結んでいない市との関係

約 34 万人（2002 年）と一番人口の多い県庁所在地の高松市は、手話通訳のシステムが異なっている。他の市と異なり、高松市は手話通訳者派遣の委託契約をセンターと結んでいない。高松市には市役所に一人設置（庁内勤務のみ）、身体障害者協会に非常勤の派遣手話通訳者が一人いるだけである。

しかし、庁内勤務のみの設置手話通訳者と手話通訳派遣が一人では 34 万人の人口規模では当然手話通訳の対応はできない。そのため高松市への手話通訳依頼が拒否されることもあり、結局センターに依頼がまわってくることが多い。この場合は、県の委託事業を利用することになっている。このように香川県の一番の都市部が県の事業に頼っているという、県事業と市事業との矛盾が生じている。

4) 事業派遣

県や市の委託契約による手話通訳派遣の範囲は、聴覚障害者のための手話通訳であり、健聴者のための手話通訳は委託事業では派遣できない。例えば、聴覚障害者対象の講演会で健聴者のために手話通訳をするとしても派遣はできない。その場合は有料の事業派遣となる。

また、聴覚障害者を対象としたものでも、カルチャーセンターや専門学校なども同様である。また、収益事業なども委託による手話通訳派遣はできない。そのため、企業への派遣等は事業派遣として有料で実施している。

ただし、障害者団体や聴覚障害者個人の料金は表 2-3 のとおりである。これで委託分の赤字をカバーしている。なお、今のところ個人の依頼はほとんどない。結婚式の依頼ぐらいしかない。結婚式の手話通訳は線引きが難しく、本人依頼で本人のための手話通訳は派遣事業で OK だが、招待客に向かって手話通訳をすると個人負担ということになる。

表 2-3 事業派遣における手話通訳者一人当たりの手話通訳報酬額基準表

時間	金額	障害者団体・聴覚障害者個人
2 時間まで	8,000 円	5,000 円
4 時間まで	10,000 円	
6 時間まで	12,000 円	8,000 円
8 時間まで	14,000 円	

注 1) 時間とは、手話通訳者が拘束される時間をいう。

(2) センターの財政及び運営

1) センターの財政

県情報提供施設への委託予算について 2003 年度から 2004 年度で約 600 万円減ったが、それは 2003 年度に緊急雇用で人件費 2 人分がついていたからである。そのため今年度は予算が減っているが、それ以外に大きな変化はない。ただし、委託事業はすべて赤字になっている。センターの運営委託でも光熱費がゼロと、光熱費分の委託費が出ていない状況である。

手話通訳派遣について、合併などにより新規の契約のところは派遣単価を上げているが、古い契約では委託金が高い。合併等により新規契約となる場合等に単価を上げている。委託金が高い額となっているため、委託事業は現在すべて赤字で運営している。これは手話通訳単価が上がっているのに委託の単価が上がっていないためである。委託契約は年間の一括した委託ではなく、事務費として年額の委託金と手話通訳者の拘束時間（自宅から通訳現場まで）に支払う報酬費が時間当たりで出るという形である。

例えば、次のような派遣単価の契約をしている自治体が多い。2 時間以内 2500 円、2 - 4 時間 4000 円、4 時間以上 6000 円である。手話通訳者には拘束時間 1 時間当たり 1000 円の報酬を支払っている。交通費は別途支給している（香川県では高松市以外は主に車が必要であり、移動距離 10 キロ単位で計算して支給している）。

手話通訳者は県に登録されている手話通訳者が派遣されることになっている。しかし、手話通訳者のいない町村もある。その場合は近隣町村の手話通訳者が行くことになっている。そのときは交通費がかなりかかることもある。例えば、２時間手話通訳をしたとすると、単価は 2500 円であるが、手話通訳者に 2000 円（１時間 1000 円）を支払い、交通費を支給するとセンターに残る費用がない。しかしながら、市派遣の単価は県の派遣事業の単価が積算根拠（市派遣事業がスタートした時点）になっているので、それ以上交渉することが難しい。委託の単価は変わっていないのに、手話通訳者の単価だけ上がってきているので、設置も派遣も赤字になってしまう。委託事業はすべて赤字である。そのため、事業派遣として、企業や大学・専門学校を対象にした有料の派遣をして赤字分を埋め合わせている状況である。

２）センターの運営：指定管理者制度

来年の 9 月までに指定管理者制度に切り替わると県の方から話を聞いている。社会参加事業の国の補助金もこれまでどおりでてくるのか不透明になっている。将来的に、県の委託事業でさらに厳しい条件が示されると考えている。県内の他の施設は指定管理者制度に変わってきている。県の公共施設も建設会社等民間企業に運営が変わってきているところもある。センターとしては、指定管理者制度はメリットを感じられない。民間の知恵を使って、というのが私たちも民間としてやってきている。天下りはない。ただ、今のところ特に指定管理者制度について対応していない。県から具体的な話がないため。手話通訳制度は今まではろう協とともに要望として県と話をしてきたが、こからはお願いということになっていくだろう（なお、施設長の石川氏は香川県ろうあ協会の事務局長でもある）。これからは運動だけではなく、経営知識が重要になってくるだろう、ということであった。

（３） 広域事業の利点と課題

ここで、香川県における手話通訳事業から手話通訳事業を広域事業として実施した場合の利点と課題について検討しておきたい。

１）香川県の広域事業における特徴

香川は端から端まで狭いので、１時間ほどで移動することができるという地域的な特徴がある。このことは広域事業がしやすい要因の一つとなっている。

２）広域事業の利点

広域で手話通訳事業を実施する利点（メリット）としては以下の点が挙げられる。

県内どこでも一定水準の質を確保したサービスを提供することができる。

市町村ごとに手話通訳事業の運営がなされていれば、市町村ごとの手話通訳者の水準が異なり、市町村格差が大きくなってしまう。

しかし、県レベルで手話通訳事業を実施していれば、手話通訳者の養成や認定、研修を通して、手話通訳の質も一定の水準に統一することができるので、手話通訳の市

町村格差を是正することができる。

県登録にすることで登録手話通訳者が重複しない。

市町村ごとに登録をすると、一人の手話通訳者がいくつもの自治体に登録することもあるし、また、手話通訳者がいないということでそうせざるを得ないこともある。

しかし、県レベルで対応することによって、このような重複の問題は生じない。

県内ならどこでも手話通訳派遣ができる。

コーディネートを広域でできる。したがって、利用者の居住地ではない地域での手話通訳も、利用したい先の地域の登録手話通訳者に手話通訳の依頼ができる。(なお、これは静岡でもカバーされている。)

手話通訳者を孤立させない。

人口の少ない市町村では手話通訳者は孤立しがちである。そのため手話通訳の技術や知識などの研鑽や手話通訳者同士のネットワークが難しくなりがちである。

しかし、県レベルで対応することによって、手話通訳者同士が集い、話し合い、研鑽する場を設けることが容易である。

設置の手話通訳者も代替要員を確保でき、年休や研修も保障できる。

市町村の個別契約だと、その手話通訳者が利用できない場合は、手話通訳そのものができなくなってしまう。しかし、県のセンターで一括して対応することによって、手話通訳者が休んだりしても、代替要員を確保することができる。そのため、年休や研修も保障することができる。

3) 広域事業での注意点

センターでは、広域事業を実施するにあたって、次の点を考慮しながら実施している。

手話通訳者の設置は身近に相談できる窓口として重要である。

広域の手話通訳派遣事業と同時に、手話通訳者の設置は身近に聴覚障害者が相談でき、対応できる専門家として重要視している。そのため、手話通訳者の派遣事業のみならず、手話通訳者の設置も進めるように努力している。

手話通訳の依頼の窓口は市町村の福祉担当にしている。

市との委託契約による手話通訳者派遣については、その依頼の窓口を福祉事務所の職員が直接依頼を受けること、手話通訳者の実施報告書も市町村に出すことになっている。そうすることによって各自治体職員にも手話通訳派遣の実態が分かるようにしている(福祉事務所に提出された報告書のコピーを福祉事務所からセンターに提出することになっている)。

こうして、手話通訳の必要性やその具体的な内容が市の担当職員にも理解してもらえるようにしている。

4) 広域事業の課題(デメリット)

一方で、手話通訳事業を広域事業、特に広域派遣とした場合の課題(デメリット)として、以下のような点が考えられる。

派遣コーディネーターが現状把握をしにくいこと

ここでいう現状とは、手話通訳者の手話通訳の技術や資質、聴覚障害者のコミュニケーション方法や抱えている生活問題、その聴覚障害者が利用できる福祉サービスや近隣支援等の地域資源の状況である。

手話通訳者とコーディネーターが接する機会は、年数回の研修である。他には実際のコーディネートでの電話や報告書等を通してのやり取りがある。また、広域であれば聴覚障害者とは直接会うことは難しいだろう。さらには、その地域資源は身近に継続している人でないとなかなか把握はできない。

コミュニケーション支援における相談・調整が実施しにくいこと。

で述べたように、現状把握が難しいと、相談や調整が困難になる。経験のあるコーディネーターでも直接対応しなければ、相談調整の指示などは出しにくいだろう。特に、相談や調整、その他のなんらかの支援が必要な重複障害者などの場合は対応が難しくなる。これらは身近な設置の手話通訳者で対応していく必要があるだろう。

ニーズの掘り起こしが困難

との結果、手話通訳で対応できる範囲が言語通訳に限られていき、聴覚障害者の生活問題に対する支援としては不十分である。センターの市との契約による設置・派遣の手話通訳事業もさぬき市などゼロ件のところもある。(これは、事業開始までの準備期間とPRが不十分であったため)手話通訳者が聴覚障害者の幅広い生活問題に対応できる力があれば手話通訳の利用も増えると考えられる。

そのためには、上記やの課題を克服していくためにセンターでは、設置出向職員との業務連絡会議を定期的開催したり日報や日々の業務での電話連絡指示等で対応をしている。

一方、手話通訳派遣は年配の利用者が多く、若い人はあまり手話通訳を利用しない。聴覚障害者もよく知っている人に頼んで、通訳というよりも代わりに説明・代弁などをしてほしいと思っている人もいる。利用しやすい、質の高い手話通訳が利用できるようにすることが大事である。手話通訳は友達に頼むボランティアではなく、専門的な仕事だと見てもらえるようにする必要がある。そのため、聴覚障害者がどこまで何を要求したいのか話せるよう、コーディネートでのニーズの掘り起こしが課題になる。

手話通訳者の身分保障

現在の派遣単価では登録手話通訳では生活していけるだけの収入は得られない。また、設置の手話通訳者であっても非常勤という立場であり、安定した雇用となっていない。

手話通訳の専門性が求められる専門職として手話通訳を位置づけていくためには、それに対応した身分保障が必要である。

(4) 今後の課題

最後に、手話通訳事業を改善していくためには、次の2つが重要であるという意見をいただいた。それは、派遣要綱の均一化、手話通訳派遣単価の均一化である。これら全国で決まったものを出していく必要がある。現在、派遣要綱のモデルがなく、自治体によ

ってかなりばらつきがある。このようなばらつきがある状態では、今の財政難では標準単価が下げられていくおそれがある。

そのため、手話通訳をするにはどのような水準の手話通訳が必要とされるのか示さなければならない。当面、都道府県認定の手話通訳者で対応するにしても、手話通訳士でないとできない領域を明確化していく必要がある。そうすることで、指定事業所の基準を明確にし、手話通訳派遣単価などについても自治体との交渉もしやすくなるとのことであった。

【資料 3 - 札幌】

札幌の事例：専従手話通訳業務と登録手話通訳者派遣

2004 年 8 月 30 日に、設置・派遣作業委員会において、札幌市で長年専従手話通訳者として勤務されてきた渋谷梯子氏に札幌市の手話通訳事業の実施状況について説明をしていただいた。その内容と当日の配布資料を基に、札幌市での手話通訳事業、特に専従手話通訳業務を中心に、1) 背景、2) 手話通訳システム、3) 実施状況について明らかにする。

(1) 概要

1) 聴覚障害者数、各団体会員数

札幌市の聴覚障害者は、身体障害者手帳交付状況でみると 5231 人(2004 年度)である。札幌聴力障害者協会(以下、札幌聴協)会員は 690 人、札幌市中途難失聴者協会は 145 人である。

2) 専従手話通訳者：専通(9人 → 11人：2005 年 1 月より)

1974 年に札幌聴協から推薦された専従手話通訳者(以下、専通)が設置された。1988 年の専通 6 人目の採用時から「登録手話通訳者へ公募案内」が行われるようになった。

7 人目までは派遣件数の増加に伴う増員だったが、8 人目の増員は養成事業の適切な実施、9 人目は養成に係る新規事業の実施に際しての増員であった。さらに専通の労働の実態(特にサービス残業等)や派遣件数の増加のために 2005 年 1 月 1 日付けで 2 名の増員がなされた。

しかし、まだ問題がある。専通は第二種非常勤職員であり、「一定の事務の処理を委嘱するためにおかれる職員で、必要に応じて随時又は臨時に勤務する者」とされている。そのため、「報酬」は勤務年数、勤務時間、経験等に関わりなく一律低額に抑えられている。深夜までの残業も多々あるが、残業代もでないという状態が続いている。

3) 登録手話通訳者(61人)

1974 年の専通の設置と同時に登録手話通訳者(以下、登通)派遣も開始された。当時は試験の実施もなく、札幌聴協の推薦によって登録されただけであった。1980 年から試験が開始され、実施は要領に基づいて審査員をおき合否の決定を行ってきた。試験の内容については、2003 年度までは、聞き取り、読み取り、筆記、面接を実施してきた。2004 年度は専通の業務軽減のためもあり、3 年間の検討を経て、全国手話研修センターの試験を導入した。2005 年 1 月 1 日現在、登通は 61 人である。

4) ろうあ者相談員(10人)

ろうあ者相談員は、ろうあ者の相談に応じ、必要な助言を行うと同時に、ろうあ者の理解のための啓発、関係機関の業務に対する協力等を行う。札幌ではろうあ者の積極的な働きかけがきっかけとなり早くも 1964 年から設置され、現在、各区役所保健福祉サービス課に 1 名ずつ 10 人設置されている。

(2) 専従手話通訳者の業務

専通の業務分担は以下の図のようにになっている。

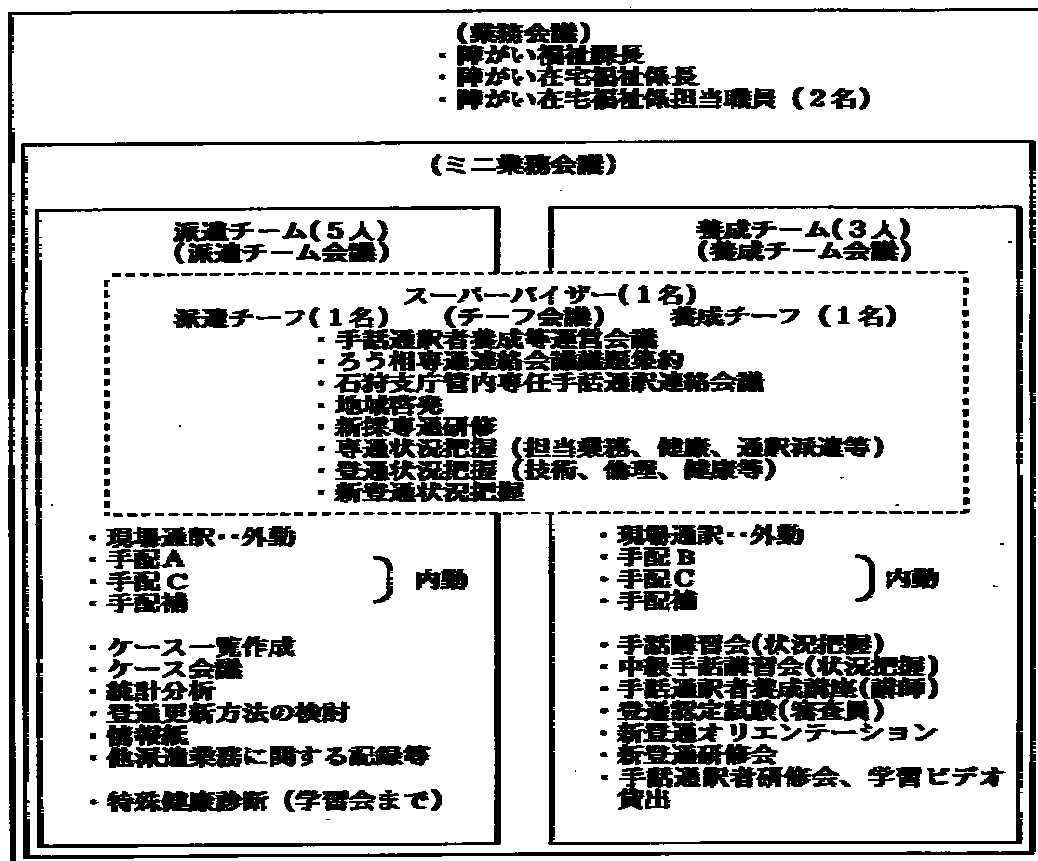
図 3-1 専従手話通訳者の業務内容

2004 年 12 月現在

専従手話通訳者業務分担（本庁障がい福祉課に 9 名配置）

専令の業務内容

1. 依頼先における現職通訳業務
2. 登録手話通訳者派遣に係る申請の受け付け、手配及び実施報告書の処理業務
3. 登録手話通訳者に係る研修の企画及び実施業務
4. 手話通訳者養成講座における講師及び登録手話通訳者認定試験における審査業務



☆スーパーバイザーは2000年度より設置。専通業務全体を見て、業務の調整を図る。

☆夜間休日業務あり→後日調整時間をとる。
(養成講座、認定試験、手話通訳者養成等運営会議、手話通訳者研修会など)

そして、専通の業務内容は以下の14点にまとめられている。

1) 手話通訳行為

年間依頼数のうち約40%に専通を派遣。特に通訳派遣時に配慮を要する(読み書きが困難、情報が得られない、物事に対する理解が難しい、病状が深刻である等)ろうあ者に関わる依頼(医療・司法・教育場面等)や介護保険・支援費制度等の契約を伴ったり、継続的な関わりや手話通訳者がいなくてもコミュニケーションがとれるように働きかけることが必要な場面、複雑なトラブル・緊張度の高い内容が専通に多い状況である。

登通の通訳分野の拡大・フォローアップ(通訳技術含む)も含めての専通同行やペア通訳を配慮しての派遣もろうあ者の理解を得て行うようにしている。

手話通訳者派遣については庁内で 5 名体制にて連携を図り（図 3-2 参照）、以下のような業務分担がなされている（ただし、近年の通訳依頼増に対応するため専通の内勤体制をくずして通訳に出ることが多く、5 名体制をとれていることはきわめて少ない）。

- ・スーパーバイザー・・・ 依頼内容を見て派遣する通訳者決定の判断を行いながら、専通の業務全体を鑑み、内勤（担当業務含む）と外勤の調整も行う。
- ・手配 A・・・ 通訳依頼の内容を考慮して専通・登通を確保する。または「確保できず」の判断をする（上司決裁要）。スーパーバイザーと相談しながら進める。
- ・手配補・・・ 通訳依頼を受け付け、内容把握のための問い合わせをする。
- ・手配 B・・・ 通訳実施報告書の処理、登通へのアドバイスをする。
- ・手配 C・・・ 来庁ろうあ者の電話通訳、テレビ電話、FAX 問い合わせ、庁内・緊急時通訳等の対応をする。また、手配処理も補助する。

「通訳派遣数」や手話通訳が「確保できず」「取り消し」「対象外」であったケース等の統計分析をする。

ろうあ者や手話通訳の理解者を増やしたり、専通と登通間の情報共有を図ったりするために新聞（発信元 障がい福祉課）を作成している。新聞は登通以外にも各区ろうあ者相談員、北海道ろうあ連盟、札幌聴力障害者協会、札幌手話通訳問題研究会、札幌手話サークル連絡協議会、一般市民に対して配布している。

5) 手話通訳派遣状況の記録

手話通訳派遣現場に関する問題提起等の把握、整理。配慮を要するろうあ者の状況把握。登通の状況把握。専通の業務状況（内勤体制、通訳件数、休暇の取得状況、健康状態等）の把握等。

なお、来庁者状況や TV 電話の対応状況等も把握している。

6) 手話講習会～初心者対象

手話講習会は札幌協から講師、札幌手話サークル連絡協議会から助手の協力をえて実施されている。専通は事業説明会（1回）や講師・助手研修会（2回）、講師・助手反省会等への出席などを通して手話通訳者養成システムの課題等を把握する。5月～10月、毎週月曜日夜間開講、全22回。

7) 中級手話講習会～地域手話サークル活動2～3年くらいの方を対象

中級手話講習会は札幌協と札幌手話通訳問題研究会から講師各2名の協力をえて実施されている。専通は事業説明会（1回）や中間の節会議（1回）、講座の様子を見る（2回）、講師反省会（1回）等への出席などを通して手話通訳者養成システムの課題等を把握する。5月～12月、毎週木曜日夜間開講、全31回。

8) 手話通訳者養成講座～札幌市登録手話通訳者をめざす人が対象

手話通訳者として必要な技術や知識を学ぶ講座の講師として担当の専通（1名）の他に現場講師としても専通（2名）が担当する。（他にろう講師2名、健聴者講師1名（基本課程のみ）、計4名で担当。）節目ごとに会議の開催。5月～1月、毎週水・金曜日夜間開講、全62回。

9) 登通認定試験・新登通オリエンテーション

1年に1回。2004年度より全国手話研修センター実施の「手話通訳者登録試験」を取り入れる。別途面接実施予定。審査員として専通2名が担当し、札幌協選出のろうあ者審査員（2名）と共に、採点。不合格者学習会（再挑戦のためのアドバイス等2003年度まで実施）、新登通オリエンテーション（登通認定授与式、事務手続き、コーディネートの説明、報告書の提出等、通訳活動に必要な説明）及び新登通研修会を実施。

10) 手話通訳者研修会・学習用ビデオ貸出し

通訳者の研修保障のために企画。障がい福祉課と登通との懇談会、健康学習会を含めてほぼ毎月年10回の実施（教養講座・健康学習会・懇談会を除いて1テーマにつき昼・夜開催をしている）。手話通訳者養成講座の理論講義9回は登通対象の公開講座としている。研修会への参加が難しい人への研修保障の1つとして、養成講座の理論講義や健康学習会の様子などを撮ったビデオテープの貸出しを実施。

なお、研修には保育サービスも設けて、研修保障をしている。

11) 特殊健康診断・健康学習会

登通を対象に年 1 回、特殊健康診断を実施。結果が各登通へ郵送され周知された後に、健診担当医師を招いて正しい知識を得るように学習会を実施。これについては、コーディネート業務と医師との連携をしている。

12) 手話通訳者養成等運営会議

関係団体である札幌協、札幌手話通訳問題研究会、札幌手話サークル連絡協議会と障がい福祉課（係長・派遣担当・養成担当・専通 2 名）が 1 ヶ月に 1 回、手話通訳者の養成等に関することをテーマに会議を開催。

13) 石狩支庁管内専任手話通訳連絡会議

石狩支庁管内の専任手話通訳者も加わり派遣コーディネート担当職員が一堂に会し、共通の課題の意見交換や情報交換をする。1998 年より開催（2 ヶ月に 1 回）。会議の開催は持ち回りで行なっている。

14) 地域啓発

手話通訳派遣制度に関する地域啓発（講師派遣も含む）を行う。現状としては外勤、内勤の状況等見極めつつ、要請時に上司と検討し決定している。

(3) 手話通訳者派遣事業

1) 派遣事業の概要

手話通訳者派遣事業については「札幌市手話通訳者派遣事業実施要綱」に具体的に記載されている。主な内容は次のようになっている。

目的……………聴力及び言語障害者（ろうあ者等）と健聴者との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳者を必要とする場合に、手話通訳者を派遣することにより、ろうあ者等の福祉の増進を図ること

実施主体……………札幌市

派遣対象事項……………表 3-1 のとおり

派遣の申込……………札幌市長への派遣の申請による

派遣対象地域……………札幌市内

（ 派遣地域が市内であれば居住地に関わらず誰の申請でも可能）

手話通訳者の認定…音声語を手話に同時通訳ができ、且つろうあ者等の手話表現を読み取り同時に音声語に通訳できる者で、札幌市長が認定したもの。手話通訳者として不適当と認められる事由が生じたときは、認定を取り消すことが可能。

手話通訳者証……………手話通訳者には、札幌市手話通訳者証を交付する。

認定の期間……………手話通訳者の認定期間は、毎年度初日から末日の 1 年間。

認定期間の更新……………認定期間満了の前 60 日以内の更新手続きにより更新が可能。

表 3-1 手話通訳の派遣対象

派遣事項		派遣内容	除外事項
1	生命・健康・医療保健に関する こと	受診、治療、入院、通院、検診、 検査、手術献血回診、各種健康相 談、医療や健康に関する講演、 その他。	宗教等を背景とした「治療」その他これに 類する名称をもって行われる行為（御被 い、加持祈祷等）は、除外する。
2	司法に関するこ と	被害届け、取調べ、接見、調停、 捜査、事情聴取、運転免許処分、 事故検証、公判、その他。	
3	児童の教育、保 育に関すること	各種懇談会、PTA会、父母会、転 入学等の手続き、教育相談、進路 相談、その他児童の教育諸機関と の話、その他。	教材の売買及びこれに類する内容のものは除外する。
4	労働と雇用に関 すること	トラブルの話し合い、交渉、要求、 解雇、退職、組合交渉、調停、研 修（雇用継続に必要なもの）、その他。	社内会議、営業会議等通常の企業活動 に関わるものは、除外する。
5	地域及び住宅 に関すること	住宅相談、契約、入居、移転、購 入、交渉、集会、減免申請、町内 会等の話し合い、その他。	
6	人間関係に関 すること	家庭問題、各種調停、結婚式、葬 儀、その他。	近隣との日常の雑談は除外する。結婚 式や葬儀については、ろうあ者自身が一 般的な参加者である場合は除外する。
7	文化と教養に関 すること	講座、講演会、研修会、その他。	宗教団体、政治団体等の主催するもの。 又、企業の商品販売等、営利に絡むも のは除外する。
8	社会生活に関 すること	各種相談、諸契約、運転免許の取 得・更新、各種団体の集会、その他 社会生活に関わる各種相談。	宗教団体、政治団体等の主催するもの は除外する。
9	その他、障害保 健福祉部長が 認めるもの		電話通訳の依頼を主たる目的とするもの は除外する。その他障害保健福祉部長 が不適当と認めるものは除外する。

2) 派遣事業の事務処理

派遣依頼の手続き・・・ 手話通訳者派遣申請書を一週間前までに提出することとする。

ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではない。

手話通訳者の手配・・・ 障害保健福祉部長は、派遣を決定した場合、手話通訳者を手配し、選定した手話通訳者に通訳業務の命令または依頼をする。

通訳活動予定表の作成... 障害保健福祉部長は、申請書等に基づき手話通訳者の活動予定表を作成し、常時状況を把握する。

実施活動報告書の提出... 手話通訳者は、申請書に基づき従事した事項について、手話通訳実施報告書を障害保健福祉部長に提出するものとする。

登録手話通訳者の謝礼金等... 登録手話通訳者が要綱に基づき通訳業務に従事したときは、謝礼・交通費及び電話代、報告の切手代等を支払うものとする。

- 次の区分により当該月末まで報告書の提出のあったものについて、翌月末日までに支払う。

ア 通訳活動時間が3時間未満の場合 = 3000 円

イ 通訳活動時間が3時間以上の場合 = 4000 円

注) 通訳活動時間: 通訳行為及び通訳予備行為(事前の打ち合わせ等)に要した時間を指す。

- 交通費及び電話代等は、前項の支払方法に準じてその実費を支払う。

ただし、派遣依頼とともに乗車券等を交付した場合にはこの限りでない。

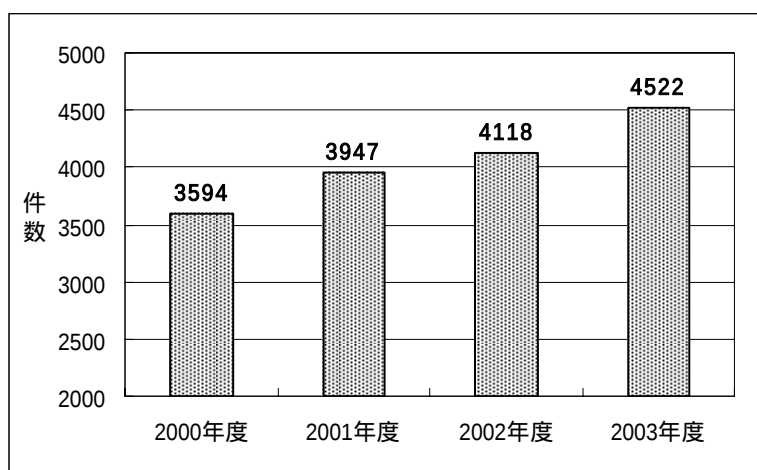
(4) 手話通訳の実施状況

札幌市の手話通訳の実施状況については以下のとおりである。

1) 派遣総数

専通と登通を合わせた総派遣件数(派遣人数)は、2000年度の3594件から2003年度の4522件と928件の大幅な増加となっている。

図 3-3 総派遣数の推移 2000年度～2003年度



2) 実施内容

実施件数と内容

また、2002年度の派遣件数(派遣人数)を見ると(表3-2)、専通で1409件(35%)、登通

で 2709 件（65％）、合計 4118 件となっている。

なお、手話通訳が確保できなかったのは 277 件（人）あり、取消は 222 件（申請書 1 枚＝1 件）であった。

手話通訳内容別に見ると、専通及び登通の合計でみた場合、医療及び健康（介護保険、支援費制度関係も含む）がもっとも多く 2211 件（53.7％）を占め、次いで教育及び保育が 613 件（14.9％）、社会生活が 479 件（11.6％）と続く。

専通と登通で比較してみると、専通の方が医療及び健康で 10 ポイント、司法で 8 ポイント、登通が教育及び保育で 14 ポイント、文化及び教養で 4 ポイント、おおよそそれぞれ高くなっているのが特徴的である。

取消等の状況

また、手話通訳が確保できなかった件数が 277 件あった。そのうち業務協力（勤務時間外に登通をしている別の機関の専任手話通訳に上司の了解の下、業務時間内に協力が得られた場合。謝礼はなく交通費等実費のみ支給する）で対処した件数が 39 件あった。その他日程変更で 71 件、時間調整で 1 件、病院の手話通訳者の協力が 13 件、その他対応が 23 件あった。したがって実際に派遣が出来なかったのは 130 件である。

さらに、取消は 222 件であった。そのうち前日の取消が 24 件、当日の取消が 44 件であった。また、依頼主の都合が 120 件、相手の都合が 102 件であった。

そして、派遣の対象外となった件数は 25 件あり、その内訳は、謝礼があるもの 7 件、営利に関するもの 5 件、政党関係 5 件、市外派遣 4 件、内容不明 2 件、私的な内容 1 件、費用徴収のため 1 件、となっている。

なお、手話通訳事業の対象の通訳依頼であっても、申請者の条件等によっては「札幌手話通訳問題研究会」へ相談し、派遣協力となったものもあった。

表 3-2 手話通訳内容の状況 2002 年度

通訳内容	医療 及び 健康	司法	教育 及び 保育	労働 及び 雇用	地域 及び 住宅	人間 関係	文化 及び 教養	社会 生活	その他	合計
専 通	845	136	83	87	51	15	9	169	14	1409
	60.0	9.7	5.9	6.2	3.6	1.1	0.6	12.0	1.0	100.0
登 通	1366	45	530	177	46	39	110	310	86	2709
	50.4	1.7	19.6	6.5	1.7	1.4	4.1	11.4	3.2	100.0
合 計	2211	181	613	264	97	54	119	479	100	4118
	53.7	4.4	14.9	6.4	2.4	1.3	2.9	11.6	2.4	100.0
確保できず	100	26	37	34	11	2	6	41	20	277
	36.1	9.4	13.4	12.3	4.0	0.7	2.2	14.8	7.2	100.0
業務協力	16	5	4	7	2	0	1	4	0	39
	41.0	12.8	10.3	17.9	5.1	0.0	2.6	10.3	0.0	100.0
取 消	139	8	16	19	4	1	9	23	3	222
	62.6	3.6	7.2	8.6	1.8	0.5	4.1	10.4	1.4	100.0

注）構成割合については、引用者が追記した。

3) 派遣の留意点

札幌市では手話通訳派遣の際には、特に次の2点が配慮されている。

手話通訳派遣コーディネートの配慮

第一に、手話通訳派遣のコーディネートに関することである。

ア) コーディネートでは様々な点を配慮して派遣調整がなされていること。

派遣コーディネートでは、次のような3点を配慮して調整されている。

- ア) 地域のろうあ者の状況…依頼に慣れていない人、初めての人、コミュニケーションが困難な人、病気の重い人等
- イ) 手話通訳者の状況…… 技量、分野、健康状態、研修参加状況、通訳活動状況等
- ウ) 通訳現場の状況…… 通訳内容やその分野、ろうあ者への理解の有無等

これは初任者ですぐできる仕事ではない。機械的に名簿の上から「一番から五番まであたって、だめだったら六番に行く」という形のコーディネートではないからである。コーディネーターと手話通訳者等との会話によって「今までやったことのない分野だけでも、あえてここに通訳をお願いすることで学習をしないか」といった会話をしながら派遣をする。

したがって、コーディネーター自身もある程度いろいろな分野で手話通訳をこなして、ろうあ者の状況も把握しながら、登通の状況を見たり、現場で意見交換をしたりしながら、アドバイスを行えるというような年数を経てきてコーディネーターの主となる仕事ができるということである。

イ) コーディネート業務を進めるためにしていること

もし担当職員が一人や二人であれば書き作業もあまりなく、経験だけで仕事ができるかもしれないが、専通が11人おり、相互の情報の共有化等のために資料をカード化したり、内容整理したりしながら、役割を分けて担当する必要がある。

また、一人が作業や詰まったときにそれをすべてその場所ですぐ話し合いにはならないので、(1)日誌やケース記録で自分なりに整理してみたり、(2)問題があると感じれば、全員がなかなか揃えないところもあるが、定期で開かれる派遣会議や養成会議で派遣チームの内容を養成チームの方に伝えたり、養成チームの内容を派遣の方にも伝えたりする調整を図るようにしている。

手話通訳以外の様々な調整についての配慮

第二に、手話通訳以外の様々な調整についてである。

ア) 手話通訳に伴う調整の必要性

近年コーディネーターの仕事として、手話通訳者の派遣コーディネートだけではなく、関係機関への連絡・調整が非常に多くなってきている。例えば、通院先の医師との調整

役をしたり、事業所のケアマネジャーと連絡調整を図ったりして、どのような派遣体制にしていけるのか。また、今はとても対象者が不安定だからその方が落ち着くまでメンバーは固定していくか、などの調整を担うのである。

なぜなら、専通が主になろうと者と手話通訳の関係の情報を持っており、それを相手方の担当者に伝えて一緒に相談をしながら派遣をしていくことが増えてきており、必要な業務としてその人々と調整・連絡をとることになるからである。こうして地域になろうと者の理解者を作ったり、ろうと者のまわりにできるだけサポートする体制を作ったりしていくことが手話通訳派遣をスムーズに進める上でも重要になっている。

イ) 調整に関する介護保険での事例

具体的な例として A さんの事例が挙げられる。A さんは 80 代、女性で一人暮らしをされていて、緊急時の通報システムの電話が一本あっただけであった。2000 年に介護保険が導入されて、一時期、利用が定着するまでの間に訪問看護や訪問介護、ヘルパー派遣時は月約 15 件の手話通訳派遣をした。全てを手話通訳者だけがやるのではなく、当初から訪問介護のホームヘルパーには、ケアマネジャーとも相談しながらできるだけヘルパーにはコミュニケーションに自信を持ってもらえるように、手話でなければ通じないということではないことを伝え、訪問の中で少しずつ身振り、会話の仕方、指差しなど、手話でなくても伝わることを理解してもらった。

そのため、訪問介護での手話通訳の依頼はなくなった。ヘルパーの交代時も、ヘルパーには複数で訪問してもらい、その中の身振りや比較的相性の合うヘルパーにそのやり方を見てもらいながら引き継いでもらった。そのとき、手話通訳もすべて通訳するのではなく必要とされるところに少し入っていくなどの調整役を担った。

その後、A さんが脳梗塞で緊急入院。退院後、銭湯にも通えなくなったので、デイサービスの利用を調整した。A さんがデイサービスそのものの理解ができなかったので、体験利用を何度かしてもらい、その間は手話通訳派遣をすることになった。施設の担当職員とも事前に相談を重ねて、サービスの利用時から施設職員の方もできるだけ身振りを心がけてもらえるようお願いしたり、A さんに接してもらうように働きかけを行ったりした。その結果、施設の方がろうと者の年配の方をパートで採用して、A さんがデイサービスに来ているときに話し相手になってもらうなど、そこで楽しんでサービスを受けられることになった。

つまり、今までは聞こえるものは電話のベルまでも通訳をするというような感じで通訳をしてきたのであるが、介護保険のいろいろななかかわりの中で特に高齢者ではあえて聞こえるのだけれども通訳しないで、調整役を担うという通訳派遣も増えてきているのである。

(5) 手話通訳派遣の課題

札幌市の手話通訳派遣の課題となっていることは主に以下の 2 つである。

1) 緊急時の対応

第一に、緊急時の対応についてである。図 3-4 を見ても分かるように、手話通訳の当日依

頼と翌日依頼がそれぞれ 100 件ほど増加してきている。特に、当日に急に対応が求められる件数が、2003 年度でも 267 件（当日庁内・庁外の合計）、翌日で 311 件に上る。

当日依頼等に対応するために、手話通訳者の再手配、再々手配をしなければならないことが増えてきている（図 3-5）。例えば、再手配では 1999 年度に 367 件であったが、2003 年度は 681 件となっている。このような急な手話通訳派遣に対応することが難しく、当日依頼に無理に対応すると専通の内勤体制が崩れ会議など他の業務ができなくなる。ろうあ者の緊急の対応もできることが必要であるが、当日依頼は手話通訳業務の大きな負担になっている。

図 3-4 当日依頼・翌日依頼の状況、1999 年度～2003 年度

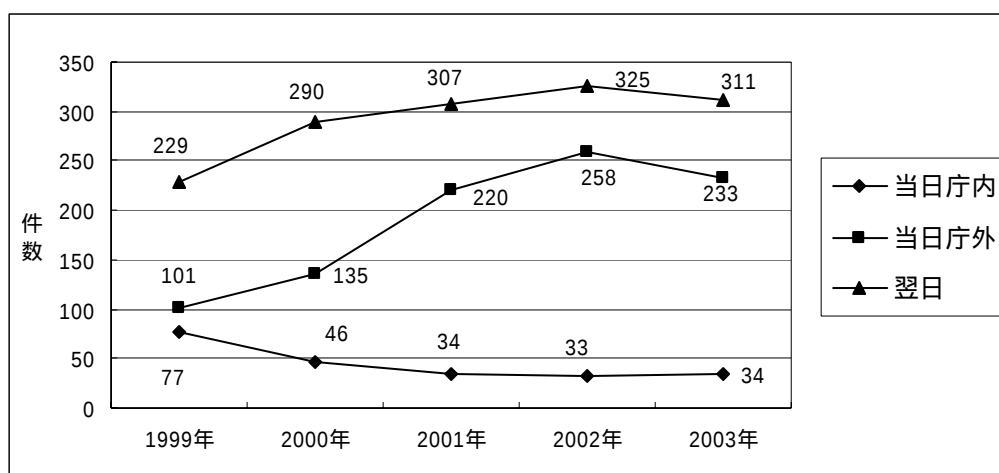
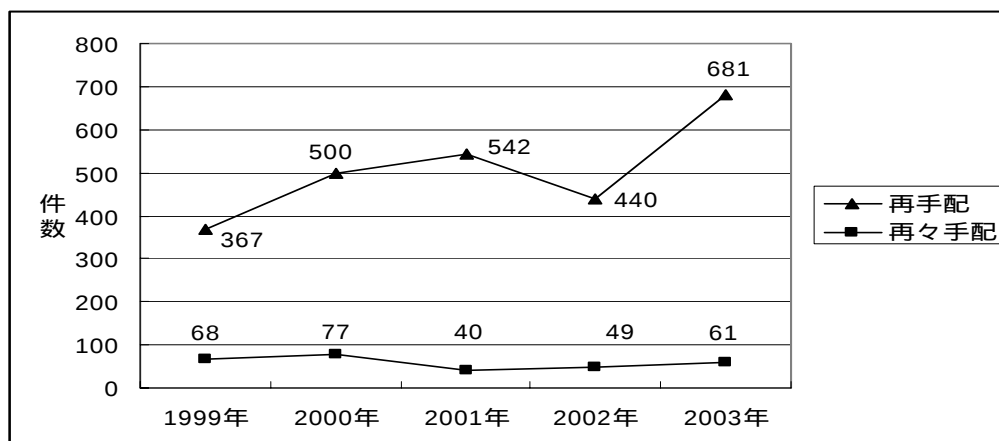


図 3-5 再手配・再々手配の状況、1999 年度～2003 年度



2) 登録手話通訳者の課題

登通人数の低迷

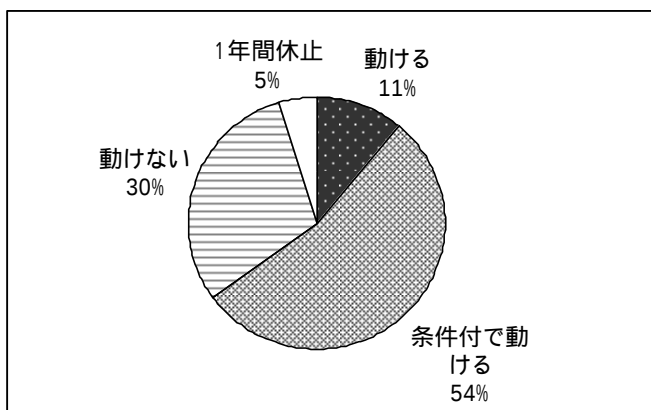
手話通訳の派遣件数や関連する業務が増加し続けてきている。

しかし、それに合わせて登録している手話通訳者数が増えているわけではない。2003 年から 2004 年では 4 人の登通が増えて 63 人となったが、2005 年 1 月には（専通に採用したため）2 人減って 61 人である。また、登通であっても、すべての手話通訳者が活動できるわけではない。

登通（63人：2004年度）の稼働休止状況によれば、2004年5月26日現在、動けるとした人は11%、条件付なら動ける人は54%、動けない人が30%、1年間休止している人が5%となっている（図3-6）。つまり、仕事や家庭、育児、体調等が理由で手話通訳に向くことが難しいことがある。そのため、自由に活動できる人は1割ほどでしかない。登通の6割は有職者でありその人は自ずと夜と休日型となり、日中の平日は主婦の人やパートタイマーの人に手話通訳の依頼をしている。そのため、登通の5割は条件付で動けるとしているところである。

登通からの提示された条件や要望には、曜日の希望（月曜日は不可等）、当日や翌日依頼は不可、通訳時間（拘束時間）の希望等がある。このような条件のなかで、さらに、通訳時間や通訳内容、通訳現場までの交通手段、ペアとなる手話通訳者の配慮、一週間あたりの件数等を考慮している。

図 3-6 登録手話通訳者稼働休止状況、2004 年度 5 月 26 日現在



【資料 4 - 介護保険・支援費制度】

介護保険・支援費制度における課題

(1) 介護保険における課題

介護保険における課題について、以下、いくつかの調査データを確認しながら、検討していこう。

1) 事業所調査

調査の概要

まず、全国手話通訳問題研究会（以下、全通研）が実施した調査『介護保険と聴覚障害者 コミュニケーション支援からみた課題と改善への提言』を参照に明らかにしよう。

はじめに本調査における事業所調査より明らかになったことを整理しておこう。この事業所調査の目的は、手話通訳派遣事業所の介護保険制度への関わり方を明らかにすることである。調査方法としては、調査票の郵送調査である。調査対象としては、まず全通研が実施している『手話通訳者の労働と健康についての実態調査』から、手話通訳者が雇われている事業所を抽出した。その事業所から公共職業安定所、医療団体などを除いた自治体や社会福祉関係団体、障害者団体を中心とした事業所 428 ヶ所を対象とした。調査期間は 2000 年 9 月 11 日～9 月 30 日であった。調査票回収結果は有効回答 269（42.2%）であった。その内訳は自治体 157（36.6%）、民間団体 112（54.3%）であった。

ただし、注意を要するのは、本調査は全ての自治体を対象としたのではなく、あくらかに手話通訳の対応を行っている自治体や事業所を対象として実施したことである。したがって、聴覚障害者に対する取組みが比較的できているというバイアスが生じている可能性が高い。それを踏まえたうえで、事業所調査から明らかになったことを見てみよう。

手話通訳者の状況

しかし、それでも事業所の状況としては、事業所勤務の手話通訳者は計 546 人であり、単純平均すると 1 事業所あたり 2 人の手話通訳者がいることになる。具体的には、正規職員が 26.0%、非常勤嘱託が 39%、常勤嘱託が 20.3%、臨時雇用が 14.7%等となっている。つまり、非正規職員が約 75%となっている。また、登録手話通訳者は合計して約 6000 人であるが、年 1 回以上実働している人は 3848 人と半数強（65%）でしかない。

介護保険への取り組みと予算措置

介護保険に関わる聴覚障害者への情報保障のために何らかの取り組みを行っていると思えた自治体は 46 団体（自治体有効回答 157 の 29%）、民間団体では 43 団体（民間団体有効回答 112 の 38%）であり、全体で 3 割が介護保険に関わって取り組みを行っている。

取り組み内容として、多かったものから、手話通訳者への介護保険研修（31.4%）、介護保険担当手話通訳者の限定（17.9%）、手話通訳者派遣の広報（10.3%）などが挙げられた（複数回答）。しかし、取り組みを行っていない事業所を考慮すると、実際にはその半分ほどしか実施していないことになる（表 4-1）。ほとんどこれら介護保険の取り組みもなげられないで介護保険の手話通訳が実施されている。

表 4-1 介護保険に関する取組み状況（複数回答）2000 年

	実施事業所数	実施事業所（156） に占める割合	有効回答事業所（269） に占める割合
手話通訳派遣の広報	16	10.3	5.9
手話通訳者への研修	49	31.4	18.2
介護保険担当手話通訳者の限定	28	17.9	10.4
介護保険通訳料を別枠設定	14	9.0	5.2
関連機関との継続的連携	15	9.6	5.6
ニーズ調査	6	3.8	2.2
その他	28	17.9	10.4
合 計	156	100.0	58.0

注）事業所調査：2000 年実施、手話通訳を実施している 269 事業所（有効回答率 42.4%）
出所）全国手話通訳問題研究会編（2001）『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ、p.66
より作成

特に、介護保険に関する手話通訳の予算については、手話通訳設置事業で実施しているところが 40.2%、手話通訳者派遣事業が 50.5%であり、介護保険による手話通訳の必要に特別に配慮して予算を設けたのは 9.2%となっている。要介護認定や情報提供や契約、苦情相談などその他、介護保険に関する手話通訳業務が増えたとしても、ほとんどの場合そのまま既存の手話通訳予算が圧迫されることになっている。

派遣内容

回答事業所のうち 82 事業所からは手話通訳利用者の利用状況について回答があった。その利用者数合計は 284 人であった。その派遣内容別の派遣記録件数（レコード数）は 515 件あった。その件数から手話通訳派遣の内容としては多いものから、次のようであった。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1)訪問調査（要介護認定）46.8%、 | (2)ケアプラン作成 14.0%、 |
| (3)サービス提供開始時 8.5%、 | (4)申請時 8.3%、 |
| (5)サービス管理 6.4%、 | (6)その他 15.5% |

約半数の割合で訪問調査（要介護認定）のために手話通訳が利用されている。訪問調査のみの派遣しか受けていない人は 284 人中 154 人（54.2%）に上る。訪問調査での利用が比較的多い理由としては、認定調査をできるだけ正確にしようとしたこと、要介護認定が自治体責任であることから手話通訳利用につなげられたことが考えられる。なお、要介護認定にかかる時間は国が想定していた 45 分をはるかに上回る約 2 時間となっている。

一方で、要介護認定で手話通訳の必要性を理解していると考えられるにも関わらず、利用者の自己決定・サービスの選択を確実なものにするはずのケアプランの作成には手話通訳の利用につながっていないのである。自己決定を標榜する介護保険制度において、高齢聴覚障害者のコミュニケーション支援の未実施は大問題である。

2) 手話通訳者調査

調査の概要

次に、上記、全通研の事業所調査と同時期に雇用された手話通訳者に対する調査も実施した。この手話通訳者調査の目的は手話通訳者の立場から、介護保険の各現場における手話通訳者の意識や具体的対応について明らかにすることである。調査方法は全通研が自治体、聴覚障害者団体、手話通訳者派遣事業所等に勤務する手話通訳者を対象に、5年毎に全国実施の「手話通訳者の労働と健康についての実態調査」に付随して実施。公共職業安定所で行われている手話協力員事業に従事している手話通訳者についても調査対象とした。調査対象者は1147人で、有効回答821(71.6%)であった。

雇用された手話通訳者によるコミュニケーションの状況

この調査で重要なことは介護保険に関してどこまで伝えることができたかである。この調査項目では手話通訳者が主観的に感じた回答であるが、重複障害を持つ高齢聴覚障害者に対するコミュニケーション支援が非常に難しいことが分かった。例えば、介護保険におけるコミュニケーション支援でどれだけ伝わったかを手話通訳者自身に尋ねた状況をみると、次の表4-2のようであった。およそ半数以上が伝わったと評価しているが、逆に言えば、半数近くが伝えることができなかったと見ることができよう。

表 4-2 介護保険におけるコミュニケーション実施の評価 2000 年

	よく伝わった	ほぼ伝わった	合計
訪問調査の意味	9.6%	43.8%	53.4%
受託業者の契約内容	8.9%	36.8%	45.7%
ケアプラン作成の意味	15.2%	43.4%	58.6%
ケアプランの内容	22.1%	49.7%	71.8%
被保険者の希望	34.7%	34.7%	69.4%

注1) ここでいう評価とは手話通訳者自身の評価を意味する。

注2) 手話通訳者調査：2000年実施、雇用されている手話通訳者821人(有効回答率71.6%)
出所)全国手話通訳問題研究会編(2001)『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ、pp.90-4

このように、手話通訳者がいてもコミュニケーションがうまく取れない原因は、さらに研究されるべきであるが、次の点が考えられよう。

現在の高齢聴覚障害者のなかには、教育制度の問題から不就学や手話禁止によって手話そのものが難しい人も多いこと(先にみたコミュニケーション方法を参照)。

介護を必要とする状態というのは、聴覚障害に加えて他の障害を持つことであり、例えば上肢が不自由になったり、視覚障害を持つと手話そのものも難しくなること。また、知的障害や痴呆などが重なる場合も同様である。

介護保険制度自体に条件が多く、煩雑で理解・伝達が非常に困難であること。

このように多様なコミュニケーション方法や介護保険制度に熟知した手話通訳者が少ないこと。

各利用者について継続的にかかわっていく体制が整っていないこと。

手話にしても他のコミュニケーション手段にしても各利用者の個人差が存在するため、ある程度継続的にかかわりがないとコミュニケーション手段そのものが確立しないのである。

また、これに加えて、家族状況や地域環境、自治体の手話通訳者数やその派遣コーディネート体制、手話通訳予算等によって手話通訳に制約がかされる場合もある。

以上のことから手話通訳事業における今後の対応策として、手話通訳者の養成研修と必要に応じて継続的に手話通訳実施体制の整備が求められよう。

3) 東京都聴覚障害者連盟の調査

調査の概要

高齢聴覚障害者の介護に対する要望としては、東京ろう高齢者実態調査委員会が実施した『東京ろう高齢者実態調査報告書』東京都聴覚障害者連盟(2004年)が参考になる。これは、東京都聴覚障害者連盟と東京都中途失聴・難聴者協会会員と地域の聴覚障害者から60歳以上の障害者手帳で聴覚障害1～3級を対象に2003年6月から11月に実施された調査である。これは要介護、要介護ではない人も両方含めた調査である。

介護に対する要望

この調査結果の重要点を示すと、以下のとおりである。

1. 手話通訳制度については利用している人は約6割でしかないこと。
2. 91%が介護を受ける状況ではないようである。

しかし、45.1%が通院しており健康に不安な状態にある人が半数近くに上ること。

3. それを反映して、困りごとや悩みごとを見ると、病気になったときのこと(10.6%)、病気・災害などの緊急時の避難や連絡(9.5%)、年金額が低い(7.2%)、病気が多い(7.0%)、物価が高い(6.0%)、近所に手話で話せる人がいない(5.4%)が比較的多い。
4. 介護については、ホームヘルパーを利用したことがある人は7.3%であり、それを利用して3割の人が不満を持っている。その理由は手話が通じない、コミュニケーションがスムーズにいかないというものである。

しかし、将来的にホームヘルパーを利用したいと考えている人は全体の49.8%を占めており、聴覚障害者と手話等でコミュニケーションができるホームヘルパー養成が急務であることを示している。

5. ろうあ老人ホームができれば入所を希望するとした人が59%に上る。

その理由としては、入所者全員ろうあ者であることからくる安心感、職員が手話ができる、聞こえないことに配慮した施設、聴覚障害者関係の法人が運営するなら安心などが挙げられた。

以上のことから、コミュニケーション支援に対応できる介護職員や介護施設の必要性が示されている。

4) A市における介護保険におけるコミュニケーション支援状況

さらに、介護保険におけるコミュニケーション支援に取り組んでいる A 市の手話通訳派遣の状況である。A 市は介護保険サービスを利用する聴覚障害者のコミュニケーション支援を保障するために、介護サービス提供時でも必要に応じて手話通訳派遣を実施している。

この A 市での介護保険における手話通訳事業の課題について、以下の点が挙げられる。

介護保険における手話通訳利用者の増加。

2000 年度当初、2 人であった介護保険の手話通訳利用者は 2003 年度には 5 人に増えた。その派遣回数も 2000 年度の 216 回から 770 回へと 3.5 倍になった。今後いわゆる団塊の世代が高齢化していくなかで、介護保険において手話通訳を必要とする聴覚障害者はますます増加していく。そのため、今後介護保険での手話通訳の取組みが重要になってくる。

介護保険関係の手話通訳支出が 2000 年度の 60 万 4800 円（全体の 11.2%）から 215 万 6000 円（同 27.5%）へと 3.5 倍に膨れ上がったこと。

全支出に占める割合も 2.5 倍になった（表 4-3）。他の手話通訳派遣とは異なり、介護保険における手話通訳はたとえ利用者が少人数であってもほとんどが継続派遣になるので、手話通訳の利用回数が増加する。そのため、手話通訳派遣に関わる支出も増えるのである。

手話通訳の対象の複雑さ。

介護現場における手話通訳は、1.聴覚障害者本人に加えて、2.複数の介護職員、3.複数の他の介護サービス利用者、というように対象が入れ替わり立ち代りする。このような状況のなかで、手話通訳者は通訳のみならず聴覚障害者本人とその周りの人たちとの関係について配慮が求められることになる。

手話通訳者による相談・調整の比重が高くなること。

その理由は、1.手話通訳者は聴覚障害者の抱える生活問題や介護問題状況について学習していること、2.聴覚障害の介護サービス利用者の希望や意見を直接聞く立場にあること、などが挙げられる。そのため、1.聴覚障害者本人の介護等の生活に関する相談に対応し、2.いくつもの介護保険事業者やその他の保健・福祉・医療に関する調整（例えばケース会議に出席するなど）が重要になってくるのである。そのために、手話通訳者自身が介護保険についてはもちろん、保健・福祉・医療の知識の習得が必要とされる。

周囲に聴覚障害の理解者をつくること。

手話通訳者は聴覚障害者のそばに 24 時間一緒にいるわけではない。また、介護サービスの質の向上を図るうえで介護者自身がコミュニケーション方法を身につける必要がある。さらに、介護施設等で他の利用者と集団で生活・時間を過ごす場合には、その利用者との触れ合いも大切である。そのため、介護サービスの事業所やその利用者に対して、1.聴覚障害の理解や、2.手話等コミュニケーションのとり方について伝えていく必要がある。そして、これらを踏まえて、必要に応じて、聴覚障害者の人間関係の構築のための取り組みも必要になる。

表 4-3 A 市における介護保険における手話通訳実施状況

		2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
対象者	実数	2 人	3 人	4 人	5 人
サービス利用	障害	聴覚1級・右半身不全麻痺	聴覚1級・右半身不全麻痺・他	聴覚1級・下肢・認知障害他	聴覚1級・下肢・認知障害他
	介護認定	要介護4～1	要介護4～2	要介護4～2	要介護4～2
介護サービス	調査	4 回	6 回	8 回	8 回
	在宅	16 回	177 回	287 回	330 回
	施設	196 回	196 回	210 回	432 回
派遣費用	全体	5,382,000円	6,689,000円	7,219,000円	7,826,875円
	介護保険	604,800円(11.2%)	1,061,200円(15.8%)	1,414,000円(19.5%)	2,156,000円(27.5%)
費用負担		なし	なし	なし	なし
派遣全体の割合		全体 2076 介護 216 (10.4%) 医療 790 (38%)	全体 2402 介護 379 (15.7%) 医療 1005 (41.8%)	全体 2555 介護 505 (19.7%) 医療 893 (34.9%)	全体 2861 介護 770 (26.9%) 医療 865 (30.2%)
問題点 課題		事業所側が通訳の仕事についての知識がなく、介護者との区別も中々つかず、通訳の仕事を理解してもらうのが大変だった。又、通訳者も普段している通訳現場とは支援の仕方が違ったので戸惑ってしまい、先が見えず派遣元に対して不満もでた。 聴覚障害の特性や、通訳という社会資源について、事業所にどう伝えるかが課題であった。	施設職員の入れ替わりが多く、慣れたところ(聴覚障害や通訳について、理解できる)に退職されるので、なんども一から説明しないといけないのが、大変だった。 事業所側に、上記のことを上手く引き継いでもらえるような、提案の方法について、検討が必要と思われた。	施設への派遣場所も増えてきて、施設間の対応のばらつきが目立ち始める。古く慣れた所では、職員の手話の上達もあり、通訳者が見守りをする場面もあるが、新しい所では、まだまだ通訳者を介護者と見られることもあった。 自宅への派遣は当初、利用者・ヘルパー・通訳者のそれぞれの希望がずれて困った。目的等の調整や確認が必要となる。ケース会議への参加で意見調整をはかる。	医療と介護がほぼ同数になってきている。介護は医療と違い、全て継続ケースなので、利用が増えたと、回数の増え方は急勾配になるのは明らかである。 事業所のケース会議の出席・通訳者への対応等、介護に関わる仕事は多い。又、今後、削減されるであろう予算の中で、どう調整し対応していけばいいのか非常に苦慮している。

(2) 支援費制度における課題

次に、支援費制度における課題について、これも全通研が実施した「支援費制度における聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究」を参考に整理しておきたい。

なお、調査対象者には社会的な支援を必要とする聴覚障害者全般の状況を把握するため、支援費制度を利用していないが、共同作業所やろうあ者相談員等の利用者も対象としている。研究方法として、施設利用者概要調査と生活実態調査を行った。

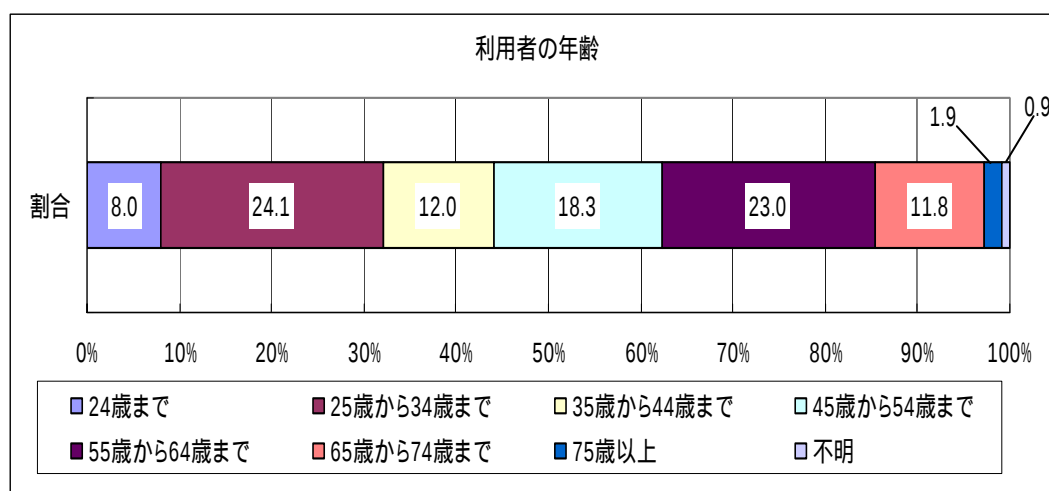
1) 施設利用者概要調査

社会的な支援を必要とする聴覚障害者の属性を知り、次の生活実態調査の母集団の特徴を把握するため、聴覚障害者が利用している入所及び通所施設に対して質問紙郵送調査をした。25 施設（入所 9、通所 16）を抽出し、各施設の利用者全員の状況について調査した。調査期間は 2003 年 10 月 21 日から 12 月 28 日であった。有効回答は入所 8（対象者数 326 人）、通所 10（同 139 人）であり、合計 18 施設（同 465 人）分である。

利用者の年齢

利用者の年齢を見ると、「25 歳から 34 歳まで」が 24.1%と最も多く、次いで「55 歳から 64 歳まで」が 23.0%、「45 歳から 54 歳まで」が 18.3%となっている（図 4-1）。つまり、45 歳以上の壮年層および高年齢層が半数以上を占めている。

図 4-1 利用者の年齢



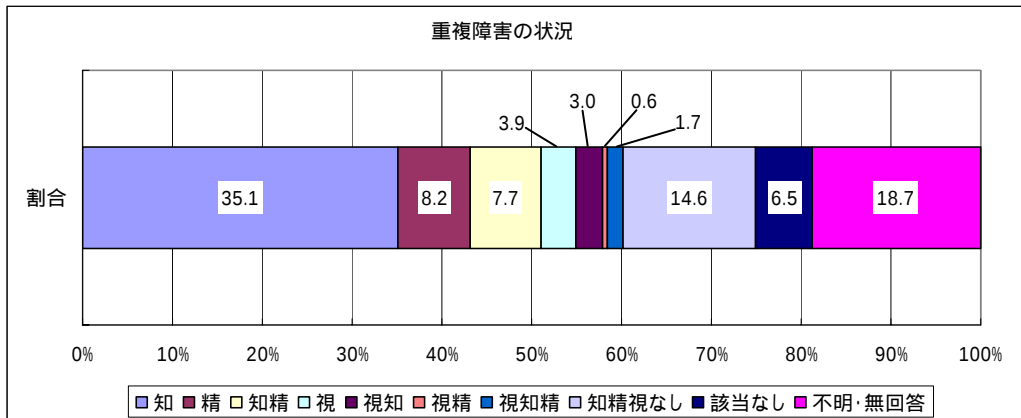
出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004 年

利用者の重複障害

ここから、福祉サービスを利用する聴覚障害者の重複障害、特にコミュニケーション支援に関わって重要な知的障害と精神障害、視覚障害の 2 つの重複状況を検討した。その結果が図 4-2 である。特に、知的障害がある聴覚障害者は 47.5%（知 35.1%、知精 7.7%、

視知 3.0%、視知精 1.7%）、精神障害では 18.2%（精 8.2%、知精 7.7%、視精 0.6%、視知精 1.7%）、視覚障害では 9.2%（視 3.9%、視知 3.0%、視精 0.6%、視知精 1.7%）に上る（略字はそれぞれ「聴＝聴覚障害」「知＝知的障害」「精＝精神障害」「視＝視覚障害」を意味する）。

図 4-2 重複障害の状況



出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004 年

2) 生活実態調査

社会的な支援を必要とする聴覚障害者の生活課題を具体的に把握するために、主に施設利用者概要調査の対象となった施設担当者に等間隔無作為抽出により家族のいる対象者を抽出してもらい、その対象者の担当職員と家族に対して質問紙郵送調査を実施した。調査期間は 10 月 21 日から 1 月 31 日であった。入所施設は 63 人分送付し 55 人 (80.9%)、通所施設は 82 人分送付し 36 人 (43.9%) の回答を得た。

重複障害（疾病含）の状況

調査対象となった利用者 (91 人) の障害及び疾病の平均は平均 3.2 であり、最も多い人で 7 つの障害や疾病があった。なお、ここで疾病を含めたのは、病気の主な内容として、糖尿病、高脂血症、高血圧、肝炎、喘息など慢性疾患がほとんどであったためである。また、障害、とりわけ知的障害や精神障害については、その障害手帳を保持していなくても、具体的な障害が書かれている場合も該当ありとした。このように、福祉サービスを利用する聴覚障害者はいくつもの障害や病気を抱え、より専門的な支援が必要とされている。

日常生活動作と金銭管理の状況

この重複障害の障害程度を裏付けるように、日常生活動作や金銭管理で何らかの介助を必要とする聴覚障害者が多い (表 4-4)。例えば、食事や排泄では約 2 割、入浴や外出では約 5 割が介助を必要としている。また、金銭管理にいたっては約 7 割が困難であり、時間

をかける必要がある人を含めると9割に上る。つまり、聴覚障害者の支援を考えた場合、コミュニケーションなしにこれらの介護ができないので、福祉サービスの提供と同時に、手話通訳を実施する場合、同じ担当者が両方を同時に行うことが望ましいと考えられる。(介護保険や支援費制度の事業所調査等から、実際には介護の場における手話通訳は軽視され、コミュニケーションの不足から介護の質の低下・悪化が頻繁に生じていると推測される。)

表 4-4 日常生活動作と金銭管理の状況

	部分介助	全介助	合計
食事	15%	3%	18%
排泄	19%	4%	23%
入浴	37%	6%	43%
外出	35%	31%	66%
	時間かけできる	できない	合計
収入管理	22%	71%	93%
通帳管理	15%	76%	91%

出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004 年

コミュニケーション方法

また、福祉サービスを利用している聴覚障害者のコミュニケーション方法をみると、家族と職員で各方法の使用割合が異なるが、主に、身振り、手話はほとんどの人が使用している(表 4-5)。続いて、筆記や描画も半数の人が使用している。その聴覚障害者独自の記号であるホームサインも3割程が使用している。このように、福祉サービスを利用する聴覚障害者のコミュニケーション支援のためには多種多様な方法を獲得していることが求められる。

そして、このようなコミュニケーション方法による福祉サービスの説明や意思の確認には、コミュニケーション支援における専門性、継続性および比較的長い時間が必要とされるのである。その場合の担当職員の専門性と適切な労働条件の確保が必要である。

表 4-5 コミュニケーション方法の使用割合

	家族	職員	合計ポイント
身振り	68%	74%	142
手話	38%	71%	109
筆記	41%	44%	85
描画	31%	47%	78
ホームサイン	32%	23%	55

注) その他、必要に応じて、触手話、接近手話、指文字、手書き等も併用されていた。

出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004 年

【資料 5】 全国手話研修センター委託登録試験県別合格率一覧

県名	第 1 回 2001 年度			第 2 回 2002 年度			第 3 回 2003 年度		
	受 験 者数	合格者 数	合格率 (%)	受験者 数	合 格 者数	合格率 (%)	受験者 数	合 格 者数	合格率 (%)
A	-	-	-	1 0	3	3 0 . 0	1 2	2	1 6 . 7
B	1 8	8	4 4 . 4	1 0	1 0	1 0 0	2 0	1 0	5 0 . 0
C	—	—	—	2 3	1	4 . 3	1 8	4	2 2 . 2
D	—	—	—	2 8	0	0 . 0	1 4	2	1 4 . 3
E	—	—	—	3 6	1 4	3 8 . 9	2 2	2	9 . 1
F	—	—	—	—	—	—	1 3	2	1 5 . 4
G	9	2	2 2 . 2	9	0	0 . 0	4	1	2 5 . 0
H	—	—	—	1 4	9	6 4 . 3	1 5	7	4 6 . 7
I	6 4	3	4 . 7	3 1	5	1 6 . 1	4 6	3	6 . 5
J	—	—	—	7 1	4 4	6 2 . 0	6 0	1 0	1 6 . 7
K	—	—	—	—	—	—	1 7	4	2 3 . 5
L	—	—	—	2 1	5	2 3 . 8	8	2	2 5 . 0
M	6 5	1 5	2 3 . 1	2 6	9	3 4 . 6	2 2	4	1 8 . 2
N	—	—	—	3 3	1 4	4 2 . 4	2 3	1	4 . 3
O	2 3	1 4	6 0 . 9	2 1	1 6	7 6 . 2	—	—	—
P	—	—	—	—	—	—	1 7	7	4 1 . 2
Q	—	—	—	4 0	2 7	6 7 . 5	2 4	7	2 9 . 2
R	2 4	8	3 3 . 3	2 4	1 0	4 1 . 7	2 9	2 0	6 9
S	—	—	—	—	—	—	3 4	9	2 6 . 5
T	—	—	—	1 5	1 1	7 3 . 3	1 2	2	1 6 . 7
U	4 5	2 7	6 0 . 0	2 5	8	3 2 . 0	2 7	1	3 . 7
V	3 2	9	2 8 . 1	1 1	6	5 4 . 5	4 0	2 1	5 2 . 5
W	—	—	—	—	—	—	2 0	7	3 5 . 0
X	—	—	—	4 0	9	2 2 . 5	4 4	1 2	2 7 . 3
Y	6 3	1 3	2 0 . 6	2 1	2	9 . 5	1 7	2	1 1 . 8
Z	—	—	—	1 8	4	2 2 . 2	4	1	2 5 . 0
a	4 4	1 0	2 2 . 7	1 8	7	3 8 . 9	1 4	5	3 5 . 7
b	—	—	—	7 3	6	8 . 2	4 5	8	1 7 . 8
合 計	3 8 7	1 0 9	2 8 . 2	6 1 8	2 2 0	3 5 . 6	6 2 1	1 5 6	2 5 . 1

出所) 社会福祉法人全国手話研修センター

【資料6】 手話通訳者登録試験実施についてのアンケート

1.手話通訳者登録試験の実施状況 および 2.独自試験実施の状況

		2005年2月 実施						
		1.手話通訳者登録試験の実施状況			2.独自試験実施の状況			
		都道府県			都道府県			
		センター委託登録試験を実施	独自試験を実施	実施していない		受験者数	合格者数	
1	A	2001年度		○		2001年度	212	37
		2002年度		○		2002年度	174	36
		2003年度		○		2003年度	161	56
		2004年度		○		2004年度	139	20
	イ市	2001年度		○		2001年度	13	3
		2002年度		○		2002年度	16	3
		2003年度		○		2003年度	21	4
		2004年度	○	+ 面接		2004年度		
2	B	2001年度		○		2001年度	13	10
		2002年度		○		2002年度	13	9
		2003年度	○			2003年度		
		2004年度	○			2004年度		
3	C	2001年度	○			2001年度		
		2002年度	○			2002年度		
		2003年度	○			2003年度		
		2004年度	○			2004年度		
4	D	2001年度		○		2001年度	17	6
		2002年度	○			2002年度		
		2003年度	○			2003年度		
		2004年度	○			2004年度		
	ロ市	2001年度		○		2001年度	14	14
		2002年度		○		2002年度	13	7
		2003年度		○		2003年度	10	4
		2004年度		○		2004年度	3 / 3実施	
5	E	2001年度		○		2001年度	14	12
		2002年度	○			2002年度		
		2003年度	○			2003年度		
		2004年度	○			2004年度		
6	F	2001年度			○	2001年度		
		2002年度	○			2002年度		
		2003年度	○			2003年度		
		2004年度	○			2004年度		
7	G	2001年度		○		2001年度	43	9
		2002年度		○		2002年度	38	4
		2003年度		○		2003年度	37	2
		2004年度		○		2004年度	31	4
8	H	2001年度		○		2001年度	40	11
		2002年度		○		2002年度	40	7
		2003年度		○		2003年度	40	8
		2004年度		○(2～3月)		2004年度	一次2月末	二次3月中旬
9	I	2001年度		○		2001年度	33	3
		2002年度		○		2002年度	28	2
		2003年度		○		2003年度	42	0
		2004年度		○		2004年度	33	5
10	J	2001年度		○		2001年度	6	2
		2002年度		○		2002年度	11	3
		2003年度	○	+ 小論文・面接		2003年度		
		2004年度	○			2004年度		

11	K	2001年度		○		2001年度	80	6	*1
		2002年度		○		2002年度	83	5	
		2003年度		○		2003年度	72	5	
		2004年度		○		2004年度	91	5	
	八市	2001年度				2001年度			
		2002年度				2002年度			
		2003年度		○		2003年度	18	1	
		2004年度		○		2004年度	3 / 6 実施		
12	L	2001年度		○		2001年度	36	5	
		2002年度		○		2002年度	51	4	
		2003年度		○		2003年度	61	10	
		2004年度		○		2004年度	65	2 / 6・2 / 27	
	二市	2001年度		○		2001年度	3	1	
		2002年度		○		2002年度	4	3	
		2003年度		○		2003年度	4	3	
		2004年度			○	2004年度			
13	M	2001年度		○		2001年度	39	7	
		2002年度		○		2002年度	47	4	
		2003年度		○		2003年度	57	6	
		2004年度		○		2004年度	44	11	
14	N	2001年度		○		2001年度	62	12	
		2002年度		○		2002年度	74	10	
		2003年度		○		2003年度	71	8	
		2004年度	○			2004年度			
	水市	2001年度		○		2001年度	32	23	
		2002年度		○		2002年度	36	9	
		2003年度			○(制度改善 準備の為)	2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
	へ市	2001年度		○		2001年度	15	4	
		2002年度		○		2002年度	20	8	
		2003年度		○		2003年度	11	6	
		2004年度	○			2004年度			
15	O	2001年度		○		2001年度	12	6	
		2002年度		○		2002年度	11	4	
		2003年度		○		2003年度	13	8	
		2004年度		○		2004年度	3 / 13 実施		
16	P	2001年度		○		2001年度	36	6	
		2002年度		○		2002年度	25	7	
		2003年度		○		2003年度	17	5	
		2004年度		○		2004年度	3 / 13 実施		
17	Q	2001年度		○		2001年度	11	4	
		2002年度		○		2002年度	25	6	
		2003年度		○		2003年度	29	4	
		2004年度		○		2004年度	15	6	
18	R	2001年度	○			2001年度			
		2002年度	○			2002年度			
		2003年度	○			2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
19	S	2001年度			○	2001年度			
		2002年度			○	2002年度			
		2003年度			○	2003年度			
		2004年度			○	2004年度			
20	T	2001年度		○		2001年度	16	15	
		2002年度		○		2002年度	11	8	
		2003年度	○			2003年度			
		2004年度	○			2004年度			

21	U	2001年度		○		2001年度	39	20			
		2002年度		○		2002年度	33	3			
		2003年度		○		2003年度	24	0			
		2004年度		○		2004年度	29	4			
22	V	2001年度	○			2001年度					
		2002年度	○			2002年度					
		2003年度	○			2003年度					
		2004年度	○			2004年度					
23	W	2001年度			○	2001年度					
		2002年度	○			2002年度					
		2003年度	○			2003年度					
		2004年度	○			2004年度					
	ト市	2001年度		○		2001年度	62	6			
		2002年度		○		2002年度	65	1			
		2003年度		○		2003年度	96	8			
		2004年度		○		2004年度	84	4			
24	X	2001年度		○	○	2001年度	24	29	10	5	*2
		2002年度		○	○	2002年度	38	45	10	11	
		2003年度	○		○	2003年度		62		4	
		2004年度	○		○	2004年度		53		10	
25	Y	2001年度				2001年度					
		2002年度				2002年度					
		2003年度	○			2003年度					
		2004年度	○			2004年度					
26	Z	2001年度	○			2001年度					
		2002年度	○			2002年度					
		2003年度	○			2003年度					
		2004年度	○			2004年度					
	チ市	2001年度	○			2001年度					
		2002年度	○			2002年度					
		2003年度	○			2003年度					
		2004年度	○			2004年度					
27	a *1)市合同 同一試験	2001年度		○		2001年度	*5				
		2002年度		○		2002年度					
		2003年度		○		2003年度					
		2004年度		○		2004年度					
28	b	2001年度		○		2001年度	30	2			
		2002年度		○		2002年度	31	2			
		2003年度		○		2003年度	28	1			
		2004年度		○		2004年度	32	3月中旬			
	又市	2001年度		○		2001年度	24	7			
		2002年度		○		2002年度	30	4			
		2003年度		○		2003年度	27	9			
		2004年度		○		2004年度	20	3月下旬			
29	c	2001年度			○	2001年度					
		2002年度	○			2002年度					
		2003年度	○			2003年度					
		2004年度	○			2004年度					
30	d	2001年度			○	2001年度					
		2002年度			○	2002年度					
		2003年度			○	2003年度					
		2004年度			○	2004年度					
31	e	2001年度			○	2001年度					
		2002年度		○		2002年度	17	16			
		2003年度		○		2003年度	5	2			
		2004年度		○		2004年度	3 / 13 実施				

32	f	2001年度	○			2001年度			
		2002年度	○			2002年度			
		2003年度			○	2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
33	g	2001年度			○	2001年度			
		2002年度			○	2002年度			
		2003年度			○	2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
34	h *ル市合同	2001年度		○		2001年度	37	7	
		2002年度	○			2002年度			
		2003年度	○			2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
35	i	2001年度	○	○		2001年度	24	3	*3
		2002年度	○	○		2002年度	24	0	
		2003年度	○	○		2003年度	0	0	
		2004年度	○			2004年度	0		
36	j	2001年度		○		2001年度	28	26	
		2002年度		○		2002年度	23	16	
		2003年度	○			2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
37	k	2001年度		○		2001年度	20	9	
		2002年度	○			2002年度			
		2003年度	○			2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
38	l	2001年度	○			2001年度			
		2002年度	○			2002年度			
		2003年度	○			2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
39	m	2001年度			○	2001年度			
		2002年度			○	2002年度			
		2003年度			○	2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
40	n	2001年度		○		2001年度	45	3	
		2002年度		○		2002年度	35	2	
		2003年度		○		2003年度	38	2	
		2004年度	○			2004年度			
	オ市	2001年度	○			2001年度			
		2002年度	○			2002年度			
		2003年度	○			2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
	ワ市	2001年度		○		2001年度	18	2	
		2002年度		○		2002年度	16	2	
		2003年度			○	2003年度			
		2004年度		○		2004年度	12	11/21・1/30	
41	o	2001年度			○	2001年度			
		2002年度			○	2002年度			
		2003年度	○			2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
42	p	2001年度			○	2001年度			
		2002年度	○			2002年度			
		2003年度	○			2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
43	q	2001年度	○			2001年度			
		2002年度	○			2002年度			
		2003年度	○			2003年度			
		2004年度	○			2004年度			

44	r	2001年度		○		2001年度	19	6	*4
		2002年度	○	○		2002年度	8	4	
		2003年度	○	○		2003年度	16	4	
		2004年度	○	○		2004年度	14	3	
45	s	2001年度	○			2001年度			
		2002年度	○			2002年度			
		2003年度	○			2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
46	t	2001年度				2001年度			
		2002年度	○			2002年度			
		2003年度	○			2003年度			
		2004年度	○			2004年度			
47	u	2001年度		○		2001年度	32	6	
		2002年度		○		2002年度	8	0	
		2003年度			○	2003年度			
		2004年度			○	2004年度			

		センター委託 登録試験の 実施箇所	独自試験の 実施箇所		登録試験を 実施していな い箇所		独自試験の	
							受験者数	合格者数
都道府県	2001年度	9	27	27	10	2001年度	996	247
	2002年度	19	24	24	5	2002年度	891	171
	2003年度	25	19	20	6	2003年度	960	296
	2004年度	30	15	16	3	2004年度	634	226

・a県については下記*5につき、独自試験の受験者数と合格者数から除いてある。

政令指定 都市 (2市を除く)	2001年度	2	8	0	2001年度	181	60
	2002年度	2	8	0	2002年度	200	37
	2003年度	2	7	2	2003年度	187	35
	2004年度	5	6	1	2004年度		

1.手話通訳者登録試験の実施状況について

- *1 *市は2005年度は独自試験を行う予定。2006年度から県と合同で、センター委託登録試験を行う予定。
- *2 *分割の左欄は養成講座修了生対象に実施。2003年度よりセンター委託登録試験に移行。
*分割の右欄はろう協独自のもの。2003年度より一次(筆記)二次(実技)に分けて実施。
*どちらか受ければ登録となる。両方合格01年は1人、02年は2人。
- *3 *センター委託登録試験・独自試験のどちらか受ければ登録となる。
(同一日実施、センター委託登録試験先行実施・センター委託登録試験優先)
*センター委託登録試験 ろう協主催 独自試験 情報センター主催
- *4 *講習会を修了して申請すれば手話通訳者として登録される。
ただし、センター委託登録試験と独自試験のどちらかに合格すれば
通訳認定者となる。依頼内容によって、登録者が通訳認定者かが派遣される。
- *5 *a県の独自試験実施状況について
合格者数がそのまま実際に通訳依頼する登録数とはならない試験方法になっている。
例えば2004年度の場合、合格者数158人の内、通訳依頼できる登録者は48人とのこと。
このように試験方法が違うため全体の集計からは除外する。

年度	一次受験者数	一次合格者数	二次受験者数	二次合格者数	登録者数
2001年度	197	123	159	143	259
2002年度	185	142	144	130	286
2003年度	277	150	187	171	255
2004年度	205	175	185	158	303

3. センター委託登録試験未実施の理由

- 予算がつかないため。
- 予算の問題。センター委託登録試験を導入する必要性の問題。
- 予算、会場問題、試験条件などクリアしていないため、現在でも討議中(2006 年あたり実施するか検討中)
- 当県の場合、手話講習会は情報センター(県社協委託)が実施しており、センター委託登録試験については聴協の認可を待っている状態である。
- 当県は 1982 年に実施し、県として公的で独自試験の為、未実施です。県下の、とある市も 1986 年に実施した市町村合併後も継続に市独自で実施し、市手話通訳派遣制度につなげています。そのため未実施です。
- 1974 年以前から、県からの委託事業(手話通訳事業)の一環として県における手話通訳者認定試験を実施しております。しかし、県レベルとは別に、ずっと前から市レベルにおける単独予算での手話通訳登録試験が実施されているところが 10 市も存在しています。この市で実施された登録試験で経て、市の手話通訳者として市登録した後に、その市独自での派遣事業が実施されている状況です。

県登録と市登録の両方を掛け持っている手話通訳者は概ね協力的ですが、市登録のみの手話通訳者の場合、県レベルの手話通訳者と市レベルの手話通訳者がそれぞれ分断されたような形となっていて、県内に 2 つの手話通訳者が存在しているという状況を生み出されてしまっておりま。

手話奉仕員養成講座を修了するだけで、市登録手話通訳者試験を行う地域の存在

養成講座のコマ数不足や講師育成の基準が満たされないままで養成講座を実施し、このままで市登録試験を行う地域の存在。

市レベル単独による登録試験では、ろうあ協会の面接試験だけで実施する地域の存在

市在住のろうあ者のニーズを無視して市に登録している手話通訳者の範囲だけで措置的に派遣する地域の存在

県下全域の手話通訳のネットワーク化を視野に入れて、各市レベルの単独登録試験から、県の認定試験に替えさせてもらい、登録試験制度の一本化をしてもらうようお願いなどの働きかけを続けております。現在幸いなことに、10 市の内 2 市が単独による登録試験制度を発展的解消し、県認定試験制度への参入へと表明されております。また、全日本ろうあ連盟の 2004 年度評議員資料より「市町村で格差が生じないように、加盟団体にあっては～。ぜひ(全県的な)プロジェクトチームを立ち上げて取り組んで頂きたい。」とありますように、当連盟でも全国手話通訳問題研究会県支部と共に「県手話通訳システム見直し委員会」を設立することによって、設置・派遣・養成・登録において、『手話通訳者とは地域での手話通訳者である同時に全県的な任務をも持ち合わせている』ことを前提として、位置付けや方向付けな

どの整合や整理を検討しております。以上の流れや状況を踏まえた上で、全県的に1つの試験制度にある程度統合されてから、「センター委託登録試験」に参入したいとも考えております。

- 当県のレベルでは従来の独自試験で実施する方針と固めています。市レベルではセンター委託登録試験を導入する方針で、2005年12月3日実施を向けて検討や準備を進めています。
- 今後実施する方針で検討中。(今年度試験終了後に検討始める予定です)
- 行政(試験実施主体)の考え方。予算的な問題もある。
- 予算が無いから。
- 試験を行うための予算が見つからない。センター委託登録試験を採用することについて考えがまとまっていない。
- 独自の路線で考えていこうと思っています。
- 受験者300人で2日かかるので、どのような方法でセンター委託登録試験に合流できるか検討中。
- 当聴協が行ってきた試験基準とは合わない。
- 体制が無いため。
- 費用が高い。評価方法が全国統一になっていない。
- 全国的に100%実施しているかどうか疑問があるため。試験について理解は出来るが、これまで独自で行ってきた協会主催の試験を廃止してまで、センター委託登録試験を実施しなければならないのか、十分検討が必要。
- 当県では県身体障害者福祉協会へ依頼をしているが(現在も依頼しているかどうかは不明)、当協会としては共催という形の協力となっている。指導力や審査する面での課題などクリアすべき点があり、今、検討中。

4. どちらの試験も実施していない理由

- 次年度(2004年)センター委託登録試験導入のための準備期間として。
- 今まで試験は行わず、手話通訳者養成修了者の中より推薦、という形で登録者を出してきました。(これは当県独自の認定試験制度とのかねあいもあり・・・)来年度に向けて登録試験の実施を検討中です。
- 体制が無いため。

5. 手話通訳者登録試験についての課題

手話通訳者養成事業の実施方法に関する課題(自由記述)

* 当課題があると回答した22都道府県・政令指定都市の内15カ所が自由記述を付した。

- 遠い地域の人には経済的負担が大きい。(当県はかなりの広さなので)輪番開催も講師不足の為苦しい。(予算も少ない)
- 県内には東西南北の地域を設け、年1回持ち回りで開催しているが、会場の借用できるところが困難である。
- 平日昼間活動できる手話通訳者の養成が急務である。平日昼間の講座開催を目指している。
今までは講師の都合で日曜日を中心に開催してきたが、ほとんどの受講者は仕事もちで、たとえ登録試験を合格しても休日しか通訳活動できない。
- 現在は県内1ヶ所で行われているが、当県は南北に長く、どうしても開催地より遠い地域からの受講が難しく、養成が進まない。
- 開催地域が居住地域に遠いため、通うのに無理がある。
- 予算、講師、会場等の問題で受講できる人の数が限られている。
- 事務局、職員体制が十分ではないため、会場によっては2～3講座を1日に実施せざるを得ない。
- 3年コースでは不足。新体制を検討するための小委員会を4月発足させる。
- カリキュラムどおりの養成ができていないところが多い。
- 手話通訳養成実践課程をやっていない。地域性による交通便が不便。
(基礎課程・応用課程のみ)
- 指導者が足りないので、開催場所が限られる。受講生の受講条件。
- 連続講座の参加は個人負担が大きすぎるので参加者が少ない。せめて地域別(九州・中国・四国 と)開催してもらいたい。
- 予算的に少なく、同じ地域で連続した講座が持ちづらい。回数をもっと増やしたい。
- 市町村が実施する奉仕員養成にばらつきがあり、県が実施する通訳者養成との調整。
- 予算関係で90時間の指導不可。10～15回開催のケースが多く、養成難航。

手話通訳者養成事業のカリキュラム、テキスト、教材に関する課題

* 当課題があると回答した21都道府県・政令指定都市の内14カ所が自由記述を付した。

- 地元の人とのビデオがあるとよい。
- 90 時間で目標到達レベルにまであがらない。90 時間の組み立て方が難しい。
(何ヶ月かけて実施するか)
- 奉仕員養成とのからみ。上手にレベルアップが図れない。
- 実践課程の指導方法が難しくなってきた。とくに実習場面を探すのに苦労している。
- 予算不足。現場実習とプライバシーとのバランス(実践課程)。教材等。
- テキストに沿って教えられるような者が少ない。
- 教材ビデオについて少し活用しづらい面がある。
- 基本→応用(1年目)実践→センター委託登録試験(2年目)と進めているが、現場における通訳経験が乏しい。2年→3年と見直したい。
- 課程の中での実践現場での通訳というのには限界がある。(守秘義務の問題もあるので、多少の工夫が必要ではないか)
- 自宅学習用の教材が揃っていない。
- ビデオのモデル通訳はもっと練習して、モデルとして適切な表現をしてください。今のままではモデルになりません。(日本語対応が多すぎ)
- 手話技術指導が中心になり読み取り力の養成が問題。
- 90 時間は長い。1年間で養成できるようなカリキュラムに。
- 厚生労働省発令のカリキュラムの指導方法に対応できないこと。

手話通訳者養成事業の講師に関する課題

* 当課題があると回答した45都道府県・政令指定都市の内30カ所が自由記述を付した。

- 不足している。講師育成の予算もない。
- 人材の確保・育成。
- ろうあ者講師の確保がなかなか難しい状態で困っている。
- 人材不足。講師養成に係る予算を確保できない。
- 連続講師研修会に参加したくても、時間と予算的に厳しい。講師のなり手が不足している。
- 昼間や夜間の人材が不足している。また、市町村手話講習会開催もあり、県レベルは特に依頼できる講師不足。
- 指導講師不足(講師登録試験等)
- 人材不足
- 講師達の学習、情報交換の場を定期的に関くことの重要性。
- 毎年講師研修会も実施しているが、講師の指導レベルがまだ一定ではないため講座によって差が出る。
- 登録試験の合格に結びつかない。講師の質を検証する必要がある。
- 講師不足。
- 講師養成講習会修了者または受講中の人担当している。現在4名で人材不足。
- 全10回の講師講習会は県内が難しい。現行の講座は必要だと思うが別に短い講座を開催してほしい講師の人数不足と力量不足。
- 不足している。
- 講師養成が追いつかず、全国研修センターと協議して独自の養成講座を実施する段取り。
- 人材不足(当県独自の講師登録制度もあるが、試験を受ける人が少ない。行事が多くて講師養成講座を受けられない。
- 地元での講師養成は難しい。
- 講師人材不足。
- 講師不足。
- 地方のろう者は生活や運動に追われ、指導者養成研修等の時間が取れない。
- 現在人材不足である。全日ろう連の連続講師養成講座への参加は旅費等個人負担が大変である。(当県で開催したい)
- ろう講師の不足。
- 講師の研修の保障、育成。
- ろう、健とも指導者が少ない。
- 講師育成が間に合っていない。指導力に差がある。
- 講師の確保が難しくなりつつある。講師養成の期間が長すぎるため、資格を有するまで2年はかかる。

- 講師が少ないこと。
- 実施地域の講師の資質にばらつきがある。全国手話研修センター主催の連続講座を参考に、県内講師の資質向上を図りたい。
- 地理的悪条件による情報不足や指導者養成講座の受講困難。

手話通訳者登録試験の実施方法に関する課題

* 当課題があると回答した32都道府県・政令指定都市の内15カ所が自由記述を付した。

- 1月まで養成が続く。試験は12月。修了していないがいいのだろうか？
- 機材の準備や要員の確保が大変。
- 当県の場合広いため、1つ集中の試験会場は困難だが、分散して実施すれば予算、スタッフの確保など、難しい問題がある。
- (センター委託登録試験)試験実施要綱と実際の不整合(合否判断・合格证など)が目立つ。他試験と比較して費用が高額。
- 会場の確保及び機材等の調達。
- 今の実施のままで続けていくかどうか。
- どのような形で実施するか？また、行政にどのような形で関わってもらうか。
- 合格発表の時期を3月上旬に変更してほしい。当協としては3月中旬に面接試験4月から登録してスタートしたい。
- 審査の基準がわかりにくく審査しにくい。
- 県・市から業務委託を受けている当団体では、通訳登録に際して同一の試験を同じ日に実施しています。一次と二次は別日程。受験希望者は、「県」、「市」、「県と市両方」のいずれかの登録を希望し、合格が決まれば希望の登録先に登録されます。一次試験(筆記問題・読み取り問題)で合格した人が二次試験(聞き取り問題)を受験できます。すべての試験で50点以上であれば、次年度は70点に満たない科目だけを受験すればよく、読み取り、聞き取りの二つとも70点以上になれば、実際の通訳を頼む合格者となります。つまり、試験の合格者は50点以上の成績ではあっても、そのうち110人(2004年度)はどちらかが70点に満たないため実際の通訳を頼みません。
- テキストが終わってから適当な時期に試験を実施するように。12月でなく3月の年度が終わってすぐの4～5月に。
- ノーマライゼーション促進協会と協会共催。
- 会場の確保が大変。
- 問題の中のろうあ者の表現についてレベルをどこにおくか？
- 修了した後ではなく、かなり長く9ヶ月も先に試験を実施されても受講者は受験しようという気が起こらないのではないかと？せめて4月か5月に。

手話通訳者登録試験の合格レベルに関する課題

* 当課題があると回答した30都道府県・政令指定都市の内20カ所が自由記述を付した。

- もう少し読み取りの力を高めてほしい。せめて80%くらいは読み取ってほしい。
- 採点基準が明確ではない。採点表の際の分け方がわかりづらく、裁量が難しい。合格率が低い。
- 一発勝負の実技試験で、通訳者の資質を見極めることの難しさ。
- 判定基準がここ数年バラつきが出て、合格者の技術のみ合格ラインに絞ることが増えてきた。
- 各県で採点するため、合格レベルが一定になっていない。採点から研修センターで行うなどの方法が必要。
- 合格レベルに達するための基準の決め方。
- 受験者数に対して合格者数が少ない。講座を修了しても読み取り能力など技術的に上達していかない。
- 合格基準がかなり厳しいという声がある。
- 地域ろう者でさえ読み取れない手話表現が出てきており、合否の判断に悩む。今年度は内容がかなり難しい。(前年度より)
- 採点基準が曖昧ではないか？採点の説明会でも同じ回答に対し62～74の採点をした人がいたが、どれも誤りではないとの説明であった。センター委託登録試験を考えると疑問である。
- 合格基準がはっきりしないのでどこまで教えてよいかわからない。
- 合格できるであろうと考えられる人がなかなか合格できない。合格レベルが高いのか？
- 問題のレベルが適切かどうか分かりません。
- 各地域の従来の合格レベルにあわすため、再調整をしているとか、合格者が他県へ転居しても再試験を受けるのでは全国統一の意味がない。「通訳者派遣事業」の登録レベルとして全国統一の合格レベルにすべき。
- 「平均」で合格基準に達しているようだが、もう少し基準をはっきりさせたらどうかと思います。「平均」ですと半分が合格者になってしまう。
- 特に表現、読み取りについて、地域での手話表現の扱いについて。
 - 地域によっては手話表現の違いがあり、試験ビデオの作成について統一してほしい。
- 新カリキュラムに基づく養成の流れから考えると、本試験は手話通訳者として登録することが目的であると考えます。試験全体のレベルが高く、力のある者でも高度な問題の中でチェックポイント(場面通訳)がクリアしにくいように思います。
- 毎年、場面通訳、要約試験とも「読み取り」部分の得点が極めて低い状況です。試験問題内容の吟味と読み取り技術向上のための講座指導の研究が課題です。
- 基準が不明。全国共通レベルなのか？地域手話がメインなのかが不明。

手話通訳者登録試験にかかる予算に関する課題

* 当課題があると回答した28都道府県・政令指定都市の内20カ所が自由記述を付した。

- 全部公費負担にしてほしい。
- 高額にもかかわらず地元でも作業量(負担)が多い。
- 予算不足。
- 今の試験申込時の費用は無料となっています。このままでいいかどうか。
- 実施主体との予算が折り合わないため、低予算での実施が現状。
- 手話研修センターに納める受験料が高額で、地元試験委員会への手当、交通費支給ができない。
- 県からの新規予算は困難である。どのようにどこから、捻出するか？
- 前年度より減額。現状維持できるかどうか不安。
- 試験問題の費用について負担を軽減してほしい。
- 補助金。
- 当聴協独自事業のため、受験者から受験料を徴収している。
- スタッフの報酬が払えない、または少ない。
- 県保健福祉部福祉課が運営。
- 有料化を検討したいが…。
- 研修センターに収める費用。施設に当たっての機器借用費、要員日当、採点に最低4～5回この委員の日当等、多くの費用が必要である。毎年の実施は困難である。
- 県からの補助金が20万円しか出ない。(総支出額は60万円)
- 行政に交渉したが、厚生労働省からの指示が無いので…と。カリキュラムを作成した以上、試験まで責任を持ってほしい。
- 公的な援助がないため受験料を徴収している。不足分はろう協負担。通訳養成事業に組み込んだ予算確保を行政に働きかけているが理解が得られない。
- 県の委託費(手話奉仕員・手話通訳者養成派遣事業)の一部と受験料で運営している。養成試験費分の予算を確保してほしい。
- 県からの予算なし。受験料(受講料)でまかなう他、方法がない。負担が多い。

受講者に関する課題

* 当課題があると回答した28都道府県・政令指定都市の内18カ所が自由記述を付した。

- 自分の居住地で養成が出来るように(受けられるように)したいが講師、予算がない。
- 受講者のレベルの格差が大きく指導の仕方が難しい。
- 遠方者の受講が難しい。
- 不合格になった方の補講や研修の場が少ない。本人の意識と意欲が足りない。
- 手話奉仕員養成受講修了してから手話通訳者養成に受講の間、2年位の余裕を持たずすぐ受講してしまい、レベルが低くなる。受講者はもっと自覚がほしい。
- 入門課程～実践課程の全課程を受講している人が少ない。(コマ不足や入門課程を受講していない人がいる)
- 受講生がどこまで学ばれ通訳技術の基本を身に付けられたかどうか。
- 受講希望→面接時点で手話会話がなかなか上手いかならない人が多い。厳選するとなかなか集まらない。
- レベルの差がある。
- 受講希望者は多くいるが、基礎過程の到達目標まで達していないため、受講不可とさせていただく方が、受講申込者の半数近くになる。
- 受講人数が少ない。
- 県内で1ヶ所実施場所に集まるのに大変。地域性による交通便が不便。
- 受講者のレベルのばらつき。(奉仕員養成講習会を修了したばかりの人も受けるので)
- ビデオの手話表現が曖昧。
- 事前学習会の実施。
- 技術レベルに個人差があり、2.3年サークル活動しても無理。5年段階の計画を組んで、指導していかないと。途中で退く受講者が過半数以上いる。
- 資質不足の自覚がなくただ手話通訳者になりたいだけの人もあるので、受講テストも必要では・・・。
- レベル分けが難しい。誰でも初心者でも受講できるわけでもないし、どのレベルの人が受ければいいのかかわからない。

その他の課題

- 受講回数にばらつきがあるが、統一の必要はないか？（１回しか受講できない県もあれば合格まで受講できる県もある）
- (センター委託登録試験)：手話通訳士の有資格者の扱い。養成講座修了者以外で国リハや専門学校の卒業生の扱い。受験対象者として今後どうしていくのか、全国統一的な扱いが必要と思われる。各県にお任せでは統一にならない。
- 長年各市の独自予算で手話通訳事業が行われ、及び、独自の講習会・学習会・試験を実施しているが、現在、統一性の維持と地域格差の解消がとれない、困難になっている。又、当連盟において各市の現状・問題整理・解決と(地域格差の)底上げの指導ができる力量に収まらなくなっているという問題も明るみになった。(当都道府県レベルの講師養成について、手話通訳派遣センターに担っていただいているが、地域での反映はどうか、問題を提起して解決しフィードバックし、発展させていくようなサイクルルートが見出せていない。ろう講師増加という事実にもかかわらず、依然と講師養成受講生が健聴者多数という偏りが見られ、改善検討が望まれている。
- 手話奉仕員養成講座(基礎課程)とのつながり。
- 通訳者養成を受講するまでの活動の場、又指導内容。試験日の会場を確保するのに苦労している。せめて１年前に日程が分かったら早めに予約確保できると思う。
- 手話通訳者養成学校を地方に作ってほしい。
- 試験はすべて協会として運営する方針。
- 質のある手話通訳者を養成するにあたって、将来的に資質を有している者にかためて養成する必要がある。地方では人材不足もあって、一定のコースを終えたからというのは考え直す必要があると思う。
- (要望)2004 年度センター委託登録試験場面通訳のろう者モデルの選定に問題がある。人選、内容、聞き取り部分との間隔(今回は読み取り部分が集中していた)を空けてほしい。間隔が短いことにより、誤解等を修正、補正できない場面があった。本来の実力を見るには厳しい内容であった。
- 選考決定権は手話研修センターにあるが、選考基準が見えない。方針は出されているが、明確的ではなく、食い違いがある。

参 考

手話通訳者登録試験実施についてのアンケート

協会名	
回答者	

1. 貴団体管轄の都道府県・政令指定都市で、2001～2004年までの4年間、手話通訳者登録試験を実施していますか。

試験の名称にはこだわりません。手話通訳者派遣事業をするにあたり、派遣する手話通訳者を登録するための試験をしているかどうかの質問と理解してください。

(1) 都道府県での登録試験

年 度	全国手話研修センターの全国統一試験で実施	独自試験を実施	実施していない
2001年度			
2002年度			
2003年度			
2004年度			

上記該当箇所に○をつけてください。

(2) 政令指定都市での登録試験

年 度	全国手話研修センターの全国統一試験で実施	独自試験を実施	実施していない
2001年度			
2002年度			
2003年度			
2004年度			

上記該当箇所に○をつけてください。

政令指定都市が複数ある地域は、表の中に都市名も書きいれてください。

2. 上記1で「独自試験を実施」に○をつけた地域のみ、下記に人数を書き込んでください。

(1) 都道府県での登録試験

年度	受験者数	合格者数
2001年度		
2002年度		
2003年度		
2004年度		

(2) 政令指定都市での登録試験

年度	受験者数	合格者数
2001年度		
2002年度		
2003年度		
2004年度		

政令指定都市が複数ある地域は、表の中に都市名も書き込んで、数字をいれてください。

3. 「全国手話研修センター全国统一試験未実施」とお答えになった地域について、未実施の理由をお答えください。

(理由)

4. 全国手話研修センター、地域独自の手話通訳者登録試験のどちらも実施していない団体は、未実施の理由をお答えください。

(理由)

5.手話通訳者登録試験について、貴団体ではどのような課題があるとお考えでしょうか。

いくつかの観点を列記しました。

まとめる余裕がない場合は、課題があると考えer観点 ~ の()に○をご記入
いただだけでも良いです。

可能な範囲で、○をつけた課題に、具体的な課題内容をご記入下さい。

() 手話通訳者養成事業の実施方法に関する課題

() 手話通訳者養成事業のカリキュラム、テキスト、教材に関する課題

() 手話通訳者養成事業の講師に関する課題

() 手話通訳者登録試験の実施方法に関する課題

() 手話通訳者登録試験の合格レベルに関する課題

() 手話通訳者登録試験にかかる予算に関する課題

() 受講者に関する課題

() その他の課題

委員会開催経過報告

委員名簿

〔委員会開催経過報告〕

1．本委員会

- 第1回 2004年6月18日（金）中野区勤労福祉会館（東京）
議 題 ・研究調査内容の事業骨子（案）について
・本委員会・作業委員会の役割
・今後のスケジュール（臨時委員の選出を含む）
- 第2回 2004年9月22日（水）大阪府谷町福祉センター（大阪）
議 題 ・各作業委員会で整理した論点の確認
・理念について
・今後のスケジュール確認
- 第3回 2005年2月3日（木）スマイル中野（東京）
議 題 ・「報告書」について

2．設置・派遣作業委員会

- 第1回 2004年6月18日（金）中野区勤労福祉会館（東京）
議 題 ・委員紹介、委員長選出
・委員会の役割
・今後の作業内容について
・手話通訳事業の変遷について
- 第2回 2004年7月14日（水）全国手話研修センター（京都）
議 題 ・現状把握および問題点について
・聴覚障害者情報提供施設関連について
- 第3回 2004年8月30日（月）・31日（火）スマイル中野（東京）
議 題 ・札幌市・静岡県における手話通訳事業について
・報告書骨子案の作成
- 第4回 2004年9月21日（火）大阪府谷町福祉センター（大阪）
議 題 ・理念について
・事業のあり方
・課題整理
・作業スケジュール確認

- 第 5 回 2004 年 11 月 16 日（火）全日本ろうあ連盟事務所（東京）
議 題 ・「設置通訳」について
・作業スケジュール確認
- 第 6 回 2004 年 12 月 14 日（火）中野区勤労福祉会館（東京）
議 題 ・「グランドデザイン案」について
・「派遣事業」について
・作業スケジュール確認
- 第 7 回 2005 年 1 月 31 日（月）中野区勤労福祉会館（東京）
議 題 ・香川県調査について
・本委員会提出「報告書案」について
・作業スケジュール確認
- 第 8 回 2005 年 2 月 15 日（火）全日本ろうあ連盟事務所（東京）
議 題 ・報告書について（本委員会の協議を受けて）
・作業スケジュール確認
- 第 9 回 2005 年 3 月 10 日（木）全日本ろうあ連盟事務所（東京）
議 題 ・報告書について（修正箇所の確認）
- 第 10 回 2005 年 3 月 15 日（火）全日本ろうあ連盟事務所（東京）
議 題 ・報告書について（全体調整）

3．養成・認定作業委員会

- 第 1 回 2004 年 6 月 18 日（金）中野区勤労福祉会館（東京）
議 題 ・委員紹介、委員長選出
・委員会の役割
・今後の作業内容について
・手話通訳事業の変遷について
- 第 2 回 2004 年 7 月 21 日（水）全日本ろうあ連盟事務所（東京）
議 題 ・現状把握および問題点について
- 第 3 回 2004 年 8 月 30 日（月）・31 日（火）スマイル中野（東京）
議 題 ・静岡県における手話通訳事業について
・報告書骨子案の作成

- 第4回 2004年9月21日（火）大阪府谷町福祉センター（大阪）
議 題 ・理念について
・事業のあり方
・課題整理
・作業スケジュール確認
- 第5回 2004年12月14日（火）中野区勤労福祉会館（東京）
議 題 ・グランドデザイン案について
・手話奉仕員・手話通訳者の養成・認定について
・作業スケジュール確認
- 第6回 2005年1月31日（月）中野区勤労福祉会館（東京）
議 題 ・本委員会提出「報告書案」について
・作業スケジュール確認
- 第7回 2005年2月15日（火）全日本ろうあ連盟事務所（東京）
議 題 ・報告書について（本委員会の協議を受けて）
・作業スケジュール確認
- 第8回 2005年3月10日（木）全日本ろうあ連盟事務所（東京）
議 題 ・報告書について（修正箇所の確認）
- 第9回 2005年3月15日（火）全日本ろうあ連盟事務所（東京）
議 題 ・報告書について（全体調整）

【 委 員 名 簿 】

○ 本委員会

- 委員長 安 藤 豊 喜 (財団法人全日本ろうあ連盟理事長)
- 委 員 (ア行順)
- 石野富志三郎 (財団法人全日本ろうあ連盟事務局長)
- 石 原 茂 樹 (社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
手話試験部部長)
- 川 根 紀 夫 (日本手話通訳士協会事務局長)
- 木 下 武 徳 (北星学園大学講師)
- 黒 崎 信 幸 (財団法人全日本ろうあ連盟副理事長)
- 小 中 栄 一 (財団法人全日本ろうあ連盟手話通訳対策部長)
- 近 藤 幸 一 (全国手話通訳問題研究会事務局長)
- 坂井田美代子 (社会福祉法人全国手話研修センター
人材養成課長)
- 柴 田 浩 志 (全国聴覚障害者情報提供施設協議会事務局)
- 松 本 晶 行 (財団法人全日本ろうあ連盟副理事長)
- 山 形 恵 治 (全国手話通訳問題研究会運営委員)

○ 設置・派遣作業委員会

- 委員長 石野富志三郎 (財団法人全日本ろうあ連盟事務局長)
- 委 員(ア行順)
- 木 下 武 徳 (北星学園大学講師)
- 清 田 廣 (社団法人大阪聴力障害者協会会長)
- 近 藤 幸 一 (全国手話通訳問題研究会事務局長)

○ 養成・認定作業委員会

- 委員長 小 中 栄 一 (財団法人全日本ろうあ連盟手話通訳対策部長)
- 委 員 (ア行順)
- 内 田 元 久 (神奈川県聴覚障害者連盟コミュニケーション対策部長)
- 川 根 紀 夫 (日本手話通訳士協会事務局長)
- 林 智 樹 (金城学院大学教授)
- 山 形 恵 治 (全国手話通訳問題研究会運営委員)

発 行 日 : 2005年3月25日

企 画・編 集 : 聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再築検討委員会

発 行 : 財団法人 全日本ろうあ連盟

〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL03-3268-8847 ・ FAX03-3267-3445

ホームページ <http://www.jfd.or.jp/>

Eメール inquiry@jfd.or.jp

印 刷 : 日本印刷株式会社

この事業は、独立行政法人福祉医療機構(長寿社会福祉基金)の助成により行ったものです。
